

閲覧用

令和 7 年 9 月定例会

(9月3日招集)

和水町議会会議録

令和7年9月和水町議会定例会目次

○9月3日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸般の報告	3
日程第4 行政報告	4
日程第5 常任委員長報告（行政視察研修報告）	6
日程第6 承認第3号 専決処分の承認について （和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）	10
日程第7 承認第4号 専決処分の承認について （令和7年度和水町一般会計補正予算（第2号））	11
日程第8 議案第54号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業 職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	12
日程第9 議案第55号 和水町議會議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部改正について	13
日程第10 議案第56号 和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止に ついて	14
日程第11 議案第57号 令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）	14
日程第12 議案第58号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）	17
日程第13 議案第59号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）	18
日程第14 議案第60号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）	19
日程第15 議案第61号 令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）	21
日程第16 議案第62号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）	22
日程第17 認定第1号 令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算	24
日程第18 認定第2号 令和6年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算	24
日程第19 認定第3号 令和6年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算	24
日程第20 認定第4号 令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算	24
日程第21 認定第5号 令和6年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算	24
日程第22 認定第6号 令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算	24
日程第23 認定第7号 令和6年度和水町簡易水道事業会計決算	25

日程第24 認定第8号 令和6年度和水町下水道事業会計決算	25
日程第25 認定第9号 令和6年度和水町病院事業会計決算	27
散会	28

○9月4日（第2日）

出席議員	29
欠席議員	29
職務のため出席した事務局職員	29
説明のため出席した者の職氏名	29
開議	29
日程第1 一般質問	30
2番 千々岩 繁議員	30
3番 木原 泰代議員	44
8番 竹下 周三議員	55
11番 坂本 敏彦議員	70
散会	82

○9月5日（第3日）

出席議員	83
欠席議員	83
職務のため出席した事務局職員	83
説明のため出席した者の職氏名	83
開議	83
日程第1 一般質問	84
6番 齊木 幸男議員	84
10番 笹渕 賢吾議員	102
4番 荒木 宏太議員	115
9番 秋丸 要一議員	131
散会	146

○9月12日（第4日）

出席議員	147
欠席議員	147
職務のため出席した事務局職員	147
説明のため出席した者の職氏名	147
開議	148

日程第1	承認第3号 専決処分の承認について (和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)	149
日程第2	承認第4号 専決処分の承認について (令和7年度 和水町一般会計補正予算(第2号))	149
日程第3	議案第54号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	149
日程第4	議案第55号 和水町議會議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	150
日程第5	議案第56号 和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止について	150
日程第6	議案第57号 令和7年度和水町一般会計補正予算(第3号)	151
日程第7	議案第58号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)	151
日程第8	議案第59号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)	152
日程第9	議案第60号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)	152
日程第10	議案第61号 令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)	153
日程第11	議案第62号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)	153
日程第12	常任委員長決算審査報告	154
日程第13	認定第1号 令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算	159
日程第14	認定第2号 令和6年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算	169
日程第15	認定第3号 令和6年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算	170
日程第16	認定第4号 令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算	170
日程第17	認定第5号 令和6年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算	171
日程第18	認定第6号 令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算	171
日程第19	認定第7号 令和6年度和水町簡易水道事業会計決算	172
日程第20	認定第8号 令和6年度和水町下水道事業会計決算	172
日程第21	認定第9号 令和6年度和水町病院事業会計決算	173
日程第22	報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	173
日程第23	閉会中の継続調査について	174
日程第24	議員派遣について	175
追加日程第1	議案第63号 令和7年度和水町一般会計補正予算(第4号)	175
追加日程第2	発議第1号 地域公共交通検討特別委員会の設置について	178
閉会		181

9 月 3 日(水曜日)

令和7年9月和水町議会第3回定例会会議録

令和7年9月3日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年9月3日午前10時00分招集

2. 令和7年9月3日午前10時00分開会

3. 令和7年9月3日午前11時54分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。 (11名)

1番 亀 崎 清 貴	2番 千々岩 繁	3番 木 原 泰 代
4番 荒 木 宏 太	5番 白 木 淳	6番 齊 木 幸 男
8番 竹 下 周 三	9番 秋 丸 要 一	10番 笹 淵 賢 吾
11番 坂 本 敏 彦	12番 高 木 洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。 (0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	有 働 和 明	書 記	倉 掛 裕 美
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石 原 佳 幸	副 町 長	藤 本 麻 衣
教 育 長	米 田 加奈美	総 務 課 長	坂 口 圭 介
まちづくり課長	野 田 敏 治	地域振興課長	鍋 島 忠 隆
建 設 課 長	牧 野 秀 彦	税 務 課 長	中 嶋 啓 晴
住民環境課長	上 原 克 彦	デジタル行政推進課長	大 山 和 説
保健子ども課長	永 田 雅 裕	福 祉 課 長	新 木 隆
農林振興課長	益 永 浩 仁	農業委員会局長	中 山 寛 久
学校教育課長	中 原 寿 郎	社会教育課長	樋 口 恭 子
特 養 施 設 長	前 淳 康 彦	病院事務部長	石 原 康 司
会 計 管 理 者	松 尾 修		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 常任委員長報告（行政視察研修報告）
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
(和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認について
(令和7年度和水町一般会計補正予算（第2号）)
- 日程第8 議案第54号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第55号 和水町議會議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第56号 和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第11 議案第57号 令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第58号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第59号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第61号 令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第62号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 認定第1号 令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第2号 令和6年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第3号 令和6年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第4号 令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第5号 令和6年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第6号 令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第7号 令和6年度和水町簡易水道事業会計決算
- 日程第24 認定第8号 令和6年度和水町下水道事業会計決算
- 日程第25 認定第9号 令和6年度和水町病院事業会計決算

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和7年第3回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 白木淳議員、6番 齊木幸男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和7年第3回和水町議会定例会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

8月10日・11日の大雨では、熊本県内各所で多くの被害をもたらしました。4名の方がお亡くなりになるなど人的被害が16人、住宅被害は7,500棟を超える大災害でしたし、農地・農作物についてはいまだ調査が進められているところです。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈るとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

これから、台風シーズンで線状降水帯の発生も懸念されています。町民の皆様方には、安全な場所への早期の避難で命を守る行動をお願いします。そして、被害がないことを祈るばかりでございます。

9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続きそうです。体調管理には十分に気をつけられますようお願いします。

8月13日に開催しました夏祭り盆踊り大会には多くの御来場をいただき、近年にないにぎわいとなったところです。

また、今月に古墳祭が予定されております。古墳祭ライブ、花火大会などに町内外を問わず多くの来場者でにぎわうことを願っているところです。職員の皆様方には、準備から当日の運営までよろしくお願ひします。

さて、本定例会に提出された諸議案は、専決2件、条例3件、補正予算6件、決算9件、報告1件の計21件であります。この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会等の出席を要請しております。諸般の報告は、6月定例会以降の主な行事と地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況について、別紙のとおりお手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします

日程第4 行政報告

○議長（高木洋一郎君）　日程第4、行政報告を行います。

石原町長

○町長（石原佳幸君）　皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。

令和7年第3回和水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用の中御出席を賜り、誠にありがとうございます。町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心をお寄せいただきておりますことに心より感謝を申し上げます。

まず、8月10日から11日にかけての線状降水帯が停滞したことにより、県内各地で記録的な大雨が発生いたしました。近隣の玉名市、長洲町では大雨特別警報が発令されたほか、玉東町では県河川の木葉川の氾濫により甚大な被害が発生しています。和水町では人的被害はありませんでしたが、県河川の日平川の氾濫、そしてその影響による床下浸水、道路の冠水や農地そして農業用施設の崩壊など、多くの災害が発生している状況です。

町としましても迅速な災害復旧に努め、町民の皆様が安心安全に暮らせるよう尽力していくとともに、被害の大きかった市町村へは職員を派遣し災害対応に当たっております。この場をお借りしまして、犠牲となられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた多くの皆様にお見舞いを申し上げます。

近年は予想をはるかに上回る豪雨が多く見受けられます。町民の皆様におかれましても、日頃から災害に備え、防災への意識を高めていただき、早めの避難行動をお願い申し上げます。

さて、令和7年6月定例会以降の行政報告を申し上げます。

まず、6月23日から旧校区ごとの7回にかけましてタウンミーティングを開催し、町での取組やその成果を報告させていただきました。合計で約200名の方々に御参加をいただき、現在の町政運営に対する御意見や御要望、御助言などをいただいたところです。

町としましても、皆様からいただいた御意見等に真摯に向き合い、よりよいまちづくりができるよう努めてまいります。

次に、7月25日に昨年に引き続き、子ども議会を開催いたしました。三加和中そして菊水中の12名の生徒が議員として議長役になられ、議論を交わせていただきました。制服の選択肢の追加や公園の整備、まちづくり等についてたくさんの御意見をいただいたところです。いただいた御意見につきましては、今後の調整運営に生かしてまいりたいと考えております。

次に、7月9日から13日にかけて、インドネシアへの視察訪問を行いました。町では人口減少による働き手不足を補うため、特別養護老人ホームきくすい荘において、インドネシアから6名の特定技能実習生を職員として迎え入れました。外国人労働者の受入れは町として初めての事例となります。

視察訪問では、日本で働くための職業訓練機関や和水町に来ていただけた実習生の御家庭を訪問し、御家族と意見交換をさせていただきました。町としましても慣れない日本での生活となりますので、インドネシアの文化などを理解し、寄り添いながら生活面の支援を行ってまいります。8月12日には6名そろって来日をされ、現在、介護士として勤務をされています。

次に、8月5日から8日にかけて、台湾の九如郷などを訪問いたしました。九如郷とは、観光やスポーツ、商工業、教育などの国際的な交流そして連携を図るため、令和6年5月に国際交流促進覚書書MOUを締結しており、この覚書書をきっかけに海外短期派遣事業を創設し、今回は10名の中学生を九如郷に派遣し、現地の中学生との交流や台湾の歴史、文化の視察を行いました。

また、これまで行政のみの交流だった国際交流をさらに加速化、発展させるため、今回は商工会や企業等懇話会の会員の方にも訪問団に加わっていただき、商工業などにおいても経済交流につなげができる充実した視察になったのではないかと思っております。引き続き、様々な分野で交流を行い、相互の活性化を図ってまいります。

そのほか、8月には町内に2つの公園、ロマンパークそしていたてんパークが完成いたしました。子供からお年寄りまでみんなが集える憩いの場になれば、大変うれしく思います。

また、昨年に引き続き、東京都にございます赤坂四川飯店において、9月9日から30日にかけまして和水町フェアが開催されます。このフェアでは、和水町産品の認知度向上そして食の魅力を発信することを目的に、和水町の食材を使った四川料理を提供されますので、首都圏の皆様や近くに行かれた際は、ぜひお立ち寄りいただければと存じます。

そのほか6月定例会以降の行政報告につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり、専決処分の承認についてのほか承認についてが1件、和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてのほか条例についてが2件、令和7年度和水町一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが5件、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定についてのほか認定についてが8件、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告についてが1件の計21件の議案を上程しております。

特に、一般会計補正予算の主な内容としましては、基金の積立てとして子育て支援基金に3億円、財政調整基金及び減債基金に1億1,000万円、建設課の町道整備事業で2,200万円、同じく建設課の町急傾斜地崩壊防止事業で2,120万円、農林振興課の有害鳥獣被害対策事業で750万円など、一般会計を4億9,947万9,000円増の総額104億9,798万8,000円としているところです。

各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） これで行政報告を終わります。

日程第5 常任委員長報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、常任委員長報告を行います。

7月に実施されました行政視察研修について、各常任委員長から報告を求めます。

まず最初に、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長 秋丸議員

○総務文教常任委員会委員長（秋丸要一君） おはようございます。

（おはようございます。）

委員長の秋丸要一です。総務文教常任委員会視察研修報告をいたします。

令和7年7月17日と18日の2日間、宮崎県川南町と新富町で研修を行いました。

目的は、移住定住、空き家対策、ふるさと納税の政策についてです。

まず、宮崎県川南町です。

県の中央部に位置し人口1万4,000人で、農漁業、畜産業が盛んな町です。戦後間もない頃、国の開拓事業により大勢の移住者が全国より押し寄せ、人口も増加し、川南合衆国と呼ばれるようになりました。三大開拓地の一つとして上げられています。

川南は多様性を認めフロンティアスピリットがあふれている移住の町と言えます。そして、農業を目指す移住者が安心して農業に取り組めるための就農環境の整備に注力しています。また、役場を中心とした本通り周辺には約150の店舗があり、地域通貨を採用して商業の活性化を推進しています。

川南町では、移住定住、空き家対策、ふるさと納税の政策について研修を行ってまいりました。

まず、移住定住政策について。

移住者数については、過去9年間で197世帯、351名増加しています。移住者に対する行政の支援体制については、その道のプロを移住支援アドバイザーとして設置し、情報発信、移住相談会等に出店、オンライン相談、お試し住宅の体験などで移住につなげています。

主な政策は、県外から川南町へ移住された方への支援、川南町で働く方への支援、新婚家庭家賃補助、家購入・建設への補助が主な政策であります。

まず、県外から川南町へ移住された方への支援ですが、国の交付金事業であります移住支援事業マッチング支援事業は、世帯で移住された場合100万円、宮崎県交付金事業として、ひなた暮らし実現応援事業は三大都市圏または福岡県から川南町へ移住された方へ移住支援金を助成しています。世帯で移住された場合100万円、また川南町独自の事業として、県外からの移住者支援助成金として15万円の川南町電子地域通貨を交付しています。

川南町で働く方への支援としては、町内雇用者等生活支援助成があり、生活費の一部として月額1万5,000円を36か月間助成しています。

次に、新婚家庭家賃補助は結婚3年以内で夫婦の合計年齢が80歳以下の新婚世帯に対して、家

賃相当額の一部、月額1万5,000円を36か月助成しています。家を購入、建設への補助としては、御夫婦の合計年齢が100歳以下の方に最大で100万円を助成しています。移住者の住宅確保は空き家バンクや民間物件を紹介しています。

空き家対策の取組については、宮崎県宅地建物取引業協会と包括連携協定を締結しています。空き家バンク登録数需要と需給バランスについては、登録物件累計35件、うち契約成立件数21件、空き家バンク利用登録者数累計97名のうち成立件数が21件で21.6%です。町内の空き家数は令和5年1,270戸、18%になっています。

ふるさと納税につきましては、令和6年度全国37位、宮崎県3位の49億5,900億円、畜産品が約70%であります。

次に、宮崎県新富町です。

宮崎県のほぼ中央の沿岸地帯に位置し、人口1万6,000人、早期水稻、施設園芸が盛んであり、甘藷、茶などが栽培され、肉牛、養鶏、酪農などの畜産、そしてウナギの養殖が盛んな町です。ほかにも新田原古墳群や新田神楽など歴史の色濃い故郷でもあります。また昭和32年に航空自衛隊新田原基地が建設され、活性化エリアでは人が集うサッカーのまちを目指しています。

新富町では移住定住政策とふるさと納税について研修をいたしました。

まず1番、移住定住政策について。

新富町では、移住者をサポートするひなた暮らし移住支援金を実施しています。2人以上の世帯には100万円、単身世帯には30万円が支給される仕組みです。関係交流人口を拡大させる公共事業として、3つの活性化エリアを設定、サッカースタジアムを活用した地域活性化ゾーン、農業の試験研究を行う農業生産振興ゾーン、商業活性化を目指す企業誘致ゾーンに分割、地域の活性化の拠点とする計画の振興を図り定住促進につなげています。

またサッカー2チームを誘致し、サッカースタジアムやフットボールセンターを活用し、スポーツ観光振興に地域おこし協力隊32名を配置、また、農水省の補助金を活用して廃校を宿泊施設に改修するなど、定住促進を図っています。

旧観光協会を法人化した通称「こゆ財団」によるふるさと納税の受託運営と、その収益を人材育成に再投資する手法で起業家育成を柱とした経済の創出に取り組んだ結果、移住者や企業家が増加し、そして空き家再生や事業雇用の再生の成果が認められ、2018年、国の地方創生優良事例に選出されています。

ふるさと納税につきましては、2025年7月31日、総務省発表、令和6年度全国125位、宮崎県6位の21億4,100万円です。主な返礼品は約50%がウナギ、ライチやメロンなどの果物類が30%、その他肉・野菜が人気となっています。

長くなりましたが、以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 総務文教常任委員長報告を終わります。

続いて、厚生建設経済常任委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員会委員長 木原議員

○厚生建設経済常任委員会委員長（木原泰代君） 改めまして、おはようございます。

(おはようございます。)

厚生建設経済常任委員長の木原泰代でございます。

委員会では、令和7年7月10日、11日の両日、委員会議員5名全員と農林振興課長、保健子ども課長、議会事務局職員の8名で、大分県杵築市の子供の居場所「b & g きつき」と大分県竹田市にあります「田んぼ屋のじり」を訪問し、子育て支援と中山間地域における大規模農業経営について学んでまいりました。

主な内容を報告させていただきます。

初めに、杵築市の子供の居場所「b & g きつき」について御報告をいたします。

「b & g きつき」では、杵築市役所福祉事務所所長、福祉事務所次長兼こども家庭センター長、杵築市役所職員2名と運営を委託されておりますNPO法人こどもサポートにっこ・にこ理事長、杵築学習支援スタッフ2名に対応していただきました。

まず、杵築市の概況ですが、大分県の北東部にある国東半島南部に位置し、面積は280.8キロ平方メートル、人口2万6,033人、世帯数1万3,112世帯、高齢化率39.59%、年間出生数が84人、昨年初めて100人を下回ったということでした。年間死亡数は485人です。

小学校10校、中学校3校、認定こども園10園、公立が1園です。幼稚園2園全て公立です。事業所内保育所1園あります。

会社の撤退に伴い安い賃料でアパートが借りられ、経済的に困難を抱えている家庭の入居の受皿となっているとの説明がありました。全国一安いアパート料金だそうです。

子供の居場所「b & g きつき」は2019年4月に開設されております。

設立の経緯は、杵築市子どもの貧困計画を基に、放課後児童クラブの終わった後の居場所や生活に困難のある家庭の存在、ひとり親の30%が居場所を求めていた、60%が学習支援を希望していたということが取組の後押しになったということだそうです。

開設の仕様と初年度運営費をb & g が支援し、開設4年目から杵築市に引き継がれました。

運営はNPO法人こどもサポートにっこ・にこで、杵築市から多くの委託事業をはじめ多くの子育て支援事業を実施されている法人です。

場所は、杵築城の周辺にありまして、木造平屋建てで建設面積は134.71平方メートル、延べ床面積は130平方メートルとこぢんまりとした場所でございました。隣に児童数500人の杵築小学校がありまして、その横に杵築児童館があり、児童館と子どもの居場所「b & g きつき」は廊下でつながっておりました。

開設時間は平日16時から21時で、長期期間中は10時から開園しているということでした。対象児童は生活困窮世帯や問題を抱えている家庭、市内全域の小学生、その兄弟児で一般の小学生も参加しているとのことでした。

対象児童を定期的な連携によって把握し、継続的な支援の下、居場所へとつなげておられました。学校との連携もとても大切にされ、学校等から支援が必要なのではとの情報提供もあってるそうです。実施内容は、学習支援、基本的な生活習慣の獲得、体験活動、お誕生日パーティーは1人ずつ実施されているそうです。

アントレ教育と私たちではちょっと耳慣れない教育も行っておられました。アントレ教育とは、地元に関連した新しい事業を創出する体験を通じて自分で考え工夫する力を身につけることを目的に、地元みかん農家、イチゴ農家や金融機関からお話をいただいたり、特産品を使った商品を考え、価格の設定、販売まで模擬体験を実践したりする教育だそうです。みかん狩り等の体験から、農業に関心を持ち始めた児童もいるとの報告がありました。

定員は1日当たり20名程度、料金は1回300円。もちろん免除もございます。職員体制は運営スタッフさん三、四名、保育士、元教師、社会福祉士等です。それと調理スタッフ2名、学習支援スタッフ二、三名です。

居場所での過ごし方は、16時に隣接する児童館や近隣の学童クラブで閉館まで過ごした子供たちが、「ただいま」と次々にやってきます。他の児童クラブからの児童は送迎も行っているということでした。その後、おやつ、宿題、遊び、18時に食事、歯磨き、自由時間、シャワーとなります。シャワーの需要が多く、寄附でシャワー1つあったのが、あと一つ増設したという説明がありました。お迎えもありますが、送迎を20時頃とするという報告がありました。

居場所の成果として、「児童の自己肯定感が高まり、自分や他者を思いやれる」、「たっぷり食べられる」、「生活習慣が定着した」、「不登校児の受皿にもなっている」、「自分を出せるということを経験し、学校にも行けるようになった児童もいる」ということでした。

令和6年度から、児童育成支援拠点事業の補助事業1,480万6,600円の委託料と利用料金の9万6,000円で運営されていました。企業や農家からの寄附もたくさんいただいているとのことでした。

運営面での課題といたしまして、予算面での継続性、補助金の継続、発達障害児への対応、思春期の子供への対応等があると話されました。

施設の見学も行いましたが、地域に必要なサービスを的確に形にしている杵築市とその受託機関のNPO法人子どもサポートにっこ・にこの活動のすごさと力量に大きな感銘を受けました。

和水町においても、子どもの居場所「b & g きつき」のような第三の居場所についての検討も始められております。和水町の子供たちを取り巻く実態を的確に捉え、検討を深める必要があると認識した視察でございました。

次に、大分県竹田市萩地域で「田んぼ屋のじり」の代表取締役 野尻様より中山間地域における大規模経営についてお話を伺いました。

まず、竹田市萩地域の概況ですが、竹田市西部の阿蘇外輪山の台地にあり、熊本県高森町、阿蘇市に接する準高冷地、標高400メートルから650メートルです。準高冷地の特徴を生かしたトマトや露地野菜が盛んで、早くから基盤整備に取り組み、水稻栽培も地域の農業の基幹となっております。

「田んぼ屋のじり」の経営状況は、平成7年に3ヘクタールから本格的に水稻栽培を開始し、平成19年、野尻様夫婦が就農されました。平成21年に経営を株式会社化し、平成23年、常時雇用を開始しておられます。平成25年には第44回の大分県の農業賞、企業的農業部門最優秀賞を受賞されております。

令和7年の水稻栽培面積は105ヘクタールで、一番遠い水田は30キロも離れているということでした。地域内の水稻栽培を次々に依頼される形で受託しながら、農地の集約化と大規模化を実現していかれたそうです。法人化を進め、県や関係機関の支援を受けながらスマート農業の実証実験にも参加、ローンやICT機器を活用した農作業の効率化により省力化と安定的な経営を図っているとのことでした。

経営内容は、主食米、飼料米の生産、各種農作業の受託、主食米、飼料米の集荷・販売、稲藁の販売、園芸、シイタケの生産です。経営改善に向けた取組として、作付、品種の検討、新規品目導入による経営の多角化、冬季作業の充実、スマート農業関連で経営栽培管理システムの導入でアグリノートがよかったですというふうなことがありました、アグリノートの導入、機械の有効活用、資材の検討を行っているという報告がありました。機械の年間維持費に1,000万円以上かかっているとのことでした。

現在、日本人8人、外国人9人を雇用されていますが、社会保険制度の実施、給与に関しては、基本給、時間外手当等で対応、夏場は10時間の勤務になりますが29万円程度を支払っているということでした。

和水町も、地域農業の持続可能性を高めるための取組を加速させておりましたが、スマート農業や法人経営の導入支援、意欲ある人材の発掘・育成等と、人と技術の両面を支えることが大切であると感じた観察でした。

以上で、厚生建設経済常任委員会の観察研修報告を終わります

○議長（高木洋一郎君） 以上で、常任委員会委員長報告を終わります。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認について

（和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（高木洋一郎君） 日程第6、認定第3号「専決処分の承認について（和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました承認第3号「専決処分の承認について（和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」の提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

この専決処分につきましては、令和7年6月4日付で、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、令和7年7月3日公示の第27回参議院議員通常選挙事務に支障が出ないよう、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要性がありましたので、令和7年7月1日付で条例改正の専決処分を行っております。

改正内容は、新旧対照表で説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

右の欄が改正前、左の欄が改正後となります。

改正につきましては、別表第1にある選挙長から選挙立会人までの8つ職の区分についての報酬額の改正となります。今回の改正では、それぞれの職の区分ごとの金額を改正せずに、法律改正の施行に伴い自動的に報酬額を変更できるように、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額」とした内容で改正いたしております。

参考までに、今回の改正金額を申し上げますと、選挙長が1万2,200円、投票所の投票管理者が1万4,500円、期日前投票所の投票管理者が1万2,800円、開票管理者が1万2,200円、投票所の投票立会人が1万2,400円、期日前投票所の投票立会人が1万900円、開票立会人と選挙立会人がそれぞれ1万100円となります。

以上で、承認第3号「専決処分の承認について（和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認について

（令和7年度和水町一般会計補正予算（第2号））

○議長（高木洋一郎君）　日程第7、認定第4号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第2号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君）　ただいま議題となりました承認第4号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算第2号）」の提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めます。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

それでは、予算書の2ページ目を御覧ください。

令和7年度和水町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,850万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表　歳入歳出予算補正による。

令和7年7月1日専決 和水町長 石原佳幸でございます。

この専決処分につきましては、承認第3号でも申し上げましたとおり、令和7年6月4日付で

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正の施行により、選挙事務に携わる選挙長など8つの職の報酬単価が増額となっております。

この報酬単価の増額により、令和7年7月3日公示の第27回参議院議員通常選挙で不足する事務経費の予算を確保するため、専決処分により補正するものでございます。

まず、歳出から申し上げます。

議案書の8ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、4目参議院議員選挙費を13万9,000円追加いたします。

追加した経費の内訳といたしましては、投票管理者、開票管理者、投票立会人、期日前投票立会人、開票立会人の報酬となります。

次に歳入を御説明いたします。

予算書の7ページを御覧ください。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金を歳出と同額の13万9,000円を追加いたしております。

以上で、承認第4号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第2号））」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

日程第8 議案第54号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君）　日程第8、議案第54号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君）　ただいま議題となりました議案第54号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月3日提出　和水町長　石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明をいたします。

議案書の3ページの下段を御覧ください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業制度を拡充するため、関係条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

今回の法律の一部改正のポイントといたしましては、大きく2点ございます。

1点目として、柔軟な部分休業制度の導入として、従来の「1日2時間以内」の部分休業が拡充され、勤務時間の全部または一部を休業として選択できるようになり、年間を通して一定の範

圏内で柔軟に取得可能になること。

2点目が、非常勤職員の対象拡大といったしまして、これまで制度対象児童は3歳未満に限定されていましたが、今回の改正により小学校就学前まで対象が拡充されております。

以上の法の改正により、第1条である和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正をいたしております。

次に、第2条である和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてですが、先ほど、ポイントの1点目で申し上げましたように、部分休業の時間の制限がより柔軟化されたことにより一部改正を行うものとなります。

この改正により利用しやすい環境を整え、育児と仕事の両立を推進し、さらなる働き方改革につなげてまいります。

以上で、議案第54号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第9 議案第55号 和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第55号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第55号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明をいたします。

議案書の1ページの下段を御覧ください。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、関係条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

改正内容については、議案書の中ほどを御覧ください。

まず、第8条ですが、ここでは選挙運動用のビラの作成の公費負担額について明記されておりますが、1枚当たりの選挙運動用のビラ作成単価を7円73銭から8円38銭に改正しております。

次に、第11条ですが、ここでは選挙運動用のポスターの作成の公費負担額について明記されております。1枚当たりの選挙用のポスター作成単価費用を541円31銭から586円88銭に改正いたしております。

以上で、議案第55号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

日程第10 議案第56号 和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（高木洋一郎君）　日程第10、議案第56号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君）　ただいま、議題となりました議案第56号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年9月3日提出　和水町長　石原佳幸でございます。

和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例（平成18年和水町条例第99号）は廃止する。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由については、和水町デイサービスセンターを廃止するため、条例を廃止する必要があるということでございます。

現在、きくすい荘は建て替え工事を施工していますが、民間でできることは民間でという行政改革や民間活力の導入の方針に基づき、建て替えの規模決定を行った結果、町営のデイサービスセンターを廃止したとしても、なお地元民間事業者に十分な受皿があると判断し、今回の廃止提案となったものございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひします。

日程第11 議案第57号 令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君）　日程第11、議案第57号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君）　ただいま議題となりました議案第57号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明を申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

令和7年度和水町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,947万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,798万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

(債務負担行為の補正)

第2条債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。

(地方債の補正)

第3条地方債の変更は第3表地方債補正による。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出の主なものについて、御説明申上げます。

13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、24節の積立金を1億1,309万6,000円補正いたします。

内訳といたしましては、財政調整基金積立金として5,776万5,000円、減債基金積立金として5,533万1,000円となります。いずれも、令和6年度決算に伴う余剰金を活用とした積立金となります。

同じく6目企画費、24節積立金を子育て支援基金積立金として3億260万4,000円を補正いたします。これは、令和6年度において大幅なふるさと納税の伸びがありましたので、これから先、安定した事業が展開できるよう昨年度よりも多く積み増しを行っております。

次に、14ページを御覧ください。

同じく1項総務管理費、8目電子計算費、12節の委託料を第5次L G W A N構築業務委託料として498万6,000円補正いたします。これは、自治体専用総合行政ネットワークが、設備機器の物理的な老朽化やシステムの陳腐化が懸念されるための移行費用となります。移行することで、通信インフラの高度化やセキュリティの強化、クラウド・デジタル化対応の促進につなげまいります。

次に、11目国際交流費を239万8,000円追加いたします。これは、台湾の九如郷の訪問団が親交を深めることを目的に11月に来町される予定となりましたので、そのおもてなしの費用として必要な予算を計上いたしております。

16ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節の負担金補助及び交付金を有害鳥獣被害対策補助金として750万円追加いたします。この補助金は、当初予算で450万円計上いたしておりましたが、事業開始から多くの補助金申請があり、およそ3か月で予算上限に達しております。現時点においても、依然として有害鳥獣に伴う被害が多く、補助金の追加要望も多数あることから、追加の補正となりました。

17ページを御覧ください。

7款、1項商工費、1目商工総務費を585万円追加いたします。これは、和水町商工会補助金となりますが、活用といたしましてはプレミアム商品券事業になります。財源は、重点支援地方交付金となります。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、14節の工事請負費を260万円追加いたします。工事の詳細といたしましては、役場本庁前の傷んでいる横断歩道をカラー舗装いたします。これは通学路安全点検において、改善の要望があった場所となりますが、カラー舗装することにより視認性を高め、ドライバーへの注意喚起を促すことで交通事故防止の効果が期待されます。

次に、2目道路新設改良費（単独）、14節の工事請負費を2,200万円追加いたします。これは、町道・中路石場線道路改良工事費用となります。設計書の再精査、最新単価への更新を行った結果、工事費に増加が見込まれるため、不足する工事費を補正いたします。

次に3項河川費、3目砂防費を2,120万円追加いたします。

まず、12節の委託料を町急傾斜地崩壊防止事業測量設計業務委託料として420万円追加いたします。これは6月豪雨により民家の裏山が崩壊したため、早急に対策工事を行うための測量設計委託の予算となります。

その下段の14節工事請負費1,700万円は、今申し上げました対象物件の崩壊防止対策工事費用となります。

次に19ページを御覧ください。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農地等災害復旧費、14節の工事請負費を310万円追加いたします。これは、6月豪雨により被災した農業用水路1件と農地1件の復旧に必要な予算となります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

11款、1項、1目の地方交付税を1億4,765万9,000円追加いたします。これは、普通交付税の交付額決定に伴う増額補正となります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、28節地方創生臨時交付金を760万円補正いたします。これは、プレミアム商品券事業の財源として活用してまいります。

次に、11ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、9目の災害復旧費県補助金を200万円補正いたします。これは、今年の6月豪雨により被災した農業用水路及び農地の復旧に係る県の支出金になります。

次に、17款財産収入、1項財産運用収入、2目の利子及び配当金として517万9,000円追加いたします。これは、各基金の預金利息の上昇に伴い、収入増加が見込まれるための補正となります。

次に、12ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金を1億1,944万4,000円減額補正いたします。これは、予定よりも交付増となった普通交付税の財源や令和6年度決算確定による余剰金を活用し、財源組替を行ったことによる減額となります。

次に、20款、1項、1目の繰越金を1億1,091万7,000円追加いたします。これは、令和6年度決算額確定に伴い、余剰金となった2億2,091万7,000円の一部を繰越金として予算化したものになります。予算化していない余剰金については、これから先の補正予算の財源として活用してまいります。

次に、22款、1項町債、6目の土木債を4,000万円追加いたします。

まず、1節の道路整備事業は、町道・中路石場線道路改良工事ですが、予算に不足を生じるため、道路橋梁整備事業債を2,090万円増額し、財源確保いたします。

また、6節の緊急自然災害防止対策事業も災害復旧に必要とする財源確保を行うため、緊急自然災害防止対策事業債を1,910万円増額するものになります。

戻りまして、6ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正の追加となります。

御覧のとおり令和8年度から令和12年度までの5年間の三加和区域と菊水区域のスクールバス運行業務委託となります。限度額として合わせて3億41万円となります。

次に、7ページを御覧ください。

第3表 地方債補正の変更になります。

起債における限度額の増減補正を行っております。

まず、道路橋梁整備事業ですが、限度額を3億750万円から2,090万円増額し3億2,840万円といたしております。これは、町道・中路石場線道路改良工事の増額分となります。

次に、緊急自然災害防止対策事業は、限度額を1億3,920万円から1,910万円増額し1億5,830万円といたしております。これは、民家の裏山崩壊に伴う災害対策事業の追加となります。

次に、消防施設等整備事業は、限度額を1,020万円から50万円減額し970万円といたしております。減額の要因ですが、消防積載車導入に伴う補助金が採択されたため、不要となった起債額を減額いたしております。

以上で、議案第57号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第58号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第12、議案第58号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君）　ただいま議題となりました議案第58号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,570万円とする。

第2項歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年9月3日提出　和水町長　石原佳幸でございます。

まず、歳出について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を440万円追加し1,742万6,000円といたします。これは、令和8年度から国民健康保険税に子ども子育て支援金が新設されたことに伴い、国保システムの改修を行うための経費となります。

次に、歳入を御説明いたします。

7ページを御覧ください。

4款県支出金、2項県補助金、2目熊本県システム改修補助金を新設し440万円とします。これは国保システム改修に伴う県補助金となります。

以上で、議案第58号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

日程第13　議案第59号　令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君）　日程第13、議案第59号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木　隆君）　議案第59号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,601万4,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料を55万円、3節職員手当等を22万8,000円、4節共済費を13万8,000円増額しております。これは、4月の人事異動によるものでございます。また、12節委託料を15万3,000円減額し、次の4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費の12節委託料を15万3,000円増額しております。これは、町が指定する地域密着型事業所、福祉施設になりますが、そちらの実地指導における委託料を地域支援事業の補助事業とすることが可能となったためでございます。

次に、5款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金を15万円増額しております。これは、定期預金利率の上昇によるものでございます。

続きまして、歳入を申し上げます。

7ページを御覧ください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料を3万5,000円、3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金を6万円、5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金を2万9,000円、次のページ、8ページです、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業費繰入金を2万9,000円、合計15万3,000円を増額しております。先ほど歳出で説明いたしました地域支援事業の補助事業としての財源組み換えによるものです。

戻りまして、7ページの4款、1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金を317万3,000円、2目地域支援事業交付金を37万2,000円増額いたします。これは令和6年度の決算に伴いまして、それぞれ過年度分としての追加交付となります。

続きまして、8ページの6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金を15万円増額しております。歳出で説明いたしました介護給付費準備基金積立金の定期預金利率の上昇分となります。

次に7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金を76万3,000円増額しております。人事異動による91万6,000円の増額と、地域支援事業への財源組換えによる15万3,000円の減額によるものです。

次に、同じく8ページの8款、1項、1目の繰越金を354万5,000円、先ほど説明いたしました4款の支払基金交付金の過年度分の追加交付額354万5,000円により、財源調整のため減額補正しております。

以上で、議案第59号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします

日程14 議案第60号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14、議案第60号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） 議案第60号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億767万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

（債務負担行為）

第2条地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出について、御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節の使用料及び賃借料について、介護法令等WEB検索サービス利用料として2万2,000円を増額します。これは、指定管理者への円滑かつ確実な経営移行を行うため、今後、事務手続等に遺漏がないよう、介護分野の法令の根拠に基づき的確に経営の実務を推進、徹底していく必要があることから予算化するものです。

また、18節の負担金補助及び交付金について、喀たん吸引等研修受講負担金の1名分の追加費用と、特定技能1号外国人の就労に伴い、WEB研修を多言語で受講できるようにするための追加費用として、合わせて13万2,000円を増額します。

そして、24節積立金について、特老建設基金の利率上昇による利息の増加分として81万2,000円を増額し、今回の歳出補正の総額として96万6,000円を増額するものです。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。

5款県支出金、1項、1目県補助金について、介護職員等の手当や一時金の引上げの人事費改善経費に充てるため、介護人材確保・環境整備改善等事業補助金として192万6,000円を、また、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金について、積立金利子に81万2,000円をそれぞれ増額するとともに、8款繰入金、1項、1目一般会計繰入金について、県補助金等の増額補正に伴う財源調整として177万2,000円を減額し、今回の歳入補正の総額としては96万6,000円を増額するものです。

次に、5ページを御覧ください。

債務負担行為についてです。

今回、発電機設備工事と居室等空調設備工事について、期間を令和8年度、限度額を合計で7,514万8,000円とする債務負担行為を設定します。これら2件の工事は、現在、施工中のきくすい荘改築工事の関連工事として改築工事との連携が必須であり、配線や配管等の打合せを改築工事の進捗に合わせて令和8年1月頃に開始する必要があることや、今後も発電機や空調機器の価格上昇が見込まれることから、債務負担行為を設定し、令和7年度中に工事契約を締結し着工を目指すものでございます。

以上で、議案第60号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

日程15 議案第61号 令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程15、議案第61号「令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいま議題となりました議案第61号「令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億655万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を209万円追加し、353万5,000円とします。これは、令和8年度から後期高齢者保険料に子ども子育て支援金が新設されたことに伴い、後期システムの改修を行うための経費となります。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金を34万円追加し353万5,000円とします。これは、後期高齢者医療保険料等負担金が毎年、翌年度の7月に確定することから、今回の補正により対応するものです。

次に、歳入を御説明いたします。

7ページを御覧ください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、4目過年度保険料等負担金繰入金を新設いたしまして34万円といたします。これは、歳出で説明しました後期高齢者医療保険料等負担金の確定に伴いまして、一般会計から法定内繰入金として繰り入れるものでございます。

次に、7款県支出金、1項県負担金、1目県補助金を新設いたしまして209万円といたします。これは、後期システムの改修にかかる県補助金となります。

以上で、議案第61号「令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16 議案第62号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第16、議案第62号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいま議題となりました議案第62号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。3ページを御覧ください。

令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）提案理由

ただいま議題となりました、議案第62号、令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、令和7年度和水町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和7年度和水町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款下水道事業収益、既決予定額2億440万4,000円、補正予定額362万7,000円の増、計2億803万1,000円。

支出は補正がございません。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,680万1,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。

収入

第1款資本的収入、既決予定額1億9,124万6,000円、補正予定額1,290万3,000円の減、計1億7,834万3,000円。

第1項企業債、既決予定額1億1,740万円、補正予定額490万円の増、計1億2,230万円。

第3項補助金、既決予定額6,206万4,000円、補正予定額1,780万3,000円の減、計4,426万1,000円。

支出

第1款資本的支出、既決予定額2億1,865万7,000円、補正予定額648万7,000円の増、計2億2,514万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億6,342万5,000円、補正予定額648万7,000円の増、計1億6,991万2,000円。

(企業債の補正)

第4条、予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債目的、下水道事業、既決予定額1億1,740万円、補正予定額490万円の増、計1億2,230万円。

(一時借入金の限度額の変更)

第5条、予算第6条中「1億6,300万円」を「1億6,900万円」に改める。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算説明書により説明させていただきます。

14ページを御覧ください。

まず、収益的項目の収入について御説明いたします。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第3目補助金362万7,000円を増額しております。

内訳としましては、県補助金の目的が起債償還の元金に充当するものであり、資本的収入として受け入れる必要があることから、1,637万3,000円を減額しています。また、4条予算の他会計補助金を3条の他会計補助金に2,000万円組み替えたことにより増額しております。

続いて、資本的項目の支出について御説明します。

16ページを御覧ください。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目下水道事業建設改良費を648万7,000円増額いたしております。内容は、菊水浄化センターの会議室空調機が故障したことによる取替え工事費としまして、153万6,000円を増額しております。また、菊水浄化センターの自家発電機の燃料タンク追加により、金額が495万1,000円増高するため補正を行っております。

次に、収入について御説明申し上げます。

15ページを御覧ください。

第1款資本的収入、第1項企業債、第1目建設改良事業債として、下水道事業債490万円を増額しています。こちらは自家発電機の增高分に企業債を充当したことによるものです。

第3項補助金1,780万3,000円を減額しております。県補助金の科目を収益的収入から資本的収入へ訂正したことにより、219万7,000円増額しております。この額は、熊本県公共浄化槽等整備推進事業交付金の内示額によるものであり、また、収益的収入の減額と資本的収入の増額に差が生じている理由としましては、県補助金の計算を行うべきところを国補助金の計算で行っていた

ことによるものであります。

また、第4条予算の他会計補助金を第3条予算の他会計補助金に2,000万円組み替えたことにより減額しております。

以上で、議案第62号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

日程第17 認定第 1号 令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算

日程第18 認定第 2号 令和6年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第19 認定第 3号 令和6年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

日程第20 認定第 4号 令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

日程第21 認定第 5号 令和6年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

日程第22 認定第 6号 令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 認定第1号「令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算」から、日程第22 認定第6号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」及び日程第23 認定第7号「令和6年度和水町簡易水道事業会計決算」から日程第24 認定第8号「和水町下水道事業会計決算」までを一括議題とします。

まず、認定第1号から認定第6号までの提案理由の説明を求めます。

松尾会計管理者

○会計管理者（松尾 修君） ただいま議題となりました認定第1号「令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算」から、認定第6号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」までの6の会計決算について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

議案書フォルダー最後の令和6年度決算総括表を御覧ください。

総括表の読み上げをもって、提案理由の説明とさせていただきます。

認定第1号「令和6年度一般会計歳入歳出決算」です。

予算現額112億866万1,000円、歳入決算額104億6,119万522円、歳出決算額102億143万3,224円、差引き残額2億5,975万7,298円です。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が3,884万円です。

なお、決算書には、事項別明細書のほかに実質収支に関する調書、財産に関する調書、入湯税の使途条件についての資料を添付しています。

続きまして、認定第2号「国民健康保険事業会計」。

予算現額13億8,742万円、歳入決算額13億7,448万278円、歳出決算額13億3,832万2,685円、差引き残額3,615万7,593円。

認定第3号「介護保険事業会計」。

予算現額14億8,397万4,000円、歳入決算額16億9,086万9,328円、歳出決算額14億1,016万4,719円、差引き残額2億8,070万4,609円。

認定第4号「特別養護老人ホーム事業会計」。

予算現額7億906万1,000円、歳入決算額6億6,686万6,801円、歳出決算額6億6,686万6,801円、差引き残額ゼロ円、繰越明許費繰越額が100万円です。

認定第5号「春富財産区特別会計」。

予算現額95万1,000円、歳入決算額95万748円、歳出決算額12万2,752円、差引き残額82万7,996円。

認定第6号「後期高齢者医療事業会計」。

予算現額2億54万1,000円、歳入決算額1億8,878万548円、歳出決算額1億8,861万1,048円、差引き残額16万9,500円です。

以上で、認定第1号「令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算」から、認定第6号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」までの提案理由の説明とさせていただきます。

後日、各委員会において各課から詳細な決算説明を行いますので、御審議の上、御承認、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松尾会計管理者

○会計管理者（松尾修君） 失礼いたします。先ほど、認定第4号 特別養護老人ホーム事業会計の繰越明許費繰越額を「100万円」ということで申し上げましたが、正式には「ゼロ円」でございます。すみません。大変失礼いたしました。訂正をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

日程23 認定第7号 令和6年度和水町簡易水道事業会計決算

日程24 認定第8号 令和6年度和水町下水道事業会計決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第23 認定第7号「令和6年度和水町簡易水道事業会計決算」から日程第24 認定第8号「令和6年度和水町下水道事業会計決算」の提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいま議題となりました認定第7号「令和6年度和水町簡易水道事業会計決算」につきまして、提案理由の説明を行います。

決算書での説明といたします。

4ページを御覧ください。

令和6年度和水町簡易水道事業決算報告書について。

1、収益的収入及び支出の収入になります。

第1款簡易水道事業収益、決算額8,475万8,499円。

5ページを御覧ください。

支出になります。

第1款簡易水道事業費用、決算額7,533万6,377円となり、差引き942万2,122円の黒字となります。

続きまして6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入になります。

第1款資本的収入、決算額4,946万4,000円。

7ページを御覧ください。

支出になります。

第1款資本的支出、決算額6,064万117円となり、差引き1,117万6,117円の赤字となります。この表の下に表示しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,117万6,117円は、過年度損益勘定留保資金712万6,983円と消費税及び地方消費税資本的収支調整額404万9,134円を補填いたしております。

9ページを御覧ください。

令和6年度の簡易水道事業損益計算書ですが、下段に当年度未処分利益剰余金723万1,692円とあります。こちらが令和6年度の純利益となります。一般会計から営業外収益としまして、繰り入れたことにより黒字となっております。

以上で、認定第7号「令和6年度和水町簡易水道事業会計決算」について、提案理由の説明を終わります。

続きまして、認定第8号「令和6年度和水町下水道事業会計決算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

令和6年度和水町下水道事業決算報告書についてです。

1、収益的収入及び支出の収入になります。

第1款下水道事業収益、決算額2億1,187万9,660円。

5ページを御覧ください。

支出になります。

第1款下水道事業費用、決算額1億9,653万1,431円となり、差引き1,534万8,229円の黒字となります。

6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入になります。

第1款資本的収入、決算額6,838万500円です。

7ページを御覧ください。

支出になります。

第1款資本的支出決算額9,192万6,487円となり、差引き2,354万5,987円の赤字となります。この表の下に表示しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,354万5,987円は、過年度損益勘定留保資金444万285円と消費税及び地方消費税資本的収支調整額262万4,597円と、当年度の損益勘定留保資金1,393万9,861円と最後に消費税及び地方消費税資本的収支調整額の当年分を254万1,271円補填いたしております。

次に、9ページを御覧ください。

令和6年度の下水道事業損益計算書です。

下段に、当年度の未処分利益剰余金1,386万1,778円とありますが、こちらが令和6年度の純利益となります。こちらも一般会計から営業外収益としまして繰り入れたことにより黒字となっております。

以上で、認定第8号「令和6年度和水町下水道事業会計決算」について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程25 認定第9号 令和6年度和水町病院事業会計決算

○議長（高木洋一郎君）　　日程23 認定第9号「令和6年度和水町病院事業会計決算」についての提案理由の説明を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君）　認定第9号「令和6年度和水町病院事業会計決算」につきまして提案理由の説明を行います。

まず、議案書のほうの14ページを御覧ください。

令和6年度決算については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

次に、内容につきましては議案書の5ページ、6ページのほうの損益計算書を御覧いただきたいと思います。

まず、歳入です。

1 医業収益、入院収益から他会計補助金まで合計で7億2,285万2,609円、3の医業外収益、受け取り利息配当金からその他医業外収益まで合計で1億5,001万1,973円となります。

また、次の6ページですが、5、健康管理センター収益、7の居宅介護支援事業収益、9の訪問看護事業収益、これを全て加えまして、総収益が9億3,651万4,725円となります。

次に、歳出になります。

5ページの医業費用、この合計が9億9,677万7,810円、次に医業外費用、6ページの6の健康管理センター費用、8の居宅介護支援事業費用、10の訪問看護事業費、これを合計しますと総費用が10億9,909万2,242円となります。

総収益から総費用を差し引きますと、令和6年度の決算につきましては6ページの下から3行

目にあります当年度純損失1億6,257万7,517円の赤字の決算となります。

以上で、認定第9号「令和6年度和水町病院事業会計決算」について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高木洋一郎君） お諮りします。

認定第1号「令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算」から認定第9号「令和6年度和水町病院事業会計決算」までの審査については、休会中の常任委員会審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの審査については、休会中の常任委員会審査とするに決定しました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立ください。

お疲れさまでした。

散会 午前11時54分

9 月 4 日 (木曜日)

第 2 日

1. 令和7年9月4日午前10時00分招集
2. 令和7年9月4日午前10時00分開会
3. 令和7年9月4日午後2時57分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。 (11名)

1番 亀 崎 清 貴	2番 千々岩 繁	3番 木 原 泰 代
4番 荒 木 宏 太	5番 白 木 淳	6番 齊 木 幸 男
8番 竹 下 周 三	9番 秋 丸 要 一	10番 笹 別 賢 吾
11番 坂 本 敏 彦	12番 高 木 洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。 (0名)
なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 有 働 和 明 書記 倉 掛 裕 美

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石 原 佳 幸	副 町 長	藤 本 麻 衣
教 育 長	米 田 加奈美	総 務 課 長	坂 口 圭 介
まちづくり課長	野 田 敏 治	地域振興課長	鍋 島 忠 隆
建 設 課 長	牧 野 秀 彦	税 務 課 長	中 嶋 啓 晴
住 民 環 境 課 長	上 原 克 彦	デジタル行政推進課長	大 山 和 説
保 健 子ども課長	永 田 雅 裕	福 祉 課 長	新 木 隆
農 林 振 興 課 長	益 永 浩 仁	農 業 委 員 会 局 長	中 山 寛 久
学 校 教 育 課 長	中 原 寿 郎	社 会 教 育 課 長	樋 口 恭 子
特 養 施 設 長	前 別 康 彦	病 院 事 務 部 長	石 原 康 司
会 計 管 理 者	松 尾 修		

12. 議事日程

日程第1 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。
(おはようございます。)

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は4人の議員に一般質問通告書一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の第1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。

第2項目めからの質問は質問席から行います。

第1答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、千々岩議員の発言を許します。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 皆さん、おはようございます。

（おはようございます。）

定例会初日、最初の質問者となります2番議員の千々岩 繁でございます。まずはお忙しい中、傍聴席においていただいた方々、また公民館等モニターで御視聴していただいている皆様に深く感謝申し上げます。また、一般質問の詳細については、後日、ユーチューブ等で御確認いただければと思います。

さて、8月10日から11日にかけて発生した記録的大雨において被災され、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。

また、本町はじめ長洲町、玉東町、玉名市等県内で多くの家屋や農業関連施設等の浸水被害等を受けられた方々にもお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を切に願っております。

近年、線状降水帯が頻繁に発生し、全国どこでも大雨による被害が後を絶ちません。年々、気象変動により最高気温も更新され、40度超えの自治体も出てきています。これらも災害と言つていいのではないでしょうか。

自然の猛威に私たちはなすすべもありません。しかし、私たち一人一人がこういう自然災害に真剣に向き合い日頃から意識していれば、命を守るという最小限のことはできるのではないかでしょうか。災害はいつどこでどのように起こるか予測できません。だからこそ、日々の訓練や災害に備えた行動を身につけておく必要があると思います。これから台風シーズンもやってまいります。私たちの身近に災害がいつ起こるか分からない、最小限、本当に命を守るという行動を常日頃から取る必要があると考えております。

それでは、規則にのっとり質問させていただきます。

質問事項1、高齢者の交通支援について。

質問要旨（1）高齢者等外出支援タクシー利用支援事業の利用状況と課題について問う。

質問要旨（2）乗合タクシー「あいのりくん」の利用状況と課題について問う。

執行部の皆さんにおかれましては、簡潔明瞭にお答えください。

次の質問については質問席にて行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 皆さん、おはようございます。

それでは千々岩議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、高齢者の交通支援について。

質問の要旨（1）「高齢者等外出支援タクシー利用支援事業の利用状況と課題について問う」について、お答えします。

高齢者等外出支援タクシー利用支援事業は、平成20年より家庭での移送が困難な高齢者等に対し、医療機関への通院のための外出支援として事業を開始しております。

1枚500円のチケットを月額3,000円を利用上限とした1年分、3万6,000円を交付し、平成20年度の開始当時が14名の利用者に対し、実績額が15万5,000円となっています。

その後も約20名前後の利用者で推移し、実績額も多い年度で約30万円程度にとどまっておりましたが、年々利用実績が減少し、令和4年度には利用者数4名、令和5年度には9名とさらに減少傾向が続いておりました。

そのため、令和6年度に事業内容を見直し、月額3,000円の上限額を撤廃し総額3万6,000円を御自身の判断により自由に利用できるように改正を行いました。

また、令和6年度の事業内容の見直しに合わせ、高齢者のみの世帯でかつ所得段階が該当される323名に対し、本事業の案内通知を郵送させていただきました。その結果、利用者数29名、実績額も40万円を超えるまでに増加しております。

ただし、通知先の高齢者の中には対象条件に該当しない町内に居住する子供さんなどの支援者がおられる方なども含まれるために、全員が全ての条件に該当されるわけではありません。それでも案内通知をお送りした323名の約1割の29名の申請にとどまっていることから、現在、個別に福祉課において、該当されるにもかかわらず申請漏れの高齢者がいらっしゃらないか、確認作業を進めている状況です。

現在、その対象者の掘り起こしと令和6年度に実施しました改正の効果により、利用者数が増加しつつある状況ではありますので、まずはその経過を注視していきたいと考えています。

次に、質問の要旨（2）「乗合タクシー「あいのりくん」の利用状況と課題について問う」について、お答えします。

平成29年10月から運用を開始した乗合タクシー「あいのりくん」は、町内23か所そして町外3か所の計26か所の乗降場所を設置し、交通手段の確保やお出かけ機会の創出を図っているところです。

また、「あいのりくん」の運行形態は自宅の玄関先から目的地の乗降場所まで送迎するドア・ツー・ドアにより運行をしていることから利便性も高くなっています。令和7年7月末現在で利用

登録者数839人、令和6年度においては年間延べ8,104件の利用をいただいております。

なお、利用者の約90%が65歳以上の高齢者となっており、買物や通院の移動に不安を抱える高齢者の皆様にとって重要な移動手段になっていると認識しています。

次に、乗合タクシー事業の課題についてですが、利用者からは早朝や土曜日、日曜日の運行など、利用時間の拡充や指定乗降場所の追加などの声が上がっておりまます。

これらについては交通事業者と協議を行ったところですが、利用時間の拡充については、タクシー事業者のドライバー不足などの観点から、現時点では実施できていない状況です。

また、指定乗降場所の追加については、令和7年4月から新たな乗降場所として南関町のいきいき村に加えて、ビッグオークショッピングセンターを1か所追加させていただきました。

利用者の声を踏まえ、乗合タクシー「あいのりくん」の充実を図るべきと考えておりますが、地域公共交通の基本的な考え方として、既存の輸送手段である路線バスや一般タクシーを最大限に生かすことが重要であるため、慎重な検討が必要となります。

今後も乗合タクシー「あいのりくん」の利便性向上、そして地域公共交通網を総合的に捉え、お互いが持続可能で効率的な運行ができるよう、関係機関と引き続き議論を行ってまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 町長、御答弁ありがとうございました。

それでは質問の要旨（1）について再質問をいたします。

ただいま御説明いただきました高齢者の支援タクシー、非常に制度途中で利用者の利便性を考慮し、より利用しやすいように変更していただいているというふうに思っております。

この高齢者支援タクシーですけども、「あいのりくん」と同様に免許返納者への支援はできないんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、「あいのりくん」事業におきまして免許返納日から1年間、無料で利用できるようになっております。

本高齢者等外出支援タクシー利用支援事業におきましても、その対象者に免許返納者を加えることができないのかということかと思いますが、現時点では財源及び効果について精査及び検証が必要かと認識しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

この質問は政府も免許返納、高齢者の事故等も非常に多くなっているということも踏まえて、

高齢者の方々の免許返納を促進をするということもあるうかと思うんですけども、私たちが置かれている、あるいは生活をしている拠点を考えたときに、やはり都市部と地方部では大きな格差があると。都市部では免許がなくても本当に公共交通が充実をしてますので、免許返納してもそんなに困ることはないかと思うんですけども、この地方部においては、やはり免許がないと本当に外出もできない、買物も行けない、2番目に「あいのりくん」も質問してますけども、やはり自分に合った生活スタイルで移動したい、そういういろいろな思いがあつてぎりぎりまで免許返納を我慢をされてる状態だと思うんですよ。

そういう中で少しでも、非常に課題等もあるうかと思うんですけども、この免許返納者への支援もぜひお願いをしたいとというふうに思います。

それでは再質問ですけども、この高齢者と外出支援タクシー利用支援事業の行先とか、あるいは病院等はどこが一番多くなっているか、お聞かせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本事業の利用条件といたしまして、医療機関でございますと町内・外の限定はございません。

その主な通院先といたしまして、直近の令和6年度、令和7年度におきまして、やはり玉名市であれば県北病院及び皮膚科、整形外科などが多くなっております。

また近隣の山鹿市の山鹿市民医療センター、同じく皮膚科、整形外科、恐らく町立病院にない診療科だと思います。そのほかにも地理的な要因かと思われますが、南関町の内科医院への通院も一定数見受けられます。

町立病院の利用実績なんですが、やはりケアバスや「あいのりくん」等がありますのでこのタクシーチケットを使ってというところでは、町立病院は逆に少なくなっています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

この高齢者等外出支援タクシー利用支援事業ですけども、先ほどの町長の答弁にもございましたけども、該当されるにもかかわらず申請漏れの高齢者がいらっしゃるかもしれないと、かもしれないといらっしゃらないかもしれませんけども、ひょっとしたらいらっしゃるかもしれないと。やはりこういうせっかくいい事業をつくっていただいてますので、今後、この高齢者等外出支援タクシー利用支援事業の利用促進について、課として具体的な方策等、考えておられたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもございましたが、令和6年8月にまず、所得段階が該当される高齢者

のみの世帯の323名に対し本制度の案内通知を郵送させていただいております。

結果、約30名の利用につながりましたというところで御報告いたしましたが、やはり引き続き今後も所得段階と高齢者のみ世帯という基準で送付しておりますので、近所に子供さんがいらっしゃったり、まだ運転免許を持って運転するよという方もいらっしゃいましたので、その辺を今、福祉課にて精査をしているところでございます。

また定期的に民生委員の定例会及び老人会等の集まりにおきましても、本事業の周知はさせていただいております。直近では6月から7月に開催されましたタウンミーティングにおきましても紹介をさせていただいております。

引き続き、そのような場を活用して紹介をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 答弁ありがとうございます。

この事業を利用するに当たっては、いろいろ制限があるということで、この利用条件を今後、緩和をしていくというようなことは考えてございませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本事業のまず利用条件ですが、まず1番目に、高齢者のみの世帯。2つ目の条件が、要支援及び要介護認定等、生活上、支援が必要な方。3つ目の条件が、生活保護受給者及び住民税非課税世帯に属し、年金収入が細かく言いますと80.9万円以下の高齢者。4番目の条件といたしまして、高齢者の1親等の親族で、自動車免許を取得している者が町内に居住していないこと等。以上が条件となっております。

条件を緩和し対象者数を一定数増やすことになりますと、財源との兼ね合いも出てまいりますが、まずはどの条件を緩和し撤廃することで、どれだけの予算増が見込まれるか等の精査が必要になってくると考えております。

また、どのような条件緩和が撤廃により効果的な支援となるかも併せて検証していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございます。

今の中で、利用条件等を緩和したときに利用される方々というのは当然増えてくるかと思うんですけども、そういう中で緩和をし利用者が増える、それによっていろいろな懸案事項等が出てくるかと思うんですけども、そこまで想定されていますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本事業は医療機関への通院であれば町内外の限定はありません。利用者からしますと、利用促進を図ることで医療機関の選択肢が広がるという効果が見られますが、町内において視点を向いた場合、町立病院を本町の地域医療の核として見た場合、選ばれる病院としての努力がさらに必要になってくるかと思われます。

また、利用促進を図るために医療機関以外への条件緩和を図った場合は、町内等の商店等におきましても同様の状況になってくるというところが推測されます。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

いろいろこの高齢者の外出支援タクシー、町としてもよりよく利用していただくためにいろいろな策を取りながら利用者に周知をしていただいているかと思うんですけども、今後、このタクシーを利用される高齢者の方々がやはり多くなっていくだろうということはもう予測されることです、この後、「あいのりくん」等も出てまいりますけども、包括的にこの交通の利便性とかそういうところも踏まえながら考えていただければと思います。

続いて、質問の要旨（2）の乗合タクシー「あいのりくん」の利用状況についての再質問をさせていただきます。

そもそもこの「あいのりくん」という名称のとおり、同じ目的地に1人じやなく複数で乗り合いながら行きましょうという趣旨で「あいのりくん」という名称がついたんだろうと思うんですけども、現状はドア・ツー・ドアになってしまって、御近所といつても本当に隣が近い方もいらっしゃれば非常に遠い方もいらっしゃるという中で、相乗り率というのが非常に難しいと思うんです。

この利用者同士がこの「あいのりくん」に同乗する乗り合い率といいますか、「あいのりくん」も非常に数多く運行されてると思いますけども、その中で、ドア・ツー・ドア以外での利用状況、相乗りで行かれている状況が分かれば、お教えいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの千々岩議員の御質問について、お答えいたします。

利用者同士が一緒に相乗りタクシーに同乗する乗り合いの状況は、令和6年度の乗り合い割合、乗り合い率が約15%となっております。令和6年度の実績からしますと、年間の延べ件数が8,104件となっておりますので、令和6年度は約1,200件が乗り合いにより「あいのりくん」を利用されているという計算になります。

また、乗り合いする場合は、行先、方向などが一緒の場合、ルートの場合に乗り合いをいただくというふうになっておりますので、そういった利用者の方のニーズへの対応というふうになる

かと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございました。

利用者のニーズというワードが出てまいりましたけども、実際「あいのりくん」を利用されている方々から、今の「あいのりくん」の運行時間が、今、午前8時半から17時だろうと思います。病院等に通院をされている方々、病院の受付が大体8時半からだろうと思いますけども、8時半の病院の受付にやはり間に合うように行きたいという、そういうニーズが非常に高いんだろうと思うんですけども、この運行時間を変更するということは可能なんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

運行時間を変更することにつきましては、地域公共交通の基本的な考え方であります「今ある輸送手段を最大限活用すること」が基本となるため、関係機関との協議が必要になってきます。

令和6年度に行った乗り合いタクシーの受託者でありますタクシー事業者との協議におきましては、午前7時からの運行時間の拡大について調整を図ったところではありましたが、先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、タクシー事業者のドライバー不足の観点から、運航に至っていない状況であります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 社会的にもこの運転手不足、タクシーのみならず公共交通、バスにしても電車、いろいろなところでこの運転手不足というのは言われてますので、一概に解決できるものではないかと思うんですけども、せっかく「あいのりくん」というすばらしい公共交通の一端を担う乗り物があるということですので、より利便性がつくように、町としてもぜひここは前向きに検討していただければというふうに思います。

それでは、次の質問ですけれども、令和6年3月に和水町地域公共交通計画という冊子ができています。

この中に、「あいのりくん」の認知度という項目がございます。「あいのりくん」の認知度が非常に低いというふうに報告ではなってるんですけども、この認知度を高めていく取組、これ町としては何か考えておられますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

令和6年3月に策定しました和水町地域公共交通計画におけるアンケート調査の結果ですが、

約4割の方が「あいのりくん」を知っていると回答した一方で、また逆に約4割の方が知らないというふうな回答があつております。

「あいのりくん」の認知度向上の取組としまして、老人会や民生委員・児童委員会そういう会合に出向きまして、パンフレットを使った紹介ですとか、広報なごみに乗降場所の紹介記事を掲載するなど広く周知を図つているところです。

新規登録者数でいきますと、令和6年度は83人の新たな登録があつております。令和5年度は53名でしたので、何かしらの効果はあつてあるというふうに認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

せっかくいいシステムですので、より多くの方々に御利用していただくというふうに、町としても努力をしていただければと思います。

最初の高齢者等外出支援タクシーあるいは「あいのりくん」、この2つの支援といいますか、タクシーであつたり外出支援タクシーであつたり「あいのりくん」であつたり、やはり「あいのりくん」にしてもドア・ツー・ドアになつてしまつて、台数も限られた台数で運行してますので、なかなか住民の方々が外出をしたい、行きたいと思ったときになかなか出られない、時間が合わない、そういうこともあろうかと思うんですけど、こういう高齢者と外出支援タクシーや「あいのりくん」で補えないところを病院のケアバスとか、あるいはスクールバスの空き時間等、うまく利用できないでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

令和6年3月に策定しました和水町地域公共交通計画による施策としまして、ケアバス機能のお出かけ交通「あいのりくん」との連携ということを掲げております。

高齢者や過疎化、交通弱者の増加等によります交通と福祉の課題を解決するため、令和6年度の共創・MaaS実証プロジェクトによる人材育成事業に続きまして、今年度は交通と他分野の連携によります持続的な地域公共交通を検討するため、共創モデル実証運行事業を実施しております。

本事業につきましては、交通ニーズの把握のため福祉事業者からのヒアリング、そして65歳以上の町民の方3,000人を対象にしましたアンケート調査の実態調査、そして今年の11月から来年の1月の3か月間を利用して、町立病院のケアバスの運行時間外を有効に活用しまして、高齢者の外出促進につながる実証運行につなげていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

今、ケアバスの実証実験をやるということで御答弁いただきましたけども、現状のケアバスの運行状況等を教えていただければと思いますが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいまの千々岩議員の町立病院のケアバスの運行状況について、お答えしたいと思います。

町立病院のケアバスの運行につきましては、合併前の平成16年から運行を始めておりました。今の体系になりましたのは平成25年の7月から行っております。

まず、車両につきましては、病院で保有しています29人乗りのマイクロバスを1台、マイクロバスの運転業務を主業務とした会計年度職員1名を採用して運行のほうを実施しております。

1日の流れにつきましては、8時半に病院のほうを出まして、ケアバスの停留所を周回しまして9時半にまず病院のほうに着きます。その後、診療が終了した後、11時半に病院を出まして、1時間かけて12時半には病院に戻ってくるというのが1日の流れとなっております。

月曜、火曜、木曜が旧菊水のルート、水曜と金曜が旧三加和ルートを予約なしで運行しながら、火曜日の三加和ルートのみ前日までの予約ということで運行のほうを実施しております。いずれのルートにつきましても、15か所ほど病院独自のケアバスの専用の停留所を作製しております。

詳細な時刻表等につきましては、町立病院のホームページ、また広報なごみで年1回周知しながら運行を行っている状況です。

送迎の総数につきましては、令和5年度が2,865人、令和6年度が2,494人、1日診療人数で行きますと10名弱ぐらいの状況となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございました。

先ほど、野田課長の答弁の中に、令和6年度の共創・MaaS実証プロジェクト事業、これは国土交通省が始めている事業で、今年度は多分違う名称だというふうにお聞きをしておりますけども、この事業の内容、本町でやってる事業内容と課題等は何か検証されてますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

令和6年度の共創・MaaS実証プロジェクトによります人材育成事業につきましては、交通と福祉のそれぞれ抱える課題をテーマに、福祉事業者の知識の習得のための先進地事例講座の開催、こちらを年4回、そして先進地の視察研修や各事業者が抱える課題や現状整理、今後の取組などを議論する事業構想ディスカッションのほうを開催しております。

昨年度、実施した事業の効果としましては、業種間を超えた共通課題の認識と限られた地域資

源の中で他者との協働について理解促進が図られた一方で、参加事業者の中から地域を率先して引っ張っていっていただける事業者が見受けられなかつたことや、交通と多分野の連携による取組が今後は必要であることなどの課題も見えたところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

全国的な事業ですので、やはりその地域、地域に合った事業をどうやるかというのが非常にもう課題にもなってくるかと思うんですけども、今お話がありました交通と福祉という部分、やはりこの福祉は切り離そうにも絶対切り離すことができない分野ですので、より効果的なものができるように町としても努力をしていただければというふうに思います。

では、再質問を行いたいと思いますが、「あいのりくん」の乗降場所のことです。

町長答弁でも「いろいろなニーズがある」というふうに御答弁いただきました。今、本当にいろいろなところに乗降場所を増やしていくだけでニーズに応えられているかと思うんですけども、それぞれの地区に公民館がございます。この公民館を乗降場所に設定するということは考えてございませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

乗合タクシー「あいのりくん」の利用者の多くの方は65歳以上の高齢者の方となっております。移動手段がない利用者にとっては買物や通院の利用のみならず、娯楽や集会などがあります。比較的地区の中心にある地区の公民館を乗降場所に望む意見は伺ったことがあります。

引き続き、利用者の意見を伺いながら、関係各所と協議検討してまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございます。

公民館だったら地域の方々も集まりやすい、利用しやすいという、ドア・ツー・ドアというのが一番ベストですけども、やはり「あいのりくん」相乗り率を上げることでも公民館等を乗降場所の一つに設定していただければ、みんなで乗り合いながら移動するということも可能かと思いますので、ちょっと後検討をお願いしたいと思います。

それから、先ほどのケアバスの件が出ました。このケアバスの運行を今後やられるということですけども、町立病院を起点としたときに、山鹿の市民病院、あるいは県北病院等もルートの中にちょっと考慮していただければ、より山鹿の病院に来ました、あるいは県北病院に行きました、そしていろいろな病気の種類にもよるかと思うんですけども、そこの病院からまた町立病院のほうに帰ってきていただくという、病院の患者数も増えるのかなというふうに思うんですけども、

そこら辺はこのケアバスの実証実験の中で取り入れられる予定はございますか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

まず、御提案をいただきましてありがとうございます。地域公共交通のこれも基本的な考え方として、既存の輸送手段である路線バスやタクシーを最大限に活用していくという基本的な考え方方がございます。

このような考え方からしますと、県北の玉名病院ですとか山鹿市民医療センターは路線バスの運行経路上にあるということから、その実現については内部調整や関係機関との調整が必要になってくるというふうに考えております。

また、この共創・M a a S、こちらのほうの実証実験ですけれども、あくまで今ある有効資源であるケアバスを活用して実験をするということで、今の事業者への聞き取りですとか、そしてアンケート調査の内容等を踏まえましてルート設定あたりをしていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

ぜひ検討を加えていただいてですね、やはり病院に通院をされる方々の利便性、町立病院の活性化も当然視野に入れながらルート等、設定をしていただければありがたいと思います。

それでは時間もあまりなくなったので、質問事項2、地域猫活動について。

質問の要旨（1）地域猫活動について現状と課題について問う。

質問の要旨（2）人と動物が共生するまちづくりについて問う。

執行部のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは質問事項の2、地域猫活動について。

質問の要旨（1）「地域猫活動について現状と課題について問う」について、お答えします。

地域猫については、令和5年12月に議員からの御提案、御質問をいただいたところですが、その後、近隣自治体の事例等を参考に検討を重ね、本町においても昨年度よりT N R活動さくらね

この無料不妊手術チケット交付というものを始めております。

このTNR活動は捕獲のトラップの「T」、不妊去勢受手術をしてさくら耳カット、ニューターの「N」、そして元の場所に戻すリターンの「R」という活動のことで、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うことでさくらねことして1代限りの命を全うさせ、猫の数が爆発的に増加することを防ぐことができます。それによって発情による鳴き声、ふん尿被害を軽減することができます。病気や交通事故で命を失う猫を減らすことができます。

昨年度の実績といたしましては、29匹分の無料チケットを交付しておりますが、捕獲ができなかつたことなどにより返却が11件あっておりますので、最終的には18匹に対して不妊去勢手術が施されています。

しかしながら、猫の繁殖率が高く生後約6か月で繁殖できるようになり、年に約3回繁殖期間があり、1回の出産で平均5匹の子猫を産むために、1組の猫から1年で20匹以上、2年で80匹以上に増えると言われております。

現在のところこの事業を開始して2年目でありまだ明確な効果は見えない状況ではございますが、最近も町民の皆様から様々な相談が寄せられております現状を考えますと、飼い主のいない猫の数は減少には至っていないと推測しています。

地域猫活動を行うためには地域の方々に活動の趣旨を理解していただくことが重要となりますので、動物の適正な取扱いに関してさらなる指導や意識の啓発に努め、飼い主、ボランティア、地域住民、そして行政等が一体となり取組をより一層推進していく必要があると考えています。

次に、質問の要旨（2）「人と動物が共生するまちづくりについて問う」について、お答えします。

環境省において平成26年から人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトが展開されております。このプロジェクトでは動物は私たちの生活を様々な形で豊かにし、家族同様かけがえのない存在であることから、命を大切にし優しさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目指に、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目標、目指す取組となっています。

環境省のデータによれば日本における猫の殺処分数は近年大幅に減少しており、2019年度には3万1,000匹が殺処分されておりましたが、2023年度には9,400匹と4年間で約70%減少しております。この傾向は、動物愛護団体や自治体等の積極的な取組、そして国民の意識向上によるものと考えられますが、いまだ多くの猫が新しい飼い主を必要としている現状は変わりません。国民一人一人が適切な飼育と避妊去勢手術の重要性を理解し、責任ある行動を取ることが殺処分の減少につながるものとされています。

御質問の人と動物が共生するまちづくりは、動物が地域社会において適切に受け入れられ、人と動物が共に安全で快適に暮らせる社会を目指す取組で、単にペットを飼う人だけの問題ではなく動物を飼わない人も含めた地域全体で動物とのよりよい関係を築いていくことが重要であると認識しています。

また、動物の殺処分の問題は単なる動物福祉にとどまらず、社会全体の課題で教育現場での啓発活動も重要視されているところです。このため、本町におきましても学校において動物愛護教

育を推進することができれば、ペットの適正飼育や避妊去勢手術の重要性、命の大切さ、そして責任感を学ぶことができ、将来的に殺処分ゼロを目指すための基盤づくりに貢献できるものと考え、現在、検討を進めているところです。

今後、学校・地域・家庭などにおけるさらなる啓発活動、動物福祉の向上生活環境の保全に努めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

住民からのいろいろな相談、タウンミーティングがございました。その折でもいろいろな住民の方から御質問等があったかもしれません、相談内容とか、その相談があったときの対応をどのようにされているか、お聞かせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいまの千々岩議員の御質問にお答えいたします。

地域猫、いわゆる飼い主のいない猫になりますが、人の身体、財産等の侵害、鳴き声、ノミやふん尿等による周辺の生活環境の悪化など、町民の皆様から様々な相談が寄せられている状況でございます。

このような苦情や相談が寄せられた場合には、まずは住まいや庭に野良猫が住みにくい環境づくり、猫を寄せつけないための忌避剤等の散布や超音波発生機器の設置など、自己防衛策のアドバイスを行うとともに、先ほど申し上げました、町長から答弁のあったさくらねこ無料不妊手術チケット交付事業を御紹介しているところでございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございました。

それでは飼い主がいないと思われる猫が家の周りをうろうろするという場合、自分で捕獲をして山の中に持っていくとかそういうことを耳にすることもございます。猫の捕獲自体が違法ということも少しお聞きするんですけども、この根拠になる何か法とか何かございますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

野良犬の場合につきましては、狂犬病予防法によりまして捕獲が義務づけられており、またイノシシなどの有害鳥獣につきましては鳥獣保護管理法に基づいた捕獲許可によりまして捕獲や駆除を行うことができます。

しかしながら猫につきましては、「動物愛護管理法に愛護動物をみだりに傷つけたり殺した者

は5年以下の懲役または500万円以下の罰金、また、みだりに餌や水を与えず衰弱させるなど虐待を行った者、または遺棄した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金」と記されております。このような行為のための捕獲も禁止されているところでございます。

お尋ねのあった捕獲して山に放つというような行為につきましては、人里で餌を確保していたにもかかわらず山に放たれたということは自力で餌を捕獲することが困難となり得ますので、一般的には遺棄とみなされ動物愛護管理法違反となる可能性が高いと思われます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

やはりきちんと法律にのっとって私たちも対処していくと。やはりむやみやたらに野良猫なり野良犬なりいたからといって自分が迷惑を被るということで、安易にやはりそういう遺棄をしてはいけないということを再認識をさせていただきました。

それでは（2）「人と動物が共生するまちづくりについて」でございます。

この動物との共生に関する条例というものを全国でも幾つか、私もネットで調べさせていただきましたけども、神戸だったり仙台だったり東広島だったり京都だったり、九州管内も宮崎だったり伊万里だったり、積極的に自治体のほうがこの人と動物の共生というところで条例を制定してあるんですけども、ぜひ本町でもこの条例制定に前向きに検討していただけないか、伺いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

私も宮崎市の条例を拝見させていただきました。この条例につきましては、動物福祉の向上を図り、人及び動物に優しいまちづくりを推進し、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑並びに生活環境の保全上の支障を防止し、人及び動物が共生する社会の実現に資することを目的に制定されておりました。

中身といたしましては、飼い主のいない猫に対する無責任な餌やり防止の普及啓発や地域活動の強化推進と、猫の所有者に対しましては、室内外や不妊去勢手術などを行うよう努めることなどが記されておりました。さらに罰則規定も設けてございました。

猫に関しては、大きな社会問題と捉えておるところではございますけれども、住民の方々に理解をしていただくことが重要であると認識しておりますので、まずは広報誌やホームページを活用しての啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

条例制定につきましては、今後、県や近隣自治体の動向を見ながら検討をさせていただきたいと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間が少なくなりました。まとめてお願いいいたします。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁ありがとうございました。

やはりこの人と動物との共生という非常に難しいテーマだと私も認識をしております。しかしながら現状を見ますと、「動物愛護団体の方が猫の大量殺処分」という報道もあっております。動物と私たち共生をしていくということはいろいろな方々のいろいろな思いがあり、ペットとしてあるいはそのペットが自分の家族として一緒に生活をすることで癒やされていく。しかしながら、時がたつてしまつてある日突然、放棄をされてしまう。遺棄をされてしまう。

非常に人間の身勝手な行動だと思うんですけども、そういう基本的な動物も人間も命には変わりございませんので、やはり命を守っていくという観点からも、ぜひこの条例については非常にいろいろなステップを踏まないといけないというふうに私も認識をしています。今すぐどうこうということも非常に難しい問題はあるんですけども、ぜひ前向きに検討していただき、熊本県も動物愛護に関しては九州でも予算が非常に多くつけられている県でもございます。そういう中で、熊本で和水町が最初にこういう条例を制定をしていくということも非常に大事かなと思いますので、ぜひよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、千々岩議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木原議員の発言を許します。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 改めまして、こんにちは。

3番議員の木原泰代でございます。令和7年第3回定例会一般質問の初日、2番目の質問者として登壇しております。

まず、傍聴席の皆様、本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、モニターにて御視聴の皆様にはこの場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

長期の休暇明けは児童生徒の心身に大きな負担がかかる時期でございます。登校への不安や抵抗感が高まる傾向があります。全国的にも不登校の増加が課題となる中、本町の現状と支援の体制を改めて確認し、今後の方向性を検討する必要があると考え、以下の質問をいたします。

1、不登校児童生徒の支援の現状と今後の方向性について。

要旨（1）本町における不登校児童生徒の現状及び傾向について問う。

要旨（2）不登校児童生徒の支援の現状と課題並びに今後の対応方針について問う。

以上でございます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、木原議員の質問にお答えします。

質問事項の1、不登校児童生徒の支援の現状と今後の方向性について。

質問の要旨（1）「本町における不登校児童生徒の現状及び傾向について問う」について、お答えします。

文部科学省の調査によりますと、全国の小中学校において不登校児童生徒数は令和5年度で34万6,000人余りとなっており、11年連続で過去最多を更新しています。

和水町の現状は今年7月末現在で30日以上の欠席、いわゆる不登校児童生徒数は5名、30日未満の不登校傾向にある児童生徒数は4名となっています。不登校児童生徒の傾向に関しましては、児童生徒数に対する不登校者数の割合を全国と比較しますと、令和5年度全国平均3.7%に対し本町は1.9%であり、本町は少ない傾向にあります。

また本町の不登校者数の推移を見ますと、令和2年度まで10名未満でございましたが、令和3年度に10名、令和6年度には16名となっております。毎年、多少の増減を繰り返しているところではありますが、昨年度の同時期と比較しますと、不登校生徒の多くが卒業した影響もあり約半数に減少している状況です。

不登校児童生徒の傾向について、後ほど詳細については教育長より答弁をいたします。

次に、質問の要旨（2）「不登校児童生徒の支援の現状と課題、並びに今後の対応方針について問う」について、お答えします。

校内における不登校や不登校傾向にある児童生徒に対しての支援については、担任をはじめ養護教諭、管理職そして学習支援員などの学校組織とスクールカウンセラーなどの外部専門家が連携して対応に当たっています。

また、和水町では昨年9月に教育支援センター「クローバーなごみ」を福祉センター内に設置し、不登校児童生徒などの支援を開始しました。現在、児童生徒7名の登録があつており週1回、学校に配置している学習支援員が適応指導、学習指導、教育相談など、学校復帰に向けた取組を行っているところです。

クローバーなごみでの課題、今後の取組としましては、より多くの不登校児童生徒の学びの場が確保できるよう検討しなければならないと思っています。

また、登録されていない不登校児童生徒には積極的な働きかけを行うとともに、ニーズに応じた開室回数、そして環境整備についても隨時、検討が必要だと認識しております。

クローバーなごみを通じて児童生徒の社会的自立や学校復帰につながることを期待しているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

米田教育長

○教育長（米田加奈美君） 木原議員の質問の要旨（1）「本町における不登校児童生徒の現状

及び傾向について問う」の不登校児童生徒の傾向について、お答えします。

昨年度、県が実施した学校への調査によりますと、和水町の不登校児童生徒について把握した事実として挙げられることとして多かったのが、生活リズムの不調や学校生活に対してやる気が出ないなどの相談でしたが、1つには限定できず、学業の不振や友達関係、不安、抑鬱の相談、障害に起因する特別な教育的支援の求めや相談など多岐にわたり複雑化している状況です。

また、昨年度不登校児童生徒を対象に実施された県の調査では、休みがちになった時期は4月に次いで9月が高くなっています。

また、休んでいるときの相談相手について、小中学生ともに「誰にも相談しなかった」が3割程度いるという結果が分かりました。子供たちが1人で不安や悩みを抱え込まないように、学校や関係機関と連携して状況把握に努め、ニーズに応じた多様な学びができるよう環境の整備に努める必要があると考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 要旨（1）では、今年度の不登校児童生徒数と前年度の比較、不登校の主な背景・傾向などについて報告いただきました。

不登校児童生徒数は毎年、多少の増減を繰り返しているというふうなことでございましたが、昨年度の同時期と比較すると少し減っているという報告で安心はしましたが、一方で、不登校生徒の卒業後の状況について心配するところではあります。

まず再質問になりますが、本町における不登校児童生徒の現状及び先ほど答弁にありました傾向をどのように評価されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

町長答弁にございましたとおり、本町の全校児童生徒数に対する不登校者数の割合は全国比では半分程度で比較的に少ない状況ではございますが、解消には至っていないという状況でございます。

しかしながら、これまでの長い間、家庭で過ごしていた生徒がクローバーなごみに通所できるようになったり、オンラインで授業を定期的に受けるようになったということは大きな成果だと思っております。

また、日頃学校で不登校の子供たちと関わっている学習支援員がクローバーなごみでも支援していますので、より子供たちの状況を把握して対応ができているものと認識しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 不登校数の割合は全国比と比べると少ないというふうなことでしたが、

一定数あるということで、今後、より支援をしていかなければいけないと評価されていること、クローバーなごみ等の居場所ができたことで少しづつ支援が深まっているとの報告を受けました。

要旨（2）の追加質問ですが、昨年秋にできましたクローバーなごみへのつなぎをどのように行っておられるのか、教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

担任や学習支援員、町の相談員、スクールカウンセラーが家庭訪問や相談を実施しております、そこでクローバーなごみについての御案内をされております。また、クローバーなごみの見学体験も行っております。

こういった取組によりまして、現在5名の不登校児童生徒のうち3名はクローバーなごみにながっているという状況でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

クローバーなごみの実施回数が先ほど答弁では「週に1回」とありましたが、登録者の出席状況はどうでしょうか、教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 御質問にお答えいたします。

クローバーなごみにつきましては、現在、毎週水曜日に開室をしております。出席者につきましては最近増加はしているものの、それでも毎回二、三名という状況にあります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

クローバーなごみの利用者が5分の3程度というふうなことでございます。利用者、保護者の声で何か届いているものがありましたら教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 御質問にお答えいたします。

利用者の声としまして申し上げますと、「予定していた学習内容が終わっても、もう少し続けて頑張ります」という声、それから「他校、他学年との交流を行うことで楽しかった。今度もまたやりたい」いうような声が聞かれております。

また、保護者からの声としましては、「送迎をしてもらいたい」ですか、「開室の回数を増や

してほしい」といった声がございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） クローバーなごみは縦長い和水町の中心にありますので、出席には課題があるだろうなと思っておりました。保護者の声で、送迎や教室の開催回数を増やしてほしいというふうな要望があるということですが、今後、保護者の声にどのように対応していかれますか、教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 御質問にお答えいたします。

本町では、クローバーなごみに通うほとんどの児童生徒が保護者の送迎で通室をされております。

送迎につきましてはクローバーなごみを設置しています福祉センターというところは乗り合いタクシー「あいのりくん」の乗降場所に指定されています。町内全域から「あいのりくん」の利用ができますので、有料にはなりますがこのような御案内をしているところでございます。

また、開室回数などにつきましては、アンケートを実施しながら必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 教室の回数、利用者、保護者の声を聞きながら検討を深めていただきたいと思います。そのときにはその利用料金のこととかも少し検討課題に上がってくるのではないかかなと思います。

クロバーなごみにつながっていない児童生徒さんは今、2名、傾向の子も含めるともう少しあるかと思いますが、どのように支援を行われているのか、不登校児の支援について教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 御質問にお答えいたします。

不登校及び不登校傾向にある児童生徒については、学校では担任、養護教諭、管理職などが組織として対応していただいております。

また、令和4年度から町で任用しています学習支援員が家庭訪問や個別指導を行ったりしております。さらにオンラインによる学習やスクールソーシャルワーカーによる面談など、個に応じて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

不登校の背景や支援の在り方には画一的な対応ではなく個々の状況で違うと思います。児童生徒が安心して自分らしく過ごせる日中の居場所があり、多様な学びや基礎学力の向上が育まれるよう、引き続き御支援について御尽力をお願いいたします。

不登校児童生徒の支援に当たっては、同時に保護者の支援も行っておられると思いますが、保護者についての支援はどのようなことをされているか、教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 御質問にお答えいたします。

学校では電話連絡、家庭訪問などを行いまして、子供たちや家庭の状況把握に努めています。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家が相談に応じておりますし、場合によっては町の保健子ども課と連携した支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

ある小学校では学校生活に御不安がある保護者に校長先生が声をかけられ、定期的に集まりを開催されている学校もあり保護者の安心につながっているなというふうな声を聞いたところでございます。今後も保護者も含めて町全体で支援を深めていただくように期待しております。

不登校に関する学習を進めていますと、不登校対応に関する考え方もいろいろあることが分かります。個々の事例と関わりの中で学ぶことが一番の研修かもしませんが、現在、不登校への関わりについて、学校や町ではどのような研修する場がありますか、教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 御質問にお答えいたします。

毎年、年度当初に学校の生徒指導主事などを対象としました県の研修会が行われております、各学校の代表者が不登校について研修をしております。

なお、県の協議会では不登校児童生徒に関わる教育委員会担当職員や町の学習支援員が参加しまして、不登校の現状や教育支援センターの状況、取組について説明を受けたり、情報交換を行っております。

また、和水町では令和5年度から幼保等小中連携研修会を実施しておりますが、昨年度と今年度は不登校対策についての研修を行っております。さらに、ストレスマネジメントについて研修は毎年、行っておりまして、児童生徒を対象にほとんどの学校でスクールカウンセラーによるSOSの出し方に関する研修などを行っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

研修での学びが児童生徒や保護者の支援に生かされることを願うばかりです。

先ほどの答弁を受けて、中学校卒業後の状況が気になりました。何か把握されているものがあれば教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 御質問にお答えいたします。

中学校の卒業後の個別の進学先については学校で把握されております。教育委員会では学校別の進学者数、数について把握をしているところでございます。ここ数年、卒業生全員が進学しているということが分かっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

ここ数年、卒業生の全員が進学をしているということを聞いて安心したところではありますが、卒業後、何かあつたらここに相談してねという場所を生徒・保護者にお伝えしておくことも大切なことだなと感じたところです。

不登校という大変重い経験から確実に次のステップにつながるよう、児童生徒並びに保護者への継続した支援をお願いして、2項目めの質問に移ります。

2項目めの質問です。

町では、法定の乳幼児健診である1歳半健診や3歳児健診に加え、2か月児の相談、4か月児の健診、7か月児の健診、1歳児の相談、2歳児の歯科検診とそれぞれの月齢に応じて目的や内容を検討され、必要なスタッフを確保し、きめ細やかに乳幼児健診を実施されていることは承知しております。このことは、子供の病気や障害の早期発見ができるだけでなく、保護者が見通しを持った子育てができるための支援や保護者や家族の健康管理にもつながっていると認識をしているところです。

一方、国において5歳児健診導入が推進されており、補助制度も拡充され推進をしていると聞いております。そのような国の動きもある中、本町において、5歳児健診の導入についてどのように考えておられるのか確認したいと思い、質問をいたします。

質問項目2、乳幼児健診の現状と今後の方向性について。

要旨（1）本町の乳幼児健診体制の現状と評価について問う。

要旨（2）国が推進する5歳児健診について、本町としての考え方について問う。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、乳幼児健診の現状と今後の方向性について。

質問の要旨（1）「本町の乳幼児健診体制の現状と評価について問う」について、お答えをします。

乳幼児健診は子供の健康状態を定期的に確認し、子育てに関して相談できる大切な機会であり、本町でも重点的に取組を行っております。

内容として、4か月児、そして7か月児、1歳6か月児、3歳児における健診、及び2歳児歯科検診においては身体測定、問診のほか、医師の診察、栄養士・保健師による栄養保健指導を実施しています。

また、2か月児及び1歳児における健康相談では、医師の診察はありませんが身体測定や問診、栄養保健指導を行っております。

健診においては、和水町立病院、和水町立病院との契約に基づく小児科医そして歯科検診においては町内の経験豊富な歯科医の御協力により、適切な診察による疾病の早期発見・予防ができるものと認識しています。

また、健診等により知的、情緒面で気になる子供や保育士・保護者が子供との関わりで困り感を感じた場合などは、心理士による個別の発達相談、療育相談員による療育巡回指導につなげるなど、保育所等をはじめとする関係機関と連携した取組を行っています。

健診の参加率はほぼ100%であり、保護者の方にも町の健診体制に御理解をいただけているものと考えております。

なお、小児科医の診察を伴う健診の場合は、健康管理センターを借用して実施しているため、健診ごとの会場の確保、準備そして職員の異動が必要となり、この点が今後の課題と思われます。

次に、質問の要旨（2）「国が推進する5歳児健診について、本町としての考え方について問う」について、お答えします。

5歳児健診については、子供の身体的・社会的発達状況を就学前に観察し、適切な支援を行うことを目的として国が普及を目指しており、令和10年度までに全国の自治体での実施に向け、健診費用の補助額の引上げや保健師や心理士の研修費用の補助を行うなど、自治体への支援が強化されていると認識しています。

本町では、2か月児健康相談から発育・発達に関する相談体制を整え、必要に応じ保育所等や関係機関と連携するなど、子供の将来を見据えた対応に努めてきたところです。

しかしながら、3歳児健診から就学前健診まで児童及び保護者との関わりが開いてしまう状況にあることから、今後、よりきめ細やかな相談体制の構築に向け、5歳児健診の実施について検討を進めたいと考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

乳児健診・相談については重点的に行っていると答弁いただきました。

要旨（1）について、追加質問をいたします。検診の対象者、頻度について、もう少し詳しく教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

まず、月齢が低い2か月児健康相談、4か月児健診、7か月児健診については子供の発達が著しいこと、また離乳食の試食・指導を充実させる観点から毎月、実施しております。

その後、1歳を過ぎてからの1歳児健康相談、1歳6か月児健診、2歳児歯科検診、3歳児健診については、子供の成長も安定してくることから隔月で実施しております。

対象者は1回当たり8名程度であり、町長答弁にもございましたが、ほぼ全員に参加いただいている、都合により参加いただけない場合も個別に連絡し、次回に参加いただくようお声かけをしております。

保健師・栄養士等の専門職も4名前後を配置し、相談時間を十分に確保するなど、顔の見える相談体制の構築に努めています。

なお、2か月児健康相談と7か月児健診の前に、母子保健推進員が各家庭を訪問し、乳児と保護者の状況を事前に確認して健診につなげていくなどの取組を行っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 対象人数に対して十分な健診相談ができるようスタッフを配置し実施されていること、ほぼ100%の参加率であるということを答弁いただきました。

小児科医の診察を伴う場合は健康管理センターを借用して実施をしているため、健診ごとの会場確保・準備で職員の異動が必要であり、この解消が今後の課題であると答弁がありました。

小児科医は和水町立病院にお願いし、熊本大学の本当にすごい小児科医の先生による乳幼児健診ができておりますことは、子供さんや保護者だけでなく、健診を担当するスタッフにとって本当に大きな安心であると思いますが、健康管理センターを借用するので健康管理センターの事業ができない時間帯が発生するということでもありますし、感染症が発生した場合、会場利用に制限がかかってくることも想定しなければなりません。実際、コロナのときは健康管理センターが使えなかった時期がございました。

答弁いただいた乳幼児健診を行う際の拠点としての課題ではないかと考えております。この課題を今後どのように考えていかれるか、お考えがあれば教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君）　ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

健康管理センターを借用して健診を実施するに当たり、健康管理センターの事業との細かい調整が必要となっており、また、御質問のとおりコロナ禍においては中央公民館で健診を実施したことのございます。

母子保健の拠点といたしましては三加和公民館に隣接した保健センターがあり、健康相談等に活用しておりますが、小児科医の診察を伴う健診の場合、医師が町立病院からの移動にかかる手間など課題がある状況でございます。

今後、乳幼児健診の充実に当たり、子供や保護者及び関係者にとってより利便性が高く相談しやすい環境づくりに向けて、場所についても引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

3番　木原議員

○3番（木原泰代君）　答弁いただきました。

母子保健の拠点として確かに保健センターがあります。保健センターで健診を行うという場合は、小児科医等の移動も必要になってきますので、引き続き検討を深めるということでしたので、検討を本当に願いしたいと思います。

要旨（2）について、追加質問をいたします。

「5歳児健診に関して検討を少し始めた」というふうな答弁でしたが、具体的にはどのようなことを検討しておられるか、教えてください。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君）　御質問にお答えします。

まず、5歳児健診については、その年度に満5歳となる子供が対象となります。

内容としまして、現在、実施しております健診がベースとなりますが、5歳児健診では児童の特性を早期に発見し、適切な支援を行い就学につなげていくことを目的とするため、ふだんの家庭や保育所等での様子を事前にアンケートで収集し、分析した上で検診を実施することを検討しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

3番　木原議員

○3番（木原泰代君）　答弁いただきました。

実施するとしたらという仮定の場合で、保育園の様子等も把握して実施する必要があるのではないかとお考えであるということが分かりました。

5歳児健診について、保護者や保育園等の関係機関からのいろいろな声や要望等ありますか。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） 御質問にお答えします。

現時点では、保護者及び保育所等からの要望でありますとか特段の声というのはあっておらない状況でございますが、就学を控えて保護者、保育所とともに子供の成長発達に关心が高い時期と想定をしております。

そのためにも、現在、実施しています健診で相談等を活用した保護者の声の聞き取り及び保育所等との十分な協議を行うことで、保護者にとって魅力ある健診となるよう努めていく必要があると考えます。

また、県内でも先進的に取組を進められている自治体もございますので、そちらの状況も調査していきたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

健診や相談でお会いする3歳児健診が最後になりますが、保護者の声も吸い上げ、また御協力をいただくと想定しておられる保育所等との協議も十分努めていただくようお願いを申し上げます。

全国で5歳児健診の実施率はまだ15%程度であると把握しておりますが、先進自治体、熊本県内にも数か所あったと思いますが、取組状況も調査して、もし実施するのであれば、よりよい検診になるよう調査・研究をしてほしいと思います。

国は補助制度を拡充しているということですが、補助制度の具体的な内容と国の補助率はどのようにになっておりますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） 御質問にお答えします。

5歳児健診に係る自治体への支援としては、健診費用の助成が1人当たり3,000円から5,000円に引き上げられました。その他、健診を行う医師の養成に向け医師会などへの研修費の支援、子供をサポートする保健師や心理士向けの研修費が補助されることとなっております。

なお、従来の健診同様、無料で受けていただくことを想定しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

対象人数が少ないので、健診の補助はそんなに多額にはならないということが分かりました。また、研修等の費用に補助があるということも分かりました。

私は、国の5歳児健診の導入の動きがあったときに、和水町のきめ細やかな乳幼児健診体制を考えたとき、5歳児健診の導入については積極的でなくてもいいのかなと思っておりました。

しかし、いろいろな研修とともに受けながら、国の狙いや胎児期から始まる一生の予防健康管理を考えたとき、必要な健診か否か、実施するならどうしたらよいのか、今、検討を十分しておく必要があるなと思いましたので、今回、質問をさせていただきました。

既に具体的な検討を始めておられるということが分かりましたが、より深めていただき充実した乳幼児健診体制を構築していただくことを希望しております。

最後に、乳幼児健診の充実に向けて、町長のお考えがあればお聞きさせてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

乳幼児期は子供が身体的そして精神的に健やかな状態で人生の確かなスタートを切るための非常に重要な時期であると考えています。また、保護者にとっては核家族化、地域のつながりの希薄化など、社会環境の変化により周囲から子育て等に関する助言そして支援を受けることが難しくなってきていることも認識しています。

全ての子供が健やかな状態で成長するとともに安心して子供を産み育てることができるよう、令和6年4月に開設した和水町こども家庭センターを中心に、子ども子育て世代の目線に立ち、関係機関とも連携しながら、出産後から就学前までの切れ目のない健診の実施に向け、5歳児健診の実施に向けた検討を含め、乳幼児健診のさらなる充実に全力を注ぎたい、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

乳幼児健診のさらなる充実に全力で取り組んでいただきますようお願いして、一般質問を終わります。

議長の申出で12時には終わってくれということでしたので、ばっちりでした。よろしく。失礼します。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で木原議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹下議員の発言を許します。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 皆さんこんにちは。

8番議員、竹下周三でございます。令和7年9月定例会一般質問初日の3番目の質問者として登壇をさせていただきます。御多忙の中、傍聴にお越しの皆様、各モニター越しに御覧の皆様、ありがとうございます。少しの間、耳を傾けていただきますようにお願い申し上げます。

3年前の3月、私は2期目の選挙において本町議会議員としてお役を拝命し、今期も残すところ半年となりました。1期目、2期目の共通したテーマは和水町農業の振興、移住定住の促進、雇用創造、豊かな地域づくりであります。

基本的なテーマは変わりありませんが、1期目のサブタイトルは「和水町今こそ一つに」でありました。2期目は「誠心誠意、事に当たり、団結して猪突猛進」であります。

理想どおりに事を進めることはなかなか難しく、一致団結して前進しているとは到底言えない現在の状況であります。和水町の未来を託していただいた住民の方々に納得していただけるよう、全力で邁進してまいります。

それでは通告書に示しておりましたとおり、議会規則第61条2項の規定により質問を始めます。答弁は、簡単明瞭にお答えいただきますようお願いいたします。

なお、2項目め以降の質問につきましては、質問席にて行います。

質問事項1、町政運営について。

質問要旨（1）菊水ロマン館の運営状況について問う。

質問要旨（2）町職員の派遣等に関する条例改正が否決されたが、その後はどうなったのか問う。

質問要旨（3）菊水ロマン館を含む肥後民家村かいわいと緑採館を含む三加和温泉かいわいの今後の方策について問う。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、竹下議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、町政運営について。

質問の要旨（1）「菊水ロマン館の運営状況について問う」について、お答えします。

菊水ロマン館は、平成8年5月24日に新しい中核施設となる総合交流ターミナルとしてオープンしました。1年間は町の直営施設として運営され、その後、平成9年4月25日に町と民間企業の共同出資による第三セクターとして、こんにちまで29年間、株式会社菊水ロマン館が管理運営を行っています。オープン当初からレストラン、農作物販売などを手がけ、生産農家と一体となって地域の発展に寄与してまいりました。

また、平成31年1月には重点道の駅として国の選定も受けており、地域住民はもとより来訪者の休息の場として令和5年に防災トイレも備えながら発展を遂げており、令和6年度の入館者数は10万139人となっています。

主な収入は、地域の皆様方が販売する農作物等の販売手数料やロマン館で直接製造を行っている豆腐やまんじゅうなどの加工品の売上げとなっています。そのほか温泉や休憩施設として利用

していた2階の空きスペースを活用した学童保育や菊水ロマン館横のテナントの貸出しによる家賃の収入もあります。

令和6年度収支決算状況を申し上げますと、総収益1億3,801万6,000円、総費用1億3,392万5,000円、差し引きますと409万1,000円の純利益となり、3年連続の黒字となっています。

黒字の要因としましては、令和3年に廃止した温泉施設の赤字がなくなったこととテナントの貸出しによる家賃収入の増によるものです。

引き続き、危機感を持ちながら経営体制の強化、商品のラインナップの増加や新商品の開発、そして販路拡大などの対策を講じることで収益の増加を目指してまいります。

次に、質問の要旨（2）「令和7年3月定例会で町職員の派遣等に関する条例改正が否決されたが、その後はどのようになったのか問う」について、お答えいたします。

令和7年3月定例会において、公益法人等への和水町職員の派遣に関する条例の一部改正を上程いたしました。上程に至った経緯について、菊水ロマン館の指定管理を町が出資する第三セクターである株式会社菊水ロマン館が行っておりますが、全国的に第三セクターは廃止の傾向にあります。

そうした中で、本町としては菊水ロマン館が地域の交流施設として持続可能な経営体制を築くことが重要であると認識しています。株式会社菊水ロマン館の指定管理期間が令和8年3月末までと残り1年を切り、残りの期間で町の経営改善方針を着実に反映させ、今後の在り方をしっかりと検討していく必要があること、また、菊水ロマン館の内部の改善にとどまらず町の政策と連動した菊水ロマン館を核とした周辺地域一帯の観光・産業振興につなげたいとの思いから、町職員の派遣を決断いたしました。

このような経緯から条例改正案を上程いたしましたが、細部にわたり詰め切れていないこともあったため、様々な御指摘をいただき否決されたところです。

しかしながら、菊水ロマン館の改革は待ったなしの状況ですので、今年度以降、様々な取組を展開しているところです。詳細につきましては、担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（3）「菊水ロマン館を含む肥後民家村かいわいと緑採館を含む三加和温泉等かいわいの今後の方策はあるのか問う」について、お答えいたします。

まず、菊水ロマン館につきましてはSNSによる情報発信や相乗効果の高い農作物のPR、歴史的資源を活用した周辺観光の促進を行ってまいります。

また、今年度は菊水ロマン館をはじめカヌーキャンプ場、そして肥後民家村、江田船山古墳公園一帯をエリアとした道の駅きくすいにぎわい拠点形成基本構想を策定することとしています。

一方、三加和温泉につきましては、令和6年度に策定いたしました三加和温泉周辺にぎわい拠点形成基本構想に基づき、ふれあいの森やスカイドームなど周辺施設との一体的な連携を視野に入れながら、他に誇れる三加和温泉という貴重な資源を軸に活性化を進めていく計画としています。各基本構想の実現に向けてさらなる展開を図ってまいります。

また、今年8月にオープンしましたロマンパーク、そしていだてんパークにつきましても、集客の呼び水となり3世代が集える地域の交流拠点として親しまれるよう、維持管理を行ってまい

ります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 質問要旨（2）「令和7年3月定例会で町職員の派遣等に関する条例改正が否決されたが、その後はどうになったのか問う」について、お答えいたします。

菊水ロマン館の経営改革につきましては、まず菊水ロマン館が地域の一次産業と暮らしをつなぐコミュニケーションの場として果たしている重要な役割を認識しつつ、持続可能性と地域経済の活性化を両立させる改革を目指します。

今年度、菊水ロマン館では地域おこし協力隊を1名事務所に常駐させ、物産や豆腐、いきなり団子の実演等、SNSによる情報発信を強力に推し進めております。

また、熊本未来づくりスタートアップ補助金を活用して、まちのブランディング事業との連携による物販スペースのレイアウト案の作成、開発商品の販売やふるさと納税返礼品との相乗効果の高い農作物のPRを行っております。

さらに今年度、観光庁の補助事業を活用して江田船山古墳や肥後民家村といった歴史的資源を加えた周遊観光の促進にも取り組むこととしております。

そして、これまで紹介したソフト事業対策に加えまして、菊水ロマン館を核としたにぎわい拠点形成基本構想を今年度、策定するとともに、町と道の駅が一体で戦略的に連携して取り組むことを目的とした国土交通省の道の駅第三ステージ応援パッケージの活用により、今後、施設のリニューアルも検討してまいりたいと考えております。

このように国や県の補助金を有効に活用しながら、菊水ロマン館の経営改善に向け、力強く取組を進めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 今るる説明をいただきましたけれども、1番のロマン館の運営状況についてということで2回目の質問をさせていただきます。

29年を迎えたということで、町長のほうから説明がありましたけれども、老朽化もかなり進んでいると思いますが、その辺についての認識について何かございましたらいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

今、御指摘のありましたとおり、施設の老朽化もかなり進んでいるというのが現状でございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 老朽化が進んでいるということにはもちろん変わりはございませんけれども、いろいろな面で問題が出ているというふうに伺っております。

例えば、冷蔵庫の排水が毎日たまつておるとか、そういうようなことも伺っておりますけれども、やはり備品も含めてかなり改良の余地があるというふうに伺っておりますので、その辺のところもいろいろ考えていただいて、前年ぐらいはクーラーの整備であったりということもありましたけれども、やはり総体的な老朽化ということで対策を打っていただければと思います。

それと、先ほどお話の中でありましたけれども、4年前ですかね、温泉を廃止されたということで温泉はもうしない方向でということで間違いないでしょうか。何らかの形で活用するということはございませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

温泉施設だった部分においては間取りとしましては浴槽部、脱衣場、トイレ、畳の広間、ロビーという造りになっております。

入り口は2階の大広間と共同であるため部分的な活用は考えにくいかなど感じておりますが、活用の際は2階部全体的な利用を想定しております。

また今年度、基本構想を定めることとしておりますので、それも参考にしながらどういった活用がよいか検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 設備のほうはそれで分かりますけれども、温泉 자체を何らかの形で使うことはできないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

温泉の活用は検討しておりません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 先日、ロマン館のほうからの経営の状況ということでお話をいただいております。要するに黒字であるということには変わりないでしょうけれども、やはりその黒字の原因というのが、先ほど、町長のお話もあったように、温泉をやめたから黒字ですということに

結論的になると思いますけれども、やはり状況的に厳しいかもしませんが、シャワー室の活用であったり温泉を使えるようなですね、少しでもそういう余地があるのであれば、そういうのも検討していただければという思いから今の質問をさせていただいたところでございます。

先日の説明の中で、生産部門で品ぞろえ、売店のほうのロマン館の品ぞろえについて生産者の高齢化であったり、追加でお持ちいただけないであったりし、要するに品切れが多いということについて対策が一番に上げられておったと思いますが、それに関する御意見が何かあればお尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

物産の販売につきましては、菊水ロマン館の開業当時から町内の農家の方を中心に生産者協議会のほうを立ち上げられておりまして、令和6年度末の現在で191名の方が会員数となっております。

課題としましては、農作物の端境期といわれる春・秋が野菜等の入れ替わり時期となり品薄となってしまうことから、会員の高齢化、それから後継者不足による販売数の減少が上げられると思います。

ただ、今年度ブランディング事業に取り組んでおりまして、若い生産者の方の新たな会員への加入というのもあっていいるところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 今、銳意努力をしているというお話を。私としては仕事上、この地域の和水・南関・熊本市内・植木・山鹿という地域の物産展に商品を納品しておるという関係でよく各店舗を回るんですけども、やはり悲しいことに一番際立って農産品の品ぞろえが少ないとということは実感として感じております。

要するに、必然的に高齢化になったり、諸事情で農産品がそろわないということは、反面、生産者の保護、生産者を守るという一面もありますけれども、やはりそこはお客様第一で、お客様の欲しがる野菜等の大量でなくとも品切れをしないような品ぞろえということは考慮いただくべきものじゃないかなと思います。

それと今一番厳しい時代でありますけれども、米のお客様、これに関してはやはり町としてここで入れしても品切れを起こさないというような方策は考えられませんでしょうか。昨日も切れています、おとといも切れております。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

確かにロマン館に夕方等行きますと、午前中とは違った陳列の状況ということで、商品の並ん

でいる数も大変少なくなっています。

また、お米につきましては、これまでの社会情勢と米不足あたりが問題となっておりますが、農協そして生産者の方あたりと協力しながら、米の量の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 米に関して、ほかの野菜も一緒ですけれども、なかなか簡単に一言でたくさんお持ちいただけるようにしますというのはもちろん厳しいと思いますので、やはり何か策を打たないと農家主導だけに頼っておっては手に負えないというのがもう現状だらうと。今後もっとそれが厳しくなるのではないかというふうに思います。

それに関連をいたしますけれども、要はお客様にいっぱいおいでいただくための努力として、農産物があるのはもちろんいいんですけども、やはり特化した商品ですね、和水のロマン館では先ほどお話があったように、まんじゅうであったり豆腐であったりオンリーワンの商品がありますけれども、それにもう1つ、2つ何か作る、何か物を組み上げていくとか、その辺の発想はございませんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

昨年、株式会社 食文化様と包括協定を結びまして、様々なブランディング事業のほうに取り組んでおります。

その中の一つの中で商品開発というのを行っております。町内の若い生産者の方ですとかそういう農作物を利用して商品開発を行って、昨年度はアイスキャンディー、それから麻婆豆腐の素とかそういう四川飯店さんとコラボした商品の開発のほうも行っております。

こういった町独自の商品をここでしか買えないというようなものとして菊水ロマン館で販売していくみたいと。実際もう販売を行っておりますので、そういう商品のほうを増やしていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） そういう新商品の開発というのは努力されているということで理解いたしますけれども、さらなる研さんで商品開発が1つずつでもできていけばというふうに思います。

ロマン館に関して申し上げたいといいますか、学校とか病院とか公共施設とか給食とかに出荷されていると思いますけれども、その辺の業者のほうがやはり和水町内で回しておられると思います。その辺の活発な活力源が緑採館になるべきではないのかなというふうに僕は思いますが、その辺は今どういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時24分

再開 午後 1 時25分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求める。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

菊水ロマン館のほうから野菜そういったものですけれども、町内の小中学校そして病院・保育所などに材料として納品いたしております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） もちろん使っていただいているというのは理解できましたけれども、内容とかその辺を吟味いただいて、いいものを提供いただくような、いいものを低価格といいますかね、正しい価格でやっていただくことで、そこでロマン館あたりのですね、緑採館もそうですけれども、潤うような形に持っていかれるのがいいのかなと思います。

ロマン館に関して、今後、道の駅として何か構想があればお尋ねをしたいと思います。何か今後の構想が、先ほども少しお話がありましたけれども、何かありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

先の答弁と重複するところがあるかと思いますが、まず今年度、基本構想を策定したいというふうに考えております。それを基にして、国の道の駅第三ステージの応援パッケージあたりを活用しながら、国の伴走支援をいただきながら、周辺地域のハード整備等も行っていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 今、国の伴走支援ということでお話がありましたけれども、どこそこにそれは下りるあれなんでしょうか。その辺が大体どれぐらいのウエイトで仕事ができるということがもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君）　ただいまの御質問について、お答えいたします。

まず、道の駅第三ステージといいますのは、町と道の駅が一体となって戦略的に連携してコンセプトの実現を成し遂げる取組、全国で10の道の駅が選定されております。

九州では当町のみというふうになっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君）　これだけたくさん道の駅がある中で、九州でうちだけというお話を今お伺いしましたけれども、やはりこれはチャンスであると私は思います。それをフルに活用いただいて、やはり改良すべきところは改良するというふうに頑張っていただければと思います。

今、大きなお話というか国の支援をということでありますので、ついでに申し上げておきたいと思います。私個人的な考え方かもしれませんけれども、やはり店内が暗いと。壁が黒いというイメージがありまして、出入り口の問題であったり外観の問題であったりいろいろな面でこういうときに改良する、人の出入りがやりやすくなるような代替加工をしていただければというふうに思います。これはもう意見だけにとどめておきます。答弁は要りません。

次に、町職員の派遣等に関する条例が否決されたという案件でございます。

先ほどからお話をいただきましたけれども、その真意と申しますか、要するに和水町の道の駅をよくするために職員の派遣をというお話がありましたけれども、その辺のですね、私はやはり真意、3月10日の第14号議案ですね、あのときは5名の議員から質問がありましたよね。そして反対の立場からの討論がありました。賛成の立場からの討論はありませんでした。

結局、3対7で否決されたというふうに私は記憶をしておりますけれども、町長はといいますか行政として何をしたかったのか、その辺がなかなか私の中ではつかめない。

私はどちらかと言えば、法律的な文言であったり手腕、やり方に対してはあまり詳しくありませんので、あまりいろいろなことは言えませんけれども、やはりあのとき僕が一番感じたのは町長の意気込みがあったと。町長がどうにかしましょうという意気込みを感じて、「よし、それに賛同しよう」という意味で僕は賛成したと記憶をしておりますが、そのときの思いが全然伝わってこないので、その辺がもし、今さら、今後もまだ今から改良する必要がありますので、その辺を町長の口からいたただければと思いますが。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えします。

条例を否決された際なんですけれども、先ほど申し上げましたように、ロマン館を建て直したいという気持ちがございました。江田船山古墳をはじめとする肥後民家村一帯、そしてカヌーやキャンプなどのアウトドア施設も有しております。それぞれ全てをつなげるためにもロマン館が観光施設として拠点となる必要があると思っておりました。

それに向けてはやはり先ほど申し上げました第三セクターの廃止という流れが主流の中で、ロマン館についてはまだまだこれからやれるというふうに判断をして、そこに一帯との関連を全て分かった町の職員が行くことによってロマン館の立て直しをはじめとして、周りの観光資源との一体化というのが図れないかということで職員の派遣を提案したところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 断念をしたというその事情は分かりましたけれども、その後、今までに至ってどういうどのような対策を打ってこられましたか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

まず、これから経営改革を行っていく上で、情報発信ですか物産エリアの再配置など実働的な部分のみでなく、国や県、一般企業との対外的な協議、そういった作業が生じることから、新たに館長のほうに配置しております。

そして、これもこれまでの答弁と重複するところはありますが、プランディング事業ですか国・県、そういった補助金を活用しながら情報発信、そして売場のレイアウトの変更ですかそういう改革に取り組んでいるところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） システムとか補助金を取るということに関しては分かりますけれども、例えば、職員を派遣してやろうと思うといった代わりに、今どういう状況になっているかということをお尋ねしたいんですけども。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

令和7年4月から新たに館長のほうを就任していただいております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 新たな館長が今、就任されておるということで、館長の出勤状態を差し支えなければ、お教えいただきたいと思いますが。勤務体制ですね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

館長の勤務体制についてですが、形態としましては株式会社 菊水ロマン館と館長個人との雇用契約により就業していただいております。

雇用期間は1年間で、1日8時間勤務の週30時間以内というふうになっております。ほかの従業員の方と同様、勤務シフトによる出勤となるため不定休というふうになっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 30時間以内というと4日というところですかね。

聞くところによりますと、なかなか「土・日・月が休み」というお話もお伺いしましたけれども、祭日とか土・日休まれるというのは、やはり事実でしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えします。

土・日・祝日、勤務がどのようにになっているかということにつきましては、把握しておりません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 出勤体制についてあまり追求はしませんけれども、私個人的に思いますが、どこの道の駅でもそうですけれども、土・日・祭日、これは必ず店長といいますか、そういうある程度の方はその現場を見て、そこからしか発想は浮かばないんですよ。そこからしか次の手は打てない。だから逆に詳しく答えていただく必要はありませんけれども、そういうときは開業前から来て、開業、終わってからでも様子を見るというような勤務体制を取れるような人事体制でないと仕事はできないと思います。恐らくそういうことを望んでこういう改革をしようということではないと思います。その辺のところでもうここで止めますけれども、大改革を町長含めてみんなでやろうというようなときには、それぞれが腹を括って事に当たる。それを忘れてしまっては何の改革もできないと私は思います。

時間が大分来ましたので、次に移りたいと思います。

ロマン館を含む肥後民家村かいわい、緑採館を含む三加和温泉かいわいについてということで、先ほど、ロマンパーク、いだてんパークにつきましては、町長のほうからお話をありましたので、もう割愛というか申し上げませんけれども、ここで1つだけちょっと私が気になってることがございます。

三加和温泉かいわいに大きな山林を有しております和水町、三加和町時代からだと思いますけれども、ふれあいの森ですかね、その辺について少し何か構想があるのか、それだけお伺いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君）　ただいまの御質問について、お答えします。

ふれあいの森の現状についてですが、現在も遊歩道が残っておりますので、年に2回周辺の除草作業を委託により実施して、まず適正な管理を行っているところです。

今後の活用につきましては、令和6年度に策定いたしました三加和温泉周辺にぎわい拠点形成基本構想に基づきまして、三加和温泉を軸としてスカイドームなどの周辺施設等の一体的な連携も視野に入れながら検討を進めてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君）　基本構想が立ててあるということで私も安心しましたけれども、やはり旧三加和地区の出身の議員として見ますと、やはりちょっとその辺の話題性が今までなかったもんですから、置き去りになつたるような感はありましたけれども、今後そういう形でいろいろにぎわいを持たせるような計画を立てていきますというお話を今、いただきましたので、安心をいたしたところでございます。時間がございませんので次に移らせていただきます。

質問事項の2、企業誘致について。

要旨（1）現在、本町に企業の誘致計画はあるのか問う。

要旨（2）旧菊水南小学校跡地の状況と今後の計画について問う。

要旨（3）工業団地の必要性について問う。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君）　質問事項の2、企業誘致について。

要旨（1）「現在、本町に企業の誘致計画はあるのか問う」について、お答えします。

現在、実現可能性が極めて高いような企業の誘致計画はございませんが、従前より進めている製造業等の誘致においては、令和6年4月に産業用地造成補助金の創設そして今年4月に企業振興補助金の拡充によって、本町への進出や新たな投資の環境整備を図りました。

今後も県の企業立地課や東京事務所などと連携を図り、また、企業誘致イベントへの出展等も行いながら、誘致活動を進めてまいります。

また、IT系、オフィス系の企業の誘致については、これまでの全員協議会でも御説明してきたとおり、本年度中に春富コミュニティセンターの一部を誘致の受皿として整備し、誘致する計画を進めています。

次に、質問の要旨（2）「旧菊水南小学校跡地の状況と今後の計画について問う」について、お答えいたします。

旧菊水南小学校跡地の契約解除の申出に対する状況については、過去に例のないこととなりますので、弁護士などの複数の関係機関に逐次、確認をしながら現在、慎重に進めている状況です。

また、所有権移転後の利活用に関する計画などについては、現在、契約解除の手続を進めてい

る状況にあり、現段階では利活用に関する計画を検討するまでには至っておりません。

続いて、質問の要旨（3）「工業団地等の必要性について問う」について、お答えします。

お尋ねの工業団地等の必要性については、一定の必要性を感じております。昨年は旧内田工業団地用地を町内事業者に売却し、用地の一部を産業用地とする計画を進めていただいております。

また今後、新たな工業団地を造成することについては、敵地や経費、工事期間等を踏まえ、また今後5年、10年先の企業の地方進出の動向など、予見・注視をしながら、事業化については民間の活力を活用した工業団地造成も視野に検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 今、企業誘致ということでお尋ねをしましたけれども、既にうちの和水町においていただいております旧神尾小学校に誘致したR i n gさんの誘致はもう済んでおりますけれども、その辺について何かありましたら御報告お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時46分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

まず、町のほうには企業等懇話会がございますが、この懇話会のほうにも加入していただきまして町の活動に御協力をいただいているところです。

つい先日行われました夏まつり盆踊り大会でもうちわを協賛していただきまして、地域活動への貢献のほうもいただいているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） ありがとうございます。

R i n g様に関しましてはやはりいろいろな問題があつたりしていろいろな意見のやり取りもございましたけれども、そういう状況で夏祭りにも協賛をいただいたと。うちわも提供していただいたという、とてもいい関係に今なっているのではないかというふうに思います。その辺を含んだところで、また南小学校の件についてもお尋ねしたいです。

南小学校に関しましてはいろいろるる皆さん、十分、御承知の経緯の下で状況が丸美屋さんの

ほうから撤退をするという結論になったわけでございますけれども、その後、やはり企業誘致もですけども撤退をされることももちろん、それはもう丸美屋さんの判断ですので私どもから何も言うことはございませんけれども、それに関わっていく地元もそうですが私たち和水町も、なくなったからそれで終わりではありません。

私は先日、南小学校のほうを回って見てきましたけれども、それはそれはやはりすごい状況、グラウンドだけは少し草を切つてあるような状況ではありましたが、周りは本当にびっくりするような状況に今なっております。

その辺につきまして、何か認識があれば、南小学校の現状ですね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

現状、南小学校の跡地につきましては、土地建物の所有権につきましては、企業側にござりますので、草刈りですとか管理については企業側様のほうでやっていただいているところです。

また、地元の行政区あたりでイベント、レクリエーション辺りが行われておりますので、そういうものに影響がないようなところで管理を行っているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） そういう状況で今、権利としては丸美屋さんにあるということであれば、丸美屋さんのほうにやはり管理を正式に申し立てるという状況のことは必要ではないかなというふうに思いますので、ここは誰がどうこうということではございませんけれども、状況は見に行かれると分かります。すごい状況に今はなっております。

工業団地と2番と3番が絡みになりますけれども、先ほども申し上げました和水町の用地、工業用地として可能ではないかなというところがたくさんあります。しいて1つ2つ申し上げさせていただけるならば、先日、春富の職員住宅ですかね、解体工事をされて今、更地になっております。きれいにしていただいておりますが、あのふれあい広場といいますか、職員住宅跡地といいますかね、そこに関して今のところ整地をしてありますが、何か計画というか何か考察があれば教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

旧春富教職員住宅につきましては、昭和47年に建築され、老朽化に伴い令和6年4月に用途廃止を行い、普通財産として学校教育課から総務課に所管を引き継いでおります。

その後、令和6年度において除却に当たりアスベスト診断業務を実施し、今年8月に解体工事を完了させていただいております。

現在、更地となった用地の活用につきましては、今後の和水町公有財産取得処分等検討委員会

において検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 今から検討していただくということでございますけれども、和水町にしてはまとまった土地でございますので、有効に活用いただければと思います。

それに併せまして、ふれあい広場公園、昔、石の石像が春富にありましたけれども、そのかいわいですね。あそこに関しましても複合的に有効に活用いただければというふうに思います。

それと強いて申し上げますと、菊水の消防署の裏辺りにきくすいの里といいますか何かお店があります。その上にかなり広い土地がございましたが、造成の予定ということで伺っております。その辺に関しまして何か進展があれば教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

当該町有地につきましては、平成20年から宅地造成用地として計画がなされておりました。その後、平成26年に隣接地権者に事業説明を行った結果、同意が得られず事業が停止している状況でございます。

現在におきまして、具体的な活用計画はございません。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下議員

○8番（竹下周三君） 地権者の同意が得られなかつたと。恐らくあのときは排水の状況が厳しいというお話だったのかなと記憶しております。

やはり塩漬けにする土地というのはあってはならないと思います。これは、大切な町の所有の物件でありますので、何らかの形で打開策を練っていかないと、10年たっても20年たってもやはり活用はできないというふうに思います。

簡単にはいかないというのは僕も理解はしておりますけれども、先ほどからも主要な工業予定地、工業団地的な予定のあればないというふうに町長のお話がありましたけれども、和水町にある土地、そういう設備、施設等はやはりフルに活用して、その上でどうしてもないということであればもうしようがないんですけども、やはりそういうのを吟味しながら何かできないかというふうに検討を進めていただきたいと思います。

私どものこの町は大きい目で見ますと、高速道路があります、新幹線も近うございます、まだまだ土地はたくさんあります。

ですからこういうものをフルに活用しながら、和水町の未来を考えていただくのも大事ではないかなというふうに思われます。少し早うございますけれども、今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、竹下議員の質問を終わります。
しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時55分
再開 午後 2 時10分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、坂本議員の発言を許します。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 改めまして、こんにちは。

令和7年第3回9月定例会一般質問1日目、4番目の質問者として登壇をしております11番議員、坂本敏彦でございます。傍聴席の皆様、テレビモニターを通じ中継を御覧の皆様、お忙しい中にもかかわりませず議会傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

9月に入りましたが連日酷暑が続いており、まだまだ熱中症の危険性が高いと思われます。また、コロナウイルス感染症も増加傾向にあると聞いております。町民の皆様におかれましては、健康管理には十分注意をしていただくようお願いをいたします。

また、先日10日からの記録的な大雨により、県内至るところで災害が発生しており、4人の方がお亡くなりになり、安否不明1人、住宅への被害など多く発生をしております。また、今なお全国各地で災害が発生しております。

本町におきましても、人命に関わる被害はなかったものの床下浸水をはじめ農地の被害等、多くの被害が発生しております。この豪雨災害によりお亡くなりになられた方々の御冥福と被災された方々に心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、令和の米騒動の中、令和7年産の収穫が本格的に始まろうとしております。県内のJAでは、JAが米を集荷する際、農家に支払う仮払金に当たる概算金を既に設定しているJAもございます。管内のJAに問い合わせたところ、まだ決定はしていないとのことでしたが、より多くの米を集荷するために慎重に協議が進められていると推察をいたします。

米の消費者の方は報道等で高いとおっしゃる方が多くいらっしゃいますが、生産者の立場からすると、肥料、農薬、燃料、農業機械等の価格の高騰、猛暑の中での作業等もございますので、御理解もいただきたいと思うところでございます。

なぜ令和の米騒動に至ったのか。1942年に制定された食糧管理法に基づき、戦後の食糧不足に対応し、米などの主要食糧の需給と価格を国家が管理統制した制度であり、分かりやすく言うと、政府が農家から米を買上げ消費者に配給する仕組みであります。

しかしながら、1995年に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関する食糧法への移行により廃止をされています。私は、国が米の需給と価格管理統制を行っていれば、このような事態にならなかつたのではないかと推察をするところでございます。

本町におきましては、農業者の皆様の高齢化の進む中、水稻生産が衰退しないよう早い段階で

対策を講じる必要があると強く思うところでございます。

前置きの最後に、有明広域行政事務組合消防本部和水菊水分署建設工事でございますが、整地も済み、先月8月27日、庁舎建設のための安全祈願祭が開催されました。完成予定は令和8年7月の予定でございますのでお知らせをしておきます。

それでは、会議規則第61条第2項の規定によりまして、質問通告書に基づき質問を始めます。

質問事項1、中学生の海外研修について。

質問の要旨（1）和水町中学生海外短期派遣事業が行われたが、その成果と課題、生徒たちの反応について問う。

質問の要旨（2）今後の海外研修の方針について問う。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いし、再質問以降は質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、坂本議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、中学生の海外研修について。

質問の要旨（1）「和水町中学生海外短期派遣事業が行われたが、その成果と課題、生徒たちの反応について問う」について、お答えします。

今年度、先月の8月5日から8日にかけまして令和6年5月、昨年の5月に国際交流促進覚書をMOUを締結した台湾南部の九如郷という町へ派遣を行いました。参加した生徒は菊水中、三加和中の2、3年生10名で、派遣に当たりましては2回の事前学習会を開催し、台湾の歴史や文化などを学び派遣に臨んだところでございます。

私もこの派遣に同行し子供たちの様子をしっかりと観察してまいりましたが、派遣した生徒のほとんどが海外は初めての経験であり、言葉や通貨の違いはもちろんのこと、文化や風土、住環境、そして食習慣の違いなど様々なことを学ぶ貴重な体験ができたものと認識しています。

台湾では九如郷九如国民中学の代表生徒12名と出物の披露や調理、そしてスポーツの交流を英語やジェスチャーを用いながら行いました。台湾の生徒は英語の語学力や発音が優れており、日本の教育との違いについて改めて考えさせられたところです。そのほか新竹サイエンスパークを訪問し、台湾の産業を学ぶとともに、台北では九份、十分を散策するなど、台湾の歴史や文化を学ぶ貴重な体験ができたと思います。

また、具体的な生徒たちの反応については教育長から答弁をいたします。

次に、質問の要旨（2）「今後の海外研修の方針について問う」について、お答えします。

和水町は、台湾の九如郷以外にも、昭和54年に姉妹都市友好交流に関する協定を韓国公州市と締結し交流を行っております。

中学生等の派遣については、受入先の理解や協力が必要となります。今後、韓国公州市についても、受入れに関し協議してまいりたいと考えています。

また、学校間で互いに行き来し合う関係性を築き、交流がより一層加速するとともに、子供たちの国際感覚やコミュニケーション能力の向上、グローバル社会に求められる資質の形成につな

がることを期待しているところです。

今回、初めての取組でありますので、参加した子供たちや保護者の御意見を参考にしながら、来年度以降、継続してより一層、効果的な事業展開ができるよう努めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

米田教育長

○教育長（米田加奈美君） 坂本議員の質問の要旨（1）の中の「生徒たちの反応について」お答えします。

参加した生徒からは、「派遣のテーマである Enjoy and make Friends をしっかりと達成できた」、「台湾の人々の温かさや文化に触れ、多くの学びを得た」、「言葉が通じなくとも心は通じ合えるということを実感した」、「リスニング力を高めようと思えたし、留学をしてみたいと思えた」、「挑戦することの大切さを学んだ」などの感想がありました。

また、「貴重な機会を与えてもらった」、「参加してよかったです」、「来年度以降も継続してもらいたい」、「ほかの生徒にも経験してほしい」という意見も多く、高い評価であったと感じています。

これらの感想につきましては、町広報紙等で紹介ができればと考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま参加した生徒たちの反応について教育長のほうから御回答がございましたけれども、生徒たちもこの研修に参加して高い評価を得られたというふうに理解をしたところです。

それでは質問ですけれども、今回、町内の中学生を対象に派遣を行われているが、町外、例えば附属中などに通う生徒を対象としなかった理由について、お尋ねをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

派遣に当たっては、和水町中学生海外短期派遣事業補助金交付要綱に派遣生徒の資格などを規定しております。その第2条に補助金の交付対象者、いわゆる派遣資格を規定しております、この中で条件として、「和水町立中学校に在籍する生徒」としております。

今回の派遣先である九如郷とは菊水中、三加和中それぞれ事前にオンライン交流を行っているという経緯がございまして、オンライン交流の延長線上に派遣を行うということを前提として設計を行ったところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま御答弁いただきましたけれども、それでは町外の中学校に通う

生徒を対象とすることはできないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 御質問にお答えいたします。

今回、町内2校の中学校とオンライン交流を事前に行っておりますが、ともに現在の2年生で実施しております。派遣は全学年を対象とをしております。オンライン交流の何らかの成果を派遣に生かしてもらいたいという思いはございますけども、必ずしもオンライン交流が派遣の条件とはなっていない現状でございます。

今回の派遣生徒の募集に当たって、町外の中学校に通う保護者の方からも、対象にしてほしいというような御意見・御要望をいただいておりますので、来年度に向けた検討課題と考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 今回、初めての取組ということで今後の課題も幾つか出てきたかと思いますけれども、ぜひ先ほどの件も踏まえまして検討方、お願いしたいと思います。

次に、最近は台湾と、TSMCの進出により台湾のお話が表に出てくるわけですけれども、韓国光州市の古墳の発掘品と江田船山古墳の発掘品が同一のものであり、古くからの交流があったという御縁で姉妹都市が協定されたという認識をしております。この御縁を大切にですね、今後も海外研修も踏まえたところで行ってほしいと思います。

また、熊本県はTSMCの進出によりまして、半導体関連企業が集積するシリコンアイランドとなっており、台湾の方が多く来日されていますし、全国的にインバウンドにより多くの海外からの観光客の方が日本にお勤めをされています。

今後、生徒たちが社会へ出られる頃にはグローバル化がさらに進んでいると思われますので、オンライン講習等を通じながら、和水町の中学生、海外研修を継続して行っていただきたいと思います。

特に、このような英語等の語学力がさらに必要不可欠となると思われますので、よろしくお願いしたいと思います。

この件について、町長、御答弁よろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず韓国の公州市につきましては、韓国の公州市の武寧王陵と和水町の江田船山古墳の出土品が酷似しているということで、当時、昭和54年に姉妹都市の協定が結ばれております。協定を結んだ当時は子供たちの交流も行われておりまして、当時の中学生等が行き来をしたというのを記憶しているところでございます。

今回の台湾の九如郷への中学生の10名の派遣につきましては、先ほど御案内がありましたとおり、子供たちの評価というか彼らの経験にかなりつながったものと認識しております。お話にもありましたように、今後も継続してこの事業については続けていきたいなど、現在、思っているところです。

そんな中で先ほどの答弁と重複をいたしますが、台湾の九如郷のみならず韓国公州市についても、派遣の受入れ等についてこれから協議を進めてまいりたいと思います。最終的な目的としてはやはり子供たちの国際感覚、そしてコミュニケーション能力の向上につながればというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま町長より御答弁をいただきました。

やはり韓国公州市との姉妹都市関係が風化しないように、後世に伝えていただきたいとお願い申し上げまして、次の質間に移りたいと思います。

質問事項2、町政運営について。

質問の要旨（1）町長が選挙公約に掲げられた事業や施策について、御自身の評価を問う。

質問の要旨（2）和水町の新たな課題について問う。

以上、お願いをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項2、町政運営について。

質問の要旨（1）「町長が選挙公約に掲げられた事業や施策について、自身の評価を問う」について、お答えします。

私が町長選挙に立候補する際、「人が元気、町が元気な新しいなごみをつくる」をテーマに、このことを実現するために公約としてまちづくり7つの政策を掲げました。

これは、人口減少、少子高齢化が進む中、10年後、20年後のまちの将来を見据えたまちづくり、行政運営に取り組むために掲げ、4年間の任期の中で職員と共に社会情勢の変化を的確に捉えながら、計画的にまたスピード感を持って現在取り組んでいるところです。

評価につきましては、町長就任以降、毎年、広報なごみにおいて進捗状況として町民の皆様に御報告をしており、「着手したもの」、「着手に向け進行中のもの」とございますが、おおむね順調に実行できていると考えております。

まちづくり7つの政策とは、しっかりと新型コロナ対策、子育て支援、教育環境の充実、活気とにぎわいを生むまちづくり、高齢者の方々が安心して暮らせる環境づくり、農林業や商工業の支援と活性化、災害に負けないまちづくり、そして町民に信頼される役場づくりの7つです。

その中に36の具体策がございますけれども、7つの政策を実現するための具体的な取組を示し

たものとなります。

就任当初は新型コロナウイルス感染の拡大防止に努めながら、また、新たに生まれてくる課題に対応しながら、議会の皆様そして町民の皆様の御支援と御協力により、掲げた政策の実現に向け職員と一丸となり取組を進めております。

町長就任以来3年4か月が経過しましたが、7つの政策、そして36の具体策については、おおむね進捗することができています。

まず、人口減少、少子化の流れを緩やかにするため取組を進めている子育て支援、教育環境の充実については、令和5年7月に子ども子育て応援宣言を行い、子供を安心して産み育てることのできる環境、子供たちが確かな学力を身につけることができる環境、子供たちが元気いっぱいに遊ぶことのできる環境をつくり、家庭、地域、学校、行政、みんなが手を携え、地域全体で子育てを支えるまちを目指す取組として、保育園の副食費、学校給食費の無償化をはじめ出生祝い金の拡充、入学祝い金の創設を行いました。

そして本年4月からはゼロから2歳児の保育料の無償化にも着手し、町内外の子育て世代に向けしっかりと情報発信を行っております。

また、中高生が対象の金栗四三氏が創設された箱根駅伝の観戦ツアーや、先日実施しました和水町中学生海外短期派遣事業では、町内の中学生10名が訪問をしてくれました。

そして、子育て世代の皆様から多くの要望をいただいておりました公園整備について、先月、大型遊具を設置したロマンパーク、いだてんパークの2つの公園がオープンをし、たくさんの皆様に楽しんでいただいております。

次に、活気とにぎわいを生むまちづくりについては、人口減少の流れを緩やかにするためには住む場所の確保も必要となることから、民間分譲宅地開発支援補助金を創設し、民間活力による分譲用宅地の開発整備を推進し整備が行われております。

あわせて、新築住宅未来支援補助金を拡充し、さらなる移住定住者の増加に取り組んでいます。

また、生活の利便性向上を図るため令和5年11月より証明書コンビニ交付サービス、令和6年の4月より町税等のコンビニ納付を開始しております。

そして、和水町のことを、物を、全国の皆様に知っていただく取組として、地域ブランディングにも取り組み、ブランドロゴ「あなたになごみを」のキャッチコピー、そしてショート動画を作成し、イベントやSNSにおいて広く発信を行い和水町の知名度向上につなげています。

次に、現在、町の大きな財源となっているふるさと納税については令和4年度5億8,000万円、令和5年度7億6,000万円、令和6年度19億1,000万円と順調に寄附額を増加させることができてあります。返礼品の充実、地域ブランディング、そして農畜産物のブランディングの効果が現れています。引き続き、全国の皆様に応援していただけるまちづくり、そしてPRを進めてまいります。

次に、長年の課題であった地域の医療福祉の充実に向けて特別養護老人ホームきくすい荘の建て替えに着手ができ、来年12月からの公設民営による施設運営により、さらなる医療介護サービスの充実を図りたいと考えています。

そのほか、ナゴミ夢チャレンジトーク、なごみスポーツの日、熊本県東京事務所での和水町フェアなどの新規イベントの開催、そして産業用地造成事業補助金、創業支援補助金、セカンドライフ応援成金などの補助事業の創設を行い、広く町民の皆様の福祉の向上に努めてまいりました。

また、本年度から防災士育成事業、中高生の通学支援事業、そして家庭保育応援事業や奨学金返還支援事業など、ふるさと納税の寄附金を活用した新規事業をスタートさせることができました。

以上、公約に掲げた全ての事業については、議会の皆様そして町民の皆様の御理解をいただきながら着手をさせていただき、着実に進捗していると認識しています。

次に、質問の要旨（2）「和水町の新たな課題について問う」について、お答えします。

今申し上げましたとおり7つの政策のうち個別に掲げた36の具体策については、その全てにおいて着手をし進捗することができていると考えておりますが、事業を展開するに当たっては複数年を経て効果が発揮される事業もあり、例えば、子育て支援事業などは継続して実施することにより、町内外の皆様に子育て支援の充実している町であることを認識していただけると考えております。現在、出生数や児童生徒数が大きく増加したとは言えませんが、継続して取り組み、情報発信を行っていくことが必要であると考えています。

課題としては、まちづくり7つの政策は着手したばかりで現段階で成果が表れていないものもあり、この7つの柱を基本に継続してしっかりとまちづくりを進めていく必要があると考えます。

新たな課題としては、先般、公表された消滅可能性自治体からの脱却も一つであると考えています。人口減少・少子高齢化が進展していく中で、この流れを緩やかにし町内外の皆様に選ばれる和水町をつくることが必要であると考えます。

次に、近年の台風、大雨、そして頻発する地震に備えた防災体制の強化も課題の一つであり、避難所運営、自主防災組織の強化、防災士の育成など取り組むべき課題を抱えています。

次に、町有地売却により内田地区の産業用地造成や旧春富小学校のサテライトオフィスの整備が進められておりますが、働く場所の確保、そして地域活性化のための企業誘致の推進、雇用の拡大は残った課題と認識しています。

次に、高齢化が進む現在、皆さんが長く健康で充実した生活を送っていただくための安心して暮らせる環境づくり、高齢者福祉の増進、これは引き続き取り組むべき重要な課題と認識しています。

以上のように、和水町を取り巻く環境、社会情勢の変化に敏感に状態を捉え、町民の皆様のニーズを考慮した上で、新たな課題、様々な課題に迅速に対応していく必要があると考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいまより町長より7つの公約の報告をいただいたところですけれども、広報なごみ7月号で書面において報告はなされておりますし、一重丸、二重丸で表現をして

おりますけれども、ただいま町長から報告を受けまして、さらに熱意を感じたところでございます。

それでは、次の再質問とさせていただきます。

ただいま町長より答弁をいただきましたけれども、評価として具体的な数値を掲げるとしたらどうなりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの坂本議員の御質問について、お答えいたします。

まちづくりの7つの政策についての具体的な数値目標というものは定めておりませんが、本町の人口の社会増減の推移で令和6年に社会増に転じたこと、また、ふるさと応援寄附金の件数及び寄附額が増加していることなどが上げられると思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 御答弁いただきました。次の再質問に移りたいと思います。

コミュニティバスの導入について、導入しないとした理由についてお尋ねしたいとともに、その代替として、乗合タクシー「あいのりくん」の運行開始当時と比べると、乗降場の充実等は見受けられますが、やはり利用者の方からは、土曜・日曜の運行、乗降場のさらなる充実を望む声が多く聞かれてきます。それについて、御答弁をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） ただいまの質問は町長が掲げられた7つの公約の中のということですか。

○11番（坂本敏彦君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 執行部大丈夫ですか。

執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

乗合タクシー「あいのりくん」の土・日の運行について、お答えをさせていただきます。

多くの利用者の皆様から土・日の運行についての御要望という声が上がっているのが事実でございます。先ほどの一般質問にもございましたけれども、交通事業者と調整を行いまして、土・日の「あいのりくん」の運行が実現できるように話し合いのほうを進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ぜひ高齢者の方々及び交通弱者の方々が安心して暮らせる環境づくりをお願いしたいと思います。

それでは、次の再質問に移りたいと思います。

7つの公約の中の災害に負けないまちづくりに関連して、町内を流れる河川の管理状況はどのように行われているか、お尋ねをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

県が管理する河川につきましては県が、町が管理する河川につきましては町が、適切に管理することとなっております。

計画的に河川に堆積した土砂の撤去をして、河川断面の確保を行っております。

なお、有効な財源を活用するため、緊急浚渫推進事業債を活用しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 8月の豪雨によりまして県河川において氾濫が発生し、農地への被害が発生しているのが現実でございます。

それに対して対策を考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

報告がありまして被害を町のほうで確認しまして、その後、県へすぐに報告をしております。その後、県の担当者も現地を確認しております。県から聞きましたところ、今年度の河川掘削の予算で氾濫が発生した区間につきましては、土砂の除去を優先的に実施すると聞いております。

町としましても、今後、河川の土砂事業は河川氾濫を未然に防止する有効な対策の一つであることから、県が管理する河川について継続的に熊本県へ要望してまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 私が考えるところ、やはり土砂が堆積した部分の掘削が遅れたために発生した部分もあるのではないかと推察をするところでございます。

県の方は「予算が」とおっしゃいますけれども、その予算を多く取って未然に災害が防げるようにお願いをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問要旨（2）の「和水町の新たな課題について問う」の中の再質問を行います。

人口減少を緩やかにするための具体的な取組について、お尋ねをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君）　ただいまの御質問について、お答えいたします。

町長の答弁と重複するところは多々あるかと思いますが、まちづくり 7つの政策の一つであります子育て支援、教育環境の充実としまして、子育て世代を支えるとともに未来を担う子供たちがこの町で夢を持ち、実現に向けて力をつけられる環境づくりに向けて、各種事業に取り組んでいるところです。

具体的な施策としましては、令和 5 年度からわくわく子育て応援金として出生祝い金、小学生、中学生、高校生への入学祝い金の創設、学校給食費の無償化、保育所副食費の無償化、新築住宅未来支援補助金の拡充、こういったものを実施しております。

また、昨年度、町長を本部長とします和水町人口減少対策プロジェクトチームを設置いたしまして、全庁を挙げて総合的な取組を検討してまいりました。

その結果、ゼロから 2 歳児の保育料の無償化、家庭保育応援金などそのほか 8 つの事業を今年度、新規に事業化をいたしております。

このような取組の結果としまして、先ほど申しましたとおり令和 6 年の人口におきましては、転出人数より転入人数が多い社会増に転じていると考えております。

今後も施策に取り組むと同時に、その効果につきましては定期的に効果検証を行っていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

11番　坂本議員

○11番（坂本敏彦君）　ただいま御答弁いただきました。子ども子育ての施策の中で、やはり充実した環境ではないかと私も思うところでございます。

子ども子育ての前に転出された方のお話を聞くと、こういう状況になるなら転出を踏みとどまるべきだったとおっしゃる方もいらっしゃいますので、ぜひぜひ移住定住のためにも今後とも力を入れていただきたいと思うところでございます。

それでは、次の再質問に移りたいと思います。

昨年のふるさと納税額は 19 億 1,000 万円だったと認識をしております。今年度のふるさと納税の今後の見込みについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君）　ただいまの御質問について、お答えいたします。

本町のふるさと応援寄附金は年々増加しております、令和 9 年度は約 19 億円の寄附をいただいているところです。これまでの今年度の実績でいきますと、各月ですけれども昨年度を上回るような実績で進んでいるところです。また、今年度は 10 月にポイントの付与のほうが制度改正が行われますので、9 月が大きな駆け込みの寄附があるというふうに認識しております。

そういう法改正ですか社会情勢、そういうものを確実に把握しながら、それに適用したそれぞれの作戦、プランのほうを行いながら、ふるさと納税の増加に努めてまいりたいと思って

おります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 今後も増加するよう御努力をお願いしたいと思います。

それでは、次の再質問に行きます。

本町の主幹産業である農業振興政策についてお伺いをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩君） ただいまの御質問にお答えします。

本町の農業振興につきましては、未来の農業を担う人材の確保や地域農業の中心となる認定農業者、また営農組織等への支援対策事業をはじめ国の補助事業であります地域中山間等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業などの事業にも取り組んでまいります。

また、昨年度、町内全域を9つの農業地域に区分けをして将来の農地利用等について農業者や地域の方々と話し合いを進め地域計画を策定いたしました。

現在は具体的な計画の実行に向けた取組を行っております。そして、食を中心としたまちの魅力づくりや農業生産者の所得向上による地域活性化を図る取組といたしまして、地域産品ブランディング事業も行っております。

今後も、地域農業の発展と安定した農業経営の実現に向けた取組を行ってまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時51分

再開 午後2時52分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま農林振興課長より御答弁をいただきました。

しかしながら、高齢化により中山間地域等直接支払交付事業のほうもやはり高齢化により存続が不可能な組織等もございますし、我々の地域もやっと作業を行っている状況でございますので、この辺についても今後、検討していく課題ではないかと思いますし、また、営農組織などの支援事業は行っていただいておりますけれども、組織自体も高齢化をしてきておりやはり担い手の不足が課題となっているところで、この辺も踏まえて今後、早急に検討していく必要があると思いますので申し添えたいと思います。

それでは、質問事項2の中の「新たな課題について」というところで、町長より先般、公表さ

れた消滅可能性自治体からの脱却、それと近年の大雨や台風、頻発する地震に備えた防災体制の強化も課題の一つだと。それに対する避難所の運営、自主防災組織の強化、防災士の育成などを御答弁いただきました。

それに加えて高齢化が進む現在、皆様方が長く健康で充実した生活を送っていただくための安心して暮らせる環境づくりというところで御答弁をいただいたわけです。このような課題のある中で、我々議員もそうですけれども、来年3月には町長選挙が行われますが、引き続き、町政を担う気持ちがあるのかをお尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

ただいま消滅可能性自治体を踏まえた人口減少対策、それと「あいのりくん」の拡充などの地域公共交通について、そして河川や道路などのインフラ整備、そして農業振興等について御質問をいただきました。各事業につきましてはやはり様々な課題を抱えている現状は御説明のとおりです。

御質問の町長選挙についてでございますけれども、この町、和水町に住みたい、住み続けたいと思っていただけるまちづくり、そして町民の皆様から愛されるまちづくりを進めるためには、私が掲げておりますまちづくり7つの政策のさらなる実現に向けて、引き続き、町政のかじ取りを担わせていただきたいと考えているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま御答弁をいただきましたけれども、それでは次の4年間で最重要と掲げる政策について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

やはり少子高齢化そして人口減少への対応が最優先の課題であると認識しております。

先般、公表された消滅可能性自治体からの脱却を目指しまして、地域の持続可能性の確保や町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりというものに努めてまいる必要があると思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 町長から御答弁をいただきました。また引き続き、町政のかじ取りを担って課題に向き合っていくというような御答弁をいただきました。

次のまた4年間、さらに和水町が前進するようにかじ取りをお願いして、私の一般質問を終わらせさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、坂本議員の質問を終わります。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時57分

9 月 5 日 (金曜日)

第 3 日

1. 令和7年9月5日午前10時00分招集
2. 令和7年9月5日午前10時00分開会
3. 令和7年9月5日午後3時48分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。 (11名)

1番 亀 崎 清 貴	2番 千々岩 繁	3番 木 原 泰 代
4番 荒 木 宏 太	5番 白 木 淳	6番 齊 木 幸 男
8番 竹 下 周 三	9番 秋 丸 要 一	10番 笹 別 賢 吾
11番 坂 本 敏 彦	12番 高 木 洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。 (0名)
なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 有 働 和 明 書記 倉 掛 裕 美

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石 原 佳 幸	副 町 長	藤 本 麻 衣
教 育 長	米 田 加奈美	総 務 課 長	坂 口 圭 介
まちづくり課長	野 田 敏 治	地域振興課長	鍋 島 忠 隆
建 設 課 長	牧 野 秀 彦	税 務 課 長	中 嶋 啓 晴
住 民 環 境 課 長	上 原 克 彦	デジタル行政推進課長	大 山 和 説
保 健 子ども課長	永 田 雅 裕	福 祉 課 長	新 木 隆
農 林 振 興 課 長	益 永 浩 仁	農 業 委 員 会 局 長	中 山 寛 久
学 校 教 育 課 長	中 原 寿 郎	社 会 教 育 課 長	樋 口 恭 子
特 養 施 設 長	前 別 康 彦	病 院 事 務 部 長	石 原 康 司
会 計 管 理 者	松 尾 修		

12. 議事日程

日程第1 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。
(おはようございます。)

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は、4人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。

第2項目めからの質問は質問席から行います。

第1答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、齊木議員の発言を許します。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

令和7年9月5日金曜日午前10時、6番議員、齊木幸男の一般質問を始めます。9月議会一般質問2日目、一番目の質問者です。

傍聴席の皆様、テレビモニターの前の皆様、お忙しい中、傍聴いただきありがとうございます。また後日会議録をお読みになる方、ユーチューブの動画を御覧になる方、どうか最後まで御覧になってください。最後の部分に、どうしてこの一般質問をしているのか、趣旨がまとまっています。

私の議員2期目のスローガンは、子育てするなら和水町です。

まず、県北地域で子育てをするなら、和水町が一番よいまちであると言われるようにしようです。そして、このスローガンを達成するには、県北地域で最も教育が充実したまち、教育のまちであること、県北地域で最も農業の後継者が育つまちであること、これが必要だと考えております。

では、会議規則の規定により通告した4件の一般質問をさせていただきます。

質問事項1、学校跡地の活用について。

この学校跡地の活用は和水町の活性化の起爆剤と言われてきました。私は、学校跡地の活用により、和水町が発展し町民の暮らしがよくなっていただきたいと考えております。町民の皆様も、町の財産であり、親しみのある学校跡地の利活用なので、その結果が知りたいと思っていらっしゃいます。そして、今回の一般質問で、この学校跡地の課題を町民の皆様と共有したいと考えて質問を取り上げております。

では、質問事項1、学校跡地の活用について。

質問の要旨（1）旧南小学校跡地の活用に関する契約解除申出後の町の対応と今後の利活用に

について問う。

質問の要旨（2）売却された旧学校跡地の地元雇用数を問う。

質問の要旨（3）プロポーザルで選定された事業者が事業計画にない事業を開始するに当たり、町への申請や許可が必要か問う。

質問の要旨（4）環境破壊等の懸念がある企業でも、企業が進出を希望すれば町は受け入れるのか問う。

あとは質問席で質問させていただきます。執行部におかれましては、持ち時間内に終わるよう、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めまして、おはようございます。

（おはようございます。）

それでは齊木議員の御質問にお答えをいたします。

質問事項の1、学校跡地の活用について

質問の要旨（1）「旧菊水南小学校跡地の活用に関する契約解除申出後の町の対応と今後の利活用について問う」について、お答えします。

先日の竹下議員の一般質問においても申し上げましたが、令和7年6月4日付で株式会社 丸美屋より旧菊水南小学校跡地施設の活用に関する契約の解除についての申出がありました。この契約解除の申出に対する状況については過去に例のないこととなりますので、弁護士などの複数の関係機関に逐次確認をしながら慎重に進めている状況です。

また、所有権移転後の利活用に関する計画については、現在、契約解除の手続を進めている状況にあり、現段階では利活用に関する計画を検討するまでには至っておりません。

次に、質問の要旨（2）「売却された旧学校跡地の地元雇用者数を問う」について、お答えします。

こちらも先の6月定例会での質疑で答弁しておりますが、町が売却し操業が行われている旧菊水東小学校、旧菊水西小、そして旧神尾小の3施設において、地元雇用者数は令和7年4月時点 で13名となっています。

次に、質問の要旨（3）「プロポーザルで選定された事業者が事業計画にない事業を開始するに当たり、町への申請や許可が必要か問う」について、お答えします。

まず、全国的に学校跡地施設の売却が進まない自治体が多い中、幸いにも本町においては地域の活性化や地域雇用の創出など地域貢献に寄与する有効な活用をしていただく事業者の選定ができ、売却までに至っています。

町としては、事業者には提案いただいた事業の実施、継続に取り組んでいただきつつ、急速に変化する社会情勢や経済状況にも柔軟に対応し、事業の拡大や拡張、新たな投資、増設等を進め、さらなる地域の活性化に貢献してほしいと思っており、そのために町も可能な範囲でフォローしていく考えです。

その上で、御質問の町への申請や許可が必要かという点については、申請や許可は必要となります。

最後に質問の要旨（4）「環境破壊等の懸念がある企業でも企業が進出を希望すれば町は受け入れるのか問う」について、お答えします。

まず、町として企業活動による環境破壊を望んではおりません。

なお、企業誘致に当たっては、関係法令や県の条例に抵触するおそれがない企業や事業であれば、周辺住環境への影響という理由で拒むものではないと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 質問要旨の1から再質問をしていきます。

町長答弁にありましたが、「過去に例がない」ということです。ちょうど3か月前、6月4日付の書類で申出があって、町がそれを受け取ったのは6月5日だったというふうに前回の議会のときにお聞きしました。

では、実際、今どのような作業が行われてるんですか。契約解除に進んで弁護士との打合せも大分進んだとか、もう終わったとか、まだまだやってるとか、その後は買戻しに入っていく、そういう詳細なことが分かりましたら、お答えいただきたいんですが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの齊木議員の御質問についてお答えいたします。

町長の答弁にもありましたように過去に例のない案件であります、慎重に進めている状況です。

今後、説明できる段階とになりましたら、議員の皆様にも御報告したいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 町の仕事ですから、計画性を持ってどのような期日でやるというのはもうどの仕事も一緒だと思います。この件もやみくもにやられてるわけじゃないでしょうから、ある程度の期日というんですか、スケジュールは組んでいらっしゃると思うんですが、それすらないわけですかね、そこを聞きたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

当然、スケジュール感を持って実施しているところです。ただ、顧問弁護士でありますとかそういう調整ができ次第、報告したいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） そのスケジュール感を聞きたいんですがね、答えられませんかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今のところ12月の定例会で報告できればというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） その12月の定例会で報告というのは、どのような報告をされる予定かといいうのをお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問について、お答えします。

現段階では発言を控えさせていただきます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 質問の要旨（1）の再質問を続けています。

やはり町民の皆様、近隣住民の皆様はこの旧南小学校の活用がそういうことでなくなったということで、どういう期日で進んでるかというのを本当に聞かれます。そして皆さんも関心があることだと思いますので、ぜひお聞かせいただきたいと思って、何回も質問したところですが、12月の議会に向けて、今作業が進んでるということは把握できました。

この旧南小学校跡地の利活用は3年前に契約があって、4年目に入っていますね、この契約解除ということになって、合計すると4年間何も行われなかつたということで、やはりどうしても町民の関心度は高いわけなんですね。

それであるのにスケジュール感をしっかり示せないというのは、町民の方からすれば、そこはもうしっかりと見せて教えていただきたいと思うんですが、今のところはどうしても過去に例のないこととか弁護士の手続ということですから、12月の議会では報告できるというふうなスケジュール感で作業が進んでるということでおろしいですかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御指摘のとおりです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君）　過去に例のないということで、弁護士との折衝いろいろあってると思いますから、お答えできないところもあるでしょうから、この要旨（1）の再質問の締めくくりとして、地元の人、近隣の町民の方が言わわれていることを改めて町長に少し申し上げたいと思います。

この旧南小学校跡地の活用について、町はわざわざこの契約を延長して、もちろん当該企業から契約延長の申出書があつてのその精査の後ですが、そして契約解除が行われた。旧南小学校の活用は実現できなかつたわけですね。

これは町長の力不足ではなかつたか。町長の政治手法が不足していたのではないかと、町民は言わわれています。

南小企業誘致は白紙に戻つた、違うかもしませんが破綻することになつた。町長の政治手法が力不足ではなかつたのか。この町民の旧南小学校跡地活用が実現できなかつたことに対していろいろ思つてらっしゃいますが、町長自身はどう思つてるのか私は聞きたいと思います。

町長は、旧南小学校跡地活用が実現できなかつたことに対する責任、また、いろいろどう考えているのか。また、今後の旧南小学校跡地の利活用はどうしたらいいのか。今回の旧南小学校の利活用の企業誘致がうまくいかなかつたことに対して、町長の思いや考え方をしっかりと町民の方に私はお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えいたします。

町のほうでは丸美屋様の申請を受けまして、3年間の後の3年間の延長ということで事業を進めてまいつたところです。丸美屋様の解除の申出にもありましたとおり、一部の反対運動があつたということで丸美屋様のほうから契約の解除をなされたところです。

反対運動が起きたというのは、やはり私のほうの全ての皆様に御説明が行き届いてなかつたっていうのも要因の一つであるというふうに認識しておりますので、今後の活用等に進める際に起きましても、町民の皆様にきちんと御説明を行い進めていく必要があるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君）　もう一回だけ、この（1）の再質問をします。

今、町長の口から「反対運動」とかいろいろ出ましたが、町長自身はこれは反対運動だったと思ってらっしゃるのかどうか、お聞かせください。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えいたします。

ただいまの「反対」という言葉でございますけれども、丸美屋様からの契約解除の申出の中に、「一連の反対の動きにより」という言葉、それと今後も反対運動が続くことで、さらなる工程変更が生じる可能性ということがございましたので、「反対運動」という言葉を使わせていただきました。

今回、条例制定請求というのは権利の一つとして主張されておられますものでございますので問題はないかと思いますけれども、町が進めている事業、丸美屋様による企業の新しい工場の建設というのが頓挫したというのは非常に残念で遺憾に思っているところです。

町の進めていることに対して反対をなされたということで認識しています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） （1）の再質問やめようかと思ったんですが、もう一回だけ聞きます。

町長自身は町の代表ですから、自分の力不足、実際どう思ってらっしゃるのかですね。反対運動が起きたとか自分の力が、政治手腕がなかったとか、いろいろな対応があったとか、総合的に総括するとどう思ってらっしゃるのか、少しそこをお聞かせいただきたいんですけどね。町長自身の考えですね。丸美屋さんの申出もありましたが、町長自身はどう考えているのか。

最後にこれを少し聞かせてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えいたします。

町としては段階を踏んで御説明をしながらこれまで進めてきたところです。

事務手続、そして進め方については問題はなかったというふうに認識しています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） それでは質問要旨（2）の再質問に移ります。

まず少し聞きたいんですが、企業誘致というふうに言葉が何回も出ますけど、この誘致する企業ですね。町外、町の外から来る企業の進出、そしてもう一つは町の中の企業が移転したり拡大したりしてこの小学校跡地に移転する場合、この言葉の使い方というのを整理しておきたいと思うんです。

企業誘致というのは大きい考え方で企業を誘致する、来ていただくと。しかし、実際その企業の方は町の外から来て、全く新規で来て町に根差していく。そしてもう一つは、地元の企業が移転する場合、企業移転、事業拡大という考え方もありますよね。そのところの把握というのは、町はどのように考えてらっしゃるか、まずお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

企業誘致とは、地方自治体が地域経済の活性化を目指して企業を誘い込む取組であると認識しております。

そのような視点から考えますと、町内の事業者の皆様が町内に進出し、新たな拠点を設けることで地域経済の活性化と雇用の安定化、さらには町民の皆様の生活の質の向上につながることから、大きくくりの中で考えますと、企業誘致と考えられるのではないかと考えております。

ただ、一般的には都市部から企業を誘致するというのが企業誘致というふうに考えております。
以上になります。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君）　質問要旨（2）の再質問をしていくに当たり確認だったんですが、そして、町民の方がやはり一番思ってらっしゃるのは、町民の新規雇用です。

私も何回も住民説明会に参加しましたが、やはりどこに行っても、町民の方の新規雇用、ここをやはり説明会でも言われてました。町民の方もそこをやはり大事にしてらっしゃると私は感じております。

思い出すとですね、住民説明会で、町は人口が減っていると。学校を卒業しても子供たちは町外に就職してしまったり出てしまうと。人口流出に歯止めは止まらないと。

しかし、こういう学校跡地に企業が進出していただいたらですね、町民の雇用が生まれ地域に残ることができる、都市部への流出が止まるとか、もしくはUターンして若者が戻ってくるとか、人口増加に転じていくのではないか、こういう話はもう何回も出てましたし、皆さんも聞かれてると思います。

そこで、今第一答弁で町長が言われた13名の雇用ですね、これは町の調べで、東小学校が2名、西小学校が2名、神尾小学校が10名なんですね。そして事前に調べました緑小学校は2名新規雇用があつてるようなんですが。

この新規雇用というのは、地元の新たに雇用された方なんですか。さつき私、確認しましたけど、もともと企業が地元にあつたら移転してくるわけですから、そこに勤めていた地元の方もそこに含んでるわけなんですね。

でも、純粋に企業が進出されてきて、新規に雇用された方なのかというところを聞きたいんですが。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

地元雇用ということで、企業が進出してからの雇用であるかどうかというのは把握しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君）　ここで再質問で問いたいのは、地元で新規に雇用した方が増えていけば一番よいと町民の方を持ってらっしゃるわけですね。

これも町から調べていただきましたが、東小学校に限っては、言われた2名、新規雇用というのがありますが、外国人の方の雇用は6名になってるそうなんですよね。地元よりも外国人の方が多いというはどうなのかなあと心配したりですね。神尾小学校に限っては、説明会でしっかり言わせてました、1年に4人ずつ新規雇用していくと。そうすると、10年間で40名の新規雇用が生まれると、説明会で言わせてますので、町民の方はしっかりと聞いて覚えていらっしゃいます。で、私のほうにやはり来るわけですよね、聞いてくださいと。

ですから、先ほど言われたように、数字を出されますが、この議会中でもよろしいですし、終わってからでもよろしいですが、雇用数ですね、そして、地元の方の雇用数、そしてそれはもともと働いていらっしゃったのか、働いていなかったのか。そして、地元の方の雇用も新規の雇用なのか、そこまではやはり調べる必要があると思うんですよ。

新規の雇用が正職員であるか派遣であるかは、そこまでは企業のあれですから言えないのかもしれません、せめてその町内の雇用は新規で勤められたか、継続してされているか、そこぐらいまでは聞いても私は大丈夫じゃないかと思いますが、その資料というのは調べられるものでしょうか。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

それは調べることができますので、後ほど調べて資料としてお渡ししたいと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君）　学校跡地が有効に活用されているかどうかを私は聞きたいと思って、この質問をしいてます。

ですので、今、人数だけ言ってますが、やはり住民税とか固定資産税、そして何回も出てきますが町民の方とのふれあいというか地域貢献ですね、そこまでも年に1回ぐらいやはり議会に報告していただきたいと思いますし、こちらから聞いたときには答えていただきたいと思いますが、そのような対応は取れるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

御質問があった際にはお答えいたします。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） では、質問要旨（3）に移ります。

町への申出許可はやはり必要だということです。

では改めて聞きますが、西小学校エビの養殖をやっていますが、これは許可がされてるんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

事業者側から申請があり、許可をしております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 申請があったということでよかったです。無許可での事業なら、これはもう契約書にあるとおり、買戻しの行使権が発動するぐらい大変なことだと思います。しっかりとそういうところのコミュニケーションというんですかね、取っていただきたい。

そして、この件は企業と住民の方の対話が不足してるんじゃないかというふうにも私感じたんですね。何回も言わますが、地域貢献、そういう対話、そうしておけばこういう申出が議員のほうに上がってこないんじゃないかと思います。改めて地域との対話、企業の方が説明するようなふれあいの場とかしっかり設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

申出があるということに関しましては、町としては認識をしておりません。御意見として受け止めさせていただきたいと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 少し私の言い方が悪かったんですが、進出した企業が住民の方とよく交流するように改めて申し上げたらよろしいんじゃないかというふうに提言したわけです。こういう話が出ないように。町への指摘じゃないです。改めてそういう機会があったら、企業懇話会と

かあつたら、地域との対話はしっかりしてくださいと、一言、町からそういう企業の方に言っていただきたいということを提言しただけです。よろしいですかね。

では、質問要旨（4）に移ります。

町が誘致する企業は地域住民への配慮を欠いてはいけないというふうに私は思っております。地域住民との対話も説明会も地域交流も、もちろん必要なわけです。通常なら、地域住民との対話、説明会など何度も開き、納得して企業を受け入れて、そして地元に根づき、その後も、企業は住民と交流を図って調和していく、それが本来あるべき姿と思います。

和水町の住民が受け入れたいと考える企業を誘致するのが当然でありますし、先ほどの答弁のとおりだと思います。

そこで改めて確認しますが、この学校跡地の利活用に関してですけど、住民自治をないがしろにして、企業優先の考えで企業誘致を行っていく考えはもちろんないとは思いますが、確認のためお聞かせください。

簡単に言うと、住民をないがしろにして企業優先の考え方を持つような企業を町はそれでも企業誘致をしていくのか、そういう考えがあるかと。

○議長（高木洋一郎君）　ただいまの質問の趣旨は、環境破壊等の住民の意思を無視したというふうな解釈でよろしいんですか。

○6番（齊木幸男君）　はい、お願いいいたします。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

そのような考えはございません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

6番　齊木議員

○6番（齊木幸男君）　もちろんです、それは町ですから。住民が、町民のほうが大切ですし、町民の方が受け入れる、そういう企業を学校跡地には誘致していただきたいと考えます。

では、質問事項の2に移ります。

住民自治について。

質問の要旨（1）令和6年12月、旧菊水南小学校施設売買契約の即時破棄と買戻しを行い、防災施設である指定避難所設置をすることを求める要望書の提出や、令和7年2月の和水町立旧菊水南小学校校区における指定避難所設置及び管理に関する条例の制定請求が行われたが、この行為に対する町の見解を問う。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君）　御質問にお答えいたします。

質問事項の2、住民自治について。

質問の要旨（1）「令和6年12月、旧菊水南小学校施設売買契約の即時破棄と買戻しを行い、防災施設である指定避難所設置をすることを求める要望書の提出や、令和7年2月の和水町立旧菊水南小学校校区における指定避難所設置及び管理に関する条例の制定請求が行われたが、この行為に対する町の見解を問う」についてお答えします。

まず、要望書については令和6年12月26日に旧菊水南小学校施設売買契約の即時破棄と買戻しを行い、防災施設である指定避難所を設置することを求める要望書と164人の署名を町へ提出されました。

その要望書に対して、町は令和7年1月14日に要望書提出者へ、御要望にお応えできない旨の回答書を出したところです。

また条例制定請求については、令和7年2月14日に和水町立旧菊水南小学校校区における指定避難所設置及び管理に関する条例の制定請求ということで、請求代表者から578名の署名簿と一緒に提出がございました。町の選挙管理委員会で署名簿の審査を行い、住民登録者の50分の1の署名が有効と認められ、直接請求が成立しています。

これにより令和7年5月2日の臨時議会を開催し、審議、採決が行われましたが、町としては、条例制定請求に対し反対の意見を付しています。この採決は否決となりましたが、この結果は代表民主制に基づく民意と捉えています。

御質問の要望書の提出については、法的根拠はないものの憲法第16条の請願権や第21条の表現の自由などに基づいた広い意味により、町民が町に対して要望書を提出することは住民の当然の権利であると認識しています。

また、条例制定請求の行為については地方自治法第74条の規定に基づき、一定数の署名を集めた住民が条例の制定、改廃を直接請求できる制度であり、町民の正当な権利の行使であったと捉えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） では、再質問します。

住民自治ということでお聞きしていますが、質問の要旨は、今行われたようなことは単なる企業誘致の反対運動ではなかったということを改めて確認したいと思ってこの質問をしております。

まず住民の自治です。自治というのは、自分たちのことを自ら処理すること、つまり自分たちで物事を解決するということです。民主主義ですね。住民の地域の意思決定に積極的に関与していく、まさに日本の民主主義がすばらしいところです。

和水町の住民の民主主義、住民参加制度、主権者である住民が自治の機能を利用してこういう声をされてきました。振り返れば令和7年2月、和水町立旧菊水南小学校校区における指定避難所設置及び管理に関する条例の制定請求、この直接請求は今、町長もおっしゃったとおり、憲法と地方自治法に基づく法的に保障された正当な住民の権利の行使でありました。住民は権利の行使を行い、避難所設置のため旧南小学校プロポーザルの契約書にある期日の履行、そして買戻権

の履行を求めるものでした。町の企業誘致そのものを否定するものではありませんでした。

町民は、この請求は主権者である町民が住民自治のため、住民の権利行使を適切に行なっただけと考えていらっしゃいますし、私もまさにそのとおりだと思います。

改めて言いますが、単なる企業誘致の反対運動ではありませんでした。まさにこの住民自治ですね、憲法と地方自治法、詳しくは町長も答弁されたとおりの行為で法的にも認められる行為でした。

では、再質問です。

町長もこの住民の直接請求は単なる企業誘致の反対運動ではなかったと考えていらっしゃると私は思っておりますが、町長はこの直接請求が単なる反対運動だったと、そのように考えていらっしゃるか、いらっしゃらないか、または違う考え方を持ちていらっしゃるか、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えいたします。

令和7年2月14日に提出されました和水町立旧菊水南小学校校区における指定避難所設置及び管理に関する条例の制定請求の件でございます。

これが提出された時点では株式会社 丸美屋による工場の建設ということが予定されておりました。今回、条例制定請求で出された内容というものについては、町が進めている工場の企業誘致後の丸美屋の企業活動を阻害するものであったと考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 改めて再質問します。

町長という立場ですから今されたと思うんですが、私が聞きたいのは、住民自治、町民の方、町民の気持ちはもちろん大切にていらっしゃいます。まずそれを確認したかったと。町民よりも過剰に企業を優先しているのか、そういうことはないと。そのところを聞きたいんですけどね。

町民の方が求められるそういう企業を誘致ってきて学校跡地に創業していただいて、地域の活性化、そして和水町のために活動していただき住民の方とも交流していく。

しかし、その前に町民の方、住民の方を大切に考えて、その方たちが今、直接請求も出ましたがこういう活動をされると。

ですから再質問で聞きたいのは、町長は企業を優先して考えているのか、町民の方を優先して考えている、優先というか大事にして考えているのか。そのところはどっちなのかというのを聞きたいです、再質問として。

町民を大切にして企業誘致を考えているのか、企業をまず考えて町民に行くのか、どっちが大切なのか。町民が大切か企業が大切かと。そのところを再質問で聞きたいんですけど。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、どちらが優先という考えはないかと思います。

企業の進出についてを町民の皆様に理解していただくことが重要であると認識しています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 町長として町を代表するお答えだったと思います。私は町民の代表としてこの場に立ってますから、町民の声を大切にして、まず町民を大切にして企業誘致を行っていただきたいというふうに改めて申し上げまして、次の質問に移ります。

質問事項3、防災について。

質問の要旨（1）6月17日開催の防災会議の内容について問う。

これは避難所検討部会の創設が行われました。町内の各避難所の指定の在り方等を検討していくという部会だと思います。このことに対する質問内容ですので、その内容をお答えください。

質問要旨（2）防災に関するDXの活用は進んでいるのか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えいたします。

質問事項3、防災について。

質問の要旨（1）「6月17日開催の防災会議の内容について問う」について、お答えします。

防災会議は災害リスクの共有と意識の統一を目的に毎年6月に実施されており、今年度の防災会議は6月17日に開催し、5つの議題について関係機関から報告があり、質疑応答を行っています。

まず1つ目として、熊本地方気象台より今年の梅雨の見通し等について。

2つ目として、国土交通省菊池川河川事務所より、菊池川の概要について。

3つ目として、自衛隊熊本地方協力本部玉名地域事務所より、自衛隊の災害派遣等について説明をいただき、今後の雨の降り方や菊池川の現状、自衛隊の派遣要請等の情報共有を行っています。

また総務課より、4つ目として、和水町地域防災計画及び水防計画についての修正の報告を行い、5つ目として、避難所検討部会の設置について設置する目的や部会の開催スケジュール等の説明を行いました。

全ての議題につきまして御理解をいただき、防災会議を終了しています。

次に、質問の要旨（2）「防災に関するDXの活用は進んでいるのか問う」について、お答えします。

今年度、国の新しい地方経済生活環境創生交付金デジタル実装型を活用し、避難所運営のデジ

タル化に取り組んでいます。これは昨年度、導入した町のデジタルサービスを1つにまとめた町の公式ポータルアプリであるなごみアプリが持つマイナンバーカードとの連携機能を活用し、避難所での受付手続を簡便・迅速・正確に行えるようにするものです。

具体的には、避難所に掲示したQRコードをお持ちのスマートフォンで読み取るだけで避難所での受付が完了します。また、利用者があらかじめ指定したメールアドレスに避難所への避難が完了したメールを自動で送ることができる機能も備わります。

デジタル技術を積極的に導入することで避難者と職員の双方の負担を軽減し、より円滑な避難所運営を目指してまいります。なお、本機能は現在構築中で、なごみアプリでの運用開始は来年2月頃を予定しています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） それでは、質問要旨（1）の防災会議の内容の避難所検討部会について、再質問していきます。

ちょうど3か月前の6月議会の答弁でこの避難所検討部会の答弁が出ましたが、まだ開催前だったので内容が分かりませんでした。改めて今日質問しています。

6月議会では、合併以来、避難所については大きな見直しをすることなく年月が過ぎてしまい、現状に即した避難所設置や運営ができていなかったことは反省すべき点だと感じているという答弁がありましたが、避難所検討部会が設置されて、今の答弁では今後の期日とかそういう進め方、期日ぐらいしか決まってなかったように聞こえました。

そこで改めて、町長は具体的にこの避難所検討部会で避難所の設置や運営改善、改革どのように行ってもらいたい、または町長自身どのように具体的に考えているか、ありましたらお答えください。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えいたします。

6月定例会でも申し上げましたように、避難所等の在り方については、合併以降何も手が加えられていなかったというのが現状でございました。

これを踏まえまして、自主避難所や指定避難所、指定緊急避難場所など各種避難所の指定の考え方や運営・運用について、和水町の実情に合った方針を検討していただくということでお願い

をしているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 要旨（1）の再質問として、提言して終わりたいと思います。

昨日も台風が来て、宮崎、大変大雨が降ったと。その前、8月の頭だったですね、和水町も大変、大雨が降りまして、日平地域とかは甚大な被害が出ておりましたし、町内そしてほかの近隣、玉東町は大変大きな被害が出ております。やはり3年、4年、年数が変わると世の中も天候も変わっていますので、改めて和水町のこの避難所、避難所というのが、町民の方からすればもう際立って目に見えてなりますが、この防災については改めて考え直す時期がもう来ると。これはもう繰り返しになりますから答えは結構ですが、町長もおっしゃったとおり、至急進めていただきたい、できるだけ早く進めていただきたいと提言して次の質問に移ります。

質問要旨（2）なごみアプリは大変便利になると思いますが、なごみアプリを登録していない方、もしくはお年寄りの方、スマホを持っていない方はどうしていくのか、そこをお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

大山デジタル行政推進課長

○デジタル行政推進課長（大山和説君） 御質問にお答えいたします。

まず、なごみアプリに登録をしていない方に関しましては、アプリの有無にかかわらず避難所に設置されたQRコードを読み込んでスマホで受付を行うことを想定しております。

アプリがあればより早く手続が完了しますが、アプリがなくてもほぼ同様の手順で手續ができるというふうにしております。

それから、お年寄りとかスマホを持っていない方の場合なんですが、こういった場合につきましては職員が聞き取りを行いまして、代わりにデータを入力するということを想定しております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） やはりデジタルを持っていない方、お年寄りの方へちゃんと対応ができるということで安心しました。

では、再質問を続けますが、このDXを進めるに当たって職員の負担は軽減されていくのかということをお聞きしたいと思います。

避難所の受付はアナログベースだと思います。紙ベースでしょうね。しかし、これからはデジタルのこのDXの技術で運営はきっと便利に楽になっていくんじゃないかなと。また、デジタル技術で災害の対応、業務の効率化、省力化、標準化は進んでいくでしょう。災害発生時の避難所の円滑な運営につながっていくことでしょう。

そこで、職員の負担は軽減されるのか、災害時の対応する職員の人員は削減されていくのか、

そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

大山デジタル行政推進課長

○デジタル行政推進課長（大山和説君） 御質問にお答えいたします。

災害時に対する職員の人数等は変わりませんけれども、町長からの答弁もございましたが、デジタル化することによっての、避難者それから職員の負担、こういったものをかなり軽減されると思っているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 質問事項4に移ります。物価高騰に対する支援について。

質問の要旨（1）令和7年度のLPGガス支援金について問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えいたします。

質問事項4、物価高騰に対する支援について。

質問の要旨（1）「令和7年度のLPGガス支援金について問う」について、お答えします。

物価高騰は町民の皆様の生活や地域経済に直撃する重大な課題であり、本町としても国の動向を踏まえつつ地域の実情に即した支援を着実に実施する必要があります。

そのような中、昨今の物価高騰を受けLPGガスの価格も高騰しており、その対策として国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、これまで令和5年度に第1回、そして令和6年度に第2回目として実施を行い、LPGガスを使用されている生活者の方へそれぞれ6,000円と4,000円の支援金を給付しています。

また、国において、物価高騰対策として総合経済対策が閣議決定し、令和6年度補正予算で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付され、本町では全ての町民の皆様に対し町内の店舗などで使える1人5,000円の和水町生活応援商品券等に活用したところです。

さらに、今定例会で補正予算を上程させていただいておりますが、町商工会が行うプレミアム付商品券事業に対しても当該交付金を活用することとしています。

このように物価高騰に対する交付金支援措置を最大限に活用し、町民の皆様の直接的な負担軽

減と地域経済の安定につながる取組を最優先に進めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 再質問します。時間が残り少ないので簡潔に。

L Pガス使用世帯数、町内ですね、予算規模、交付金の充当率をお答えください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、対象世帯ですけれども、これは熊本県L Pガス協会から町に対して補助金申請時に出されている世帯数になります。令和6年度で2,000世帯、全世帯の約53%というふうになっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 予算等交付金とかの充当率は。

○議長（高木洋一郎君） 答弁漏れがありました。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 答弁漏れがありました、失礼いたしました。

令和6年度、第2回目のL Pガス4,000円、こちらのほうにつきましては1,479世帯の方に補助金申請がありまして、トータルで591万6,000円、このうち町の負担が2分の1ということになります。残りの2分の1は県の負担となります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 再質問していきます。

このL Pガスの件は非常に町民の方から聞かれるんですね。全員協議会とか議員には、第3回目のL Pガスのこれはなくなりましたということは聞かされておりませんでしたので、私自身は3回目はあるんじゃないかなと思っておりました。

改めて、L Pガスのこの補助はしたほうがよろしいんじゃないかなというふうに町民の方が言われてますので、お伝えします。

タウンミーティングでも町民の方から出てましたが、子供を多く生む世帯ほど助成金が増える、何か不公平ではないかと。町民も、家族が多いほど補助が多くなるのは不公平感を感じると。

しかし、このL Pガスの支援金は大体ほとんどの世帯にありますし、幅広くカバーできるんじゃないかというふうに思いますので、改めてこの第3回目のL Pガス支援金を出していただくよう提言しまして、次の質問に移ります。

最後は答弁はもう結構です。

令和7年の人口は1月で8,996名、6月は8,920名、76名の減です。1月から6月まで6か月間で当町の出生数は19人のようです。転入は125人、転出は162人、世帯数は3,774世帯、減少しているんじゃないかなというふうに感じております。

私は、平成30年6月初めての一般質問から一貫して言い続けております。未来は見えない、そして確定もしていない。しかしその見えない未来をつくるのは今の行動です。明るい未来を目指して進んでいくには、10年後、20年後、長期目線を持って今、行動すべきです。

本年2025年の国内出生数は上半期33万人です。昨年の国内出生数は70万人を初めて割り込みました。これまでで最少でした。日本は人口減少の歴止めがかからない状況です。政府は30年代に入るまで少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとして、次元の異なる少子化対策を進めています。

和水町の給食費の無償化や第5児以降は100万円の出生祝い金の設定など、大胆な政策を打ち出して取り組んでいます。地域が活性化しているとは、地方が元気、人が元気、そういうふうに言われるそうです。人・物・金・情報が効率よく循環している状態のことです。行政・教育・ビジネス、何でも結局は人ととのつながりです。

それゆえ、地方創生、地方が活性化するためには情報発信とコミュニケーションが必要です。まず知らせることから始まります。知らせること。

町においては、広報宣伝、情報発信が最も重要です。どんなよい施策でも情報を知らないければ、ないと同じです。町内・町外・世界に向けてすばらしい和水町を発信していきましょう。

今、地方が豊か幸せに生活するにはどうしたらよいのでしょうか。私たち地方の人間がこれから目指すべき行動原理は「より近く、よりゆっくり、より優しく寛容に」と言われています。過剰な生産や過剰なサービスを控え、身の丈に合った経済活動の下で、明日のことを心配しないで暮らせる和水町、そういう町でありたいと思います。私はそんな和水町にしていきたいと考えています。

地方が衰退していくと日本経済も衰退すると言われています。しかし、私は和水町が元気になることで、地方を元気にし、そして日本を元気にしていきたいと思って行動していきます。

最後に一言だけ。私はいろいろ今回、一般質問で取り上げましたが、私だけの考えではありません。町民の方の声です。そのことだけはしっかりと町長にお届けしますので、今後のお仕事に生かしてください。よろしくお願ひいたします。

以上で、6番議員、齊木幸男の一般質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で齊木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、笹渕議員の発言を許します。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） おはようございます。

（おはようございます。）

日本共産党の笹渕賢吾です。8月に広島と長崎で行われた平和式典で、「被爆者をはじめ子供や若い人が原爆被害の実態と被爆者の思いを語り継いで平和な世界をつくろう」と世界に呼びかけました。

特に、広島県知事は、世界の中で起きている戦争と核兵器使用への危惧を訴え、核抑止力論への批判を行いました。世界中から核兵器をなくそうと運動を行ってきた日本被団協は、昨年、ノーベル平和賞に輝き、唯一の被爆国である日本は、核抑止力論ではなく核兵器禁止条約に批准し、世界に向けて核兵器廃絶を訴えるよう求めました。

9月2日には、核廃絶を訴える日本の高校生平和大使24人がスイスジュネーブの国連欧州本部を訪れ、1年間で集めた11万1,071筆の反核署名の一部と目録を国連軍縮部に提出し、この中には熊本県からも、済々黌の学生が参加しています。

日本は軍拡を進めておりますが、軍拡ではなく対話による外交こそ強化し、平和な世界をつくることが求められております。

それでは、一般質問を行います。

最初に、気候変動対策についてであります。

1つ目に、今年は温暖化が進み地球沸騰化時代と言われ、高温や集中豪雨が続いている。世界的に温暖化防止対策は取られていますが、対策についてお聞きします。

2つ目に、8月の大雪による町内の被害状況と避難所利用状況についてお聞きします。

あとは質問席から質問いたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、笹渕議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、気象変動対策について。

質問要旨（1）「今年は温暖化が進み地球沸騰化時代と言われ、高温や集中豪雨等が続いている。世界的に温暖化防止対策がとられているが、対策について問う」について、お答えします。

地球温暖化対策につきましては、令和4年9月にも御質問をいただきおり、重複する部分もございますが答弁をいたします。

地球温暖化についての世界的な動きでは、2015年12月にフランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約提携契約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際取組としてパリ協定が採択されました。

I P C C 気候変動に関する政府間パネルの2018年に発表された1.5度特別報告書によれば、既に世界の平均気温は産業革命前に比べて人間活動によって約1度上昇しており、このまま経済活

動が続ければ、早ければ2030年には1.5度の上昇に達し、2050年には4度程度の気温上昇が見込まれています。

気温上昇を2度に抑えるためには、2075年頃には脱炭素化をする必要があり、努力目標である1.5度に抑えるためには2050年に脱炭素化しなければならないことが分かっております。

このため日本では、温室効果ガスの排出制限、排出抑制などを促進し、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、2050年までのカーボンニュートラル、いわゆる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸收量を均衡させて実質的にゼロにすることの実現を法律に明記することで、政策の継続性と予見性を高め、脱炭素への取組や投資・イノベーションを加速させることを目指しています。

地球温暖化は集中豪雨や猛暑など私たちの暮らしに直接影響を及ぼす深刻な問題であり、本町としても積極的に取り組む必要があると認識しています。

また、地球温暖化対策については、社会的・経済的に深いつながりがある市町村が連携して取り組むことがより効果的であることから、令和2年1月に熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村共同で、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言し、令和3年3月には連携中枢都市圏としては全国初となる熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を共同策定されております。

和水町においても、今年度から熊本連携中枢都市圏の一構成員として参画をし、温室効果ガス排出実質ゼロを目指しているところです。

本町の取組については、住民環境課長より答弁をいたします。

次に、質問の要旨（2）「8月の大暴雨による町内の被害状況と、避難所利用状況について問う」について、お答えします。

8月10日から11日にかけての大暴雨では、県内各地で記録的な大雨による甚大な被害が発生しました。今回の大雨で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の大雨の総雨量は降り始めから8月11日21時、午後の9時までに菊水観測所の北原地点で392ミリ、菊水観測所竈門地点302ミリ、緑観測所で249ミリ、三加和観測所、東山でございます、254ミリを観測しています。

町内の被害状況につきましては、近隣自治体のような大きな被害はございませんでしたが、9月3日時点で人的被害はゼロ件、住家の被害について、床下浸水が1件、道路の被害が2件、河川の被害が14件、農地災害9件、農業用施設災害が8件、そして林道の被害が9か所発生しています。

続きまして、避難所の利用状況につきまして、8月10日午後6時に中央公民館、そして三加和公民館の2か所を自主避難所として開設し、中央公民館が13名、三加和公民館が5名の方が避難をされました。

なお、8月11日午後8時59分に大雨警報が解除された後、午後9時15分に避難所を閉鎖しております。

以上になります

○議長（高木洋一郎君）

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） 質問要旨（1）「温室効果ガス排出削減に向けての本町の取組について」、お答えいたします。

本町では、令和4年3月に策定しました第2次和水町地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づき、公共施設のLED照明化や公有自動車の低燃費自動車への転換、職員の行動といたしましては照明の小まめな消灯、空調の適切な使用、退庁時の事務機器の電源オフ、公用車のエコドライブ等に心がけるなど、温室効果ガス排出削減に努めております。

なお、社会体育施設である和水町体育館及びスカイドーム2000におきましては、令和5年度と令和6年度におきまして高効率の空調設備の導入を行っており、現在、建て替えを進めているきくすい荘におきましても、LED照明化や高効率の空調設備を導入する計画でございます。

また、町民の皆様の身近な取組を支える支援策といたしまして、生ごみの減量のためのコンポスト、あと生ごみ処理機設置の補助事業などを実施しております。

さらに、農業分野におきましても、環境に優しい農業を進めるため、有機肥料の利用や循環型農業の推進、森林整備や放置竹林の整備など、温室効果ガス削減につながる取り組を支援しております。

今後も国や県の施策と連携し、町といたしましても実効性のある取組を進め、町民の皆様と一緒にとなって地球温暖化防止に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 町長の答弁では、そもそも温暖化の原因というのは人間活動によって約1度以上、上昇していると、これが中心だったと思います。私もそういうふうに思います。

それで以前述べましたけれども、戦後、世界中で食糧難、戦争で食料がないというそういう時代を経て、その食糧難を解決するために森林伐採を行ったと。そして、大規模ですから化学肥料と農薬による慣行栽培が推進されてきたと。その結果、CO₂を吸収する森林が減少してきたと、こういう背景があります。

さらに歴史を振り返りますと、50年ほど前に国連は、「深刻な環境異変が起こりそうなので、回避するために世界は立ち上がる」と呼びかけています。

環境予想を立てて、その中に食糧難が2020年頃から深刻化し、地球上の資源は2050年頃に枯渇し、大量の餓死に見舞われ、人口は激減するという内容です。

それから50年以上が経過をしまして、予測どおりに進行しているのが現状だと思います。洪水・台風・干ばつ被害が深刻化して、食料不足も進んできて、世界的な工業化と経済の伸展は資源の枯渇と環境異変を生み出しています。

町長答弁の「人間の活動によって温暖化が進んでいる」というふうに思います。

ここで質問しますが、CO₂を森林で吸収するため、森林環境譲与税を国民は納めているわけ

ですけれども、その収入額と使途についてお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備等の財源といたしまして、令和元年度から市町村と都道府県に対しまして、私有林人口面積、林業就業者数及び人口の基準で案分して譲与されております。

過去3年間の譲与税額は、令和4年度で1,202万円、令和5年度も1,202万円、令和6年度は1,628万3,000円となっております。今年度は1,803万8,000円を見込んでおります。

森林環境譲与税の使途につきましては、森林整備や林業全般の事務を行う会計年度職員の雇用経費、林地台帳保守業務費、令和5年度に購入いたしました竹粉碎機の保守費、荒廃竹林整備や危険木伐採費用の一部に助成をしております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） この森林環境譲与税は国民みんなが納めているわけですけれども、今の森林を見ますと、非常に整備されていないという状況です。木材が安いということや農家の高齢化、さらに地主が地元にいない、こういうことも相まって森林整備はあまり行われていないというのが現状です。

戦後、植えた杉の木など大木はCO₂の削減を果たせないと言われておりますけれども、そういった木を伐採し新しい木を植えることが必要になっていると。これは大方の方がおっしゃるところです。

以前、図書館建設に利用してはどうかということで提案しましたが、町として公共施設なりなんなりとこういった木材を利用する考えというのはありますか、お聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） 森林を伐採した後の木材利用について、お答えをいたします。

木材の利用につきましては環境への負荷が小さく、使用している間は木材自体の炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止の視点からも優れた素材であります。

今後も積極的に森林環境整備や農業振興のほうにも努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） もう一点、聞きますが、全国農業新聞、農業委員会中心の発行ですけれども、ここに昨年4月26日付に、和水町のエネルギー作物のエリアンサス栽培の記事が掲載をされています。

町内で試験的に栽培されているエリアンサスがバイオマス燃料用作物としての実用化と化学燃料代替エネルギーとしてCO₂排出削減への貢献が期待されていると、そういった記事が掲載されています。

この記事についてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

令和6年度の広報なごみの6月号で、「和水町から脱炭素社会への一歩、遊休農地を活用し燃料用作物の試験栽培」と題しまして、掲載をしております。

その内容では、「遊休農地を活用し、化石燃料に代わる資源作物エリアンサスを栽培、加工し、バイオ燃料を作り、持続性可能な次世代のエネルギーとして取り組まれており、地球温暖化対策としても期待されています」というふうな内容であります。

町としましても、環境に優しいエネルギー開発が進むように期待をしておるところであります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 要するにCO₂削減と、それからCO₂を出さないためにどうするかというのが今、非常に大事になってきている時代じゃないかなというふうに思います。先ほど言いましたけれども、国連が50年ほど前にそういう危機的なことが訪れるんじゃないかということも指摘しておりますので、今後50年たてば一体どういう地球になるのかということを考えますと、CO₂をなるべく出さない、そしてCO₂を吸収するという方向に、町としても、やはり他人事ではないので、ぜひこれに取り組んでいただきたいというふうに思います。

今言いましたエリアンサスの栽培、あるいは木材の大きな木を切って販売して植え替えると、小さな木を植え替えるということで循環型の山を作っていくと、こういうことが非常に大事になってきているというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは2つ目に行きます。

答弁がありましたけれども、3日に全協の資料として配られて説明がありました。この豪雨による被害が、中央公民館で避難者数13人、三加和公民館で5人と、合計の避難者数が18名、それから人的被害はなかったと。建物被害というのが1件あって、床下浸水、これは日平区ということです。

それから建設課からの被害報告として、道路や河川、浄化槽、農業災害ということで被害額が1億7,423万7,000円ということになって、これから工事が住民にとって期待されるというふうに思います。

それから、農林振興課からです。林道被害、これは蜻浦林道、それから日平林道、やはり玉名市がかなり被害に遭ってますので、それに近いほうが和水町でも被害があつてるんじゃないかなというふうに思います。それから農作物被害として、水稻、大豆、夏秋なすということで報告があ

つておりました。こういった被害も温暖化の影響を受けて、今後、広がる可能性もありますので、先ほど言いましたように温暖化防止のための対策ということは大事じゃないかなというふうに思います。

今回の豪雨災害を受けて、春富地区や神尾地区住民からの声をお聞きしました。こういった豪雨災害が起きたときにどんな避難が必要かと、どこに避難したほうが住民にとって安全かと。その地域住民が一番詳しいというふうに思いますけれども、これは地域住民で話し合って情報を共有して、災害から身を守ることが非常に大事だと思います。気候危機が進行する中でこういったことに本当に力を入れていく必要があると思いますけれども、この点でどういうふうに思われるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 笹渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

避難所の在り方、運営といいますか、開設の手段、地域住民がどのように動けばいいのかというところの御質問だと思います。

まず町といたしましては、早め早めの避難ということで時間に余裕を持たせた時間設定をして、余裕がある避難体制ができるところで心がけております。そこで住民の皆様、避難していただきたいんですけども、どうしても間に合わないとかそういう事態にあったときは、地域の公民館、自主的に開放していただいている地域の公民館もありますので、そこら辺はちょっと区長様と連携を取らなければなりませんけれども、そこの近くの公民館にすぐ退避すると、命を守るというところの行動をしていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 先ほどの議論の中で、避難所運営についてこれから先、「これから先」というか今、検討しているということでした。

先ほど言いましたけれども、どこに、どういうふうに、いつ頃、避難したほうがいいかというのは、そこに住んでる人たちが一番よく分かるわけですね。

例えばですね、先ほど言いましたけれども、春富にすると三加和公民館ということで避難所が開設されますけれども、向こうに行くよりも春富小学校に避難したほうが早いし安全だというものもあるわけですね。職員の配置とかそういったものもあるかと思いますけれども、そういったものを住民が主体となって避難をすると。どういうふうに避難したらいいか、いつ、誰を高齢者の方を手伝って避難させるかと。そういうことを日常的に話し合いをその地域でしていくと。そして実際に大雨が降ったときに、そういう動きをしていくというふうにしないとですね、職員もそんなにいないですから簡単にはいきませんので、やはり地域住民がみんなで協力して災害から身を守るということをぜひ、これは議論しながらやらないと難しいので、役場だけでやるんじ

やなくて、区長さんをはじめ地域住民の方に呼びかけて、そういう話合いをぜひやっていただきたいというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、大変貴重な御意見、ありがとうございます。

現在、各行政区に行政区担当職員制度ということで職員を1名は必ずつけているところです。5年以内にその職員については防災士の資格を取得するように今現在進めているところです。今年度については30名の予定で受講をしていただく予定となっております。

行政区担当職員を中心に地元の自主防災組織の皆様と、そいういったいざ災害が発生した場合の避難とか避難経路等について話し合う場を設けたいというふうに、現在、話を進めております。

今年度、何行政区できるかはまだ未定でございますけれども、そいういった取組を進めていきたいというふうに、町のほうでも考えているところです。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 分かりました。それで先ほど議論されましたけれども、南小跡地のことです。

先ほど言いましたけれども、玉名市に近い日平とかが今回、被害に遭ったということもありますし、南校区のほうを見るとやはり山あいというか山があつて、川があつて、谷みたいなところですよね。それで地滑りも起こりやすいこともあるでしょうし、だから水害にも今回、遭われたということですので、避難所が近くにあるとやはり住民の方は安心できると思うんですね。そいういった意味で、南小跡地の一角に避難所を建設すべきじゃないかというふうに思います。

近いほうが何と言っても安心で、しかもすぐ行動ができるということなんですね。ですからぜひ避難所を南小跡地の一角に、いろいろ議論されましたので、その後、町のほうに土地が戻ってきたらですね、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、現在、避難所検討部会というものを立ち上げまして、町の実情に即した避難所の在り方というのを検討していただいているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） それでは2つ目に行きます。

農業振興についてであります。

1つ目に、国の米政策の方針が変化しておりますけれども、中山間地の本町への影響についてお聞きします。

2つ目に、食料自給率を引き上げるために、本町でも後継者を確実に増やすことが求められますが、対策についてお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項2、農業振興について。

質問要旨（1）「国の米対策の方針が変化しているが、中山間地の本町への影響について問う」について、お答えします。

国の米対策の方針について、現在、新聞やテレビといった報道は存じていますが、国・県等からの確定した通知は発出されておりません。8月5日に開催されました米の安定供給等実現関係閣僚会議の報告では、増産への方針転換、増産に向けた政策の方向性として耕作放棄地の活用や農地の大区画化、スマート農業の推進、そして農業経営の大規模化・法人化の支援などによる生産性の向上に取り組むことが示されています。

本町への影響について国が示している農地の大区画化や大型の自動走行トラクターなどのスマート農業の推進は、平野部の大規模農地では効果的ですが、本町のような傾斜地の多い中山間地域ではそのまま適用するには難しい面があります。

国でもこの課題は認識されており、中山間地向けには農地集約の仕組みづくり、小型そして軽量のスマート農業の開発支援、多面的機能支払、中山間直接支払制度の継続、中山間地ならではの付加価値化そして差別化戦略などの補完策が議論・実施されているところです。

今後も引き続き、国において示される方針の内容を注視し、中山間地直接支払制度などの国の中の制度を活用しつつ、農業生産の効率性だけでなく地域の強みを生かした取組など、本町の地域農業の発展に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

次に、質問の要旨（2）「食料自給率を上げるために、本町でも後継者を確実に増やすことが求められるが、対策について問う」について、お答えします。

国では食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組として、食育や国産農作物の消費拡大、地産地消、和食文化の保護・継承などを推進しています。

また国内農業の生産基盤の強化として、持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、農地の集積・集約化の加速化、そして経営発展の後押しや円滑な経営の継承、農業生産基盤の整備、スマート農業による生産性の向上などの取組を重点的に進めています。

本町のような中山間地域では、農業生産条件の不利な点が多く、圃場の大区画化や大型機械スマート農業機器の導入など生産性の向上を図ることが難しく、また人口減少、少子高齢化による担い手の不足など、農業後継者の確保は重要な課題となっています。

現在、町では未来の農業を担う人材の確保や地域農業の中心となる認定農業者や営農組織等への支援対策事業を行っています。

新規就農者への支援として49歳以下で農業を目指す方への支援事業や50歳以上の方で新たに就農される方に対するセカンドライフ応援事業、また、農業者の経営安定を図る取組として農業機械等補助金事業を行っています。

そして食を中心としたまちの魅力づくりや地域産品をPRすることで、農業生産者の所得向上による地域活性化を図る取組として、地域産品ブランディング事業も行っております。

今後も継続して国・県の補助事業を活用し、農業従事者の確保及び新規就農者の支援育成を図り、地域農業の発展と経営の安定に努めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 政府はこれまで米政策を行ってきたわけですけれども、昨年、コメ不足になりました、米の不足の原因は農業政策が間違っていたとして、米増産の政策を打ち出しているわけですね。

答弁のように、農地の大区画化や大型の自動走行トラクターなどのスマート農業の推進、あるいは輸出拡大を進めるというふうに出しておりますけれども、中山間地農業はそう簡単にはいきません。大規模農業を目指すことが本当にいいのかというのが私は問われているというふうに思います。

どんな農業がいいかということを考えますと、私は国連で取り組んでいる家族農業推進だというふうに思います。国連では2019年から家族農業の10年を推進しています。今年は7年目です。世界の3分の2は、家族農業推進等、農民の権利宣言で小規模農家の意見が反映される農業政策にしようということで動いています。

和水町は中山間地ですけれども、小規模でも農業経営が安定するようにすべきですけれども、中山間地の農業はどうなるというふうに思われますか、お聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 最後がはっきり分かりませんでしたが、質問の趣旨、分かりましたか。執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

やはり中山間地域となりますと、大型経営また大型機械の導入、またスマート機器等の導入等が非常に効率が悪い状況であります。それを解決するためには、やはり中山間地域ならではの独自性といいますか付加価値をつける必要があると考えております。

また、1作目ではなく多目の作物の作付、または高収益をつくる野菜等の栽培等の推進も必要かというふうに考えております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） それでは2つ目のほうに行きますが、後継者をどうやって増やしていく

のかと、これは大きな課題だというふうに思います。

農水省は、新規就農者が毎年、減少をしているということで、2040年には全国で基幹的農業従事者、専業農家と言われますけれども、30万人に減少するというふうに試算しています。

これは以前も述べましたけれども、人口が1億人の場合、基幹的農業従事者は30万人になるということです。僅か0.3%です。和水町の場合は人口8,000人の場合を考えて24人の専業農家ということになるわけです。これは米や野菜、果物、畜産を合わせた農家の人数です。現在の基幹的農業従事者、専業農家は、50歳以下だけを見ますと、先日の答弁のとおり41名です。15年後、2040年は20代から70代の農家を合わせても24名しかいないと。これだけ減少するというふうに想定されます。

この農家の減少と温暖化が進めば、生産量が大幅に減少して食料自給率が現在38%ですけれども、日本で食べられる食料は手に入らなくなるということが予想されます。新規就農者を思い切って増やす政策が必要だと思います。

私は病気で欠席をしたんですが、総務文教委員会が宮崎県の川南町に研修に行きました。そこで農業関係だから説明はあまりなかつたらしいんですが、資料を頂きまして、この資料の中に川南町のトレーニングハウスという事業を行っているということでした。これは平成30年7月から始まって、2年ずつ施設ピーマンで実践研修を行うと、学んでいくというこういう研修事業がスタートしています。

今は7期目ということで、町外からいろいろなところから新規就農者が入ってきてると。遠くは東京や埼玉県あるいは大阪、兵庫、京都、熊本から、あるいは佐賀県からと、こういったところから農業をやりたいということで新規就農者になっています。

新規就農者として15年間、ハウスをリースで借りて栽培をして所得を得ると。その後、15年間たてばハウスを農家の方に無料で渡すと、そういうことが行われております。

このトレーニングハウスでやられた人たちが29名この6年間で、夫婦で来てる人が結構いらっしゃいます。初めて農業をやろうということで、全部で31名移住してきてるわけです。これは20代から50代まで合わせて、1人で来た人が11人です。夫婦で入ってきた人たちが、20代、30代、40代合わせて10組、20人、その子供さんたちもいらっしゃるということを考えれば、ここに書いてありますけれども、移住定住と新規就農者の増加という2つの目的を達成しているというふうに書かれてるんですが、まさに成功した例だというふうに思います。

聞いてみると、宮崎県ではこういうやり方がかなり広い範囲で市町村でやられているということなんです。ですから、ぜひ和水町でもこういった取組も研究してやってみるべきではないかというふうに思いますけれども、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

提案いただきありがとうございます。本当に新規就農者の確保に向けた取組については大変重要な課題というふうに認識をしております。

今回、提案をいただきました川南町の優良事例など他の自治体も参考にして、和水町にあった取組を研究してまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） もう一点、提案をしたいんですが、温暖化で高温がとても長く続くということで、農家にとって農作業が大変厳しくなってきてるんですね。午後は本当にもう仕事ができないような暑さなんですがそこで提案を2つ行いたいと思います。

1つはファンセットです。草刈り作業などで、電池で服を着てそこから風を流して、あるいは氷も入れてあってそれで体を冷やすという服装があるんですよね。そういうものは大体3万円以上するんですが、それに対する補助ですね、これはただ専業農家だけじゃなくて兼業で、米だけを作ってても頑張っていると、そういう方にぜひ補助をしていただければというふうに思います。

もう一つは、ハウス栽培が非常に高温になって作りづらいと。トマトにしてもキュウリにしてもすごく暑さと日の強さで焼けてしまうという、そういう状況があります。

そこで、一部ではそれを防ごうと寒冷紗をビニールの上にかけて防いでいるという人もいらっしゃるんですね。この寒冷紗への補助です。これはぜひ農家の命と、それから作物を作るということに対する援助、こういうことで補助をしてはどうかというふうに思います。

ぜひ検討いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

現在、農作物の地球温暖化対策としましては、玉名地方普及指導協議会の中で温暖化対応をプロジェクトチームをつくって検討しております。

その内容では、農産部会、野菜部会、果樹部会の3部会で短期的対策、また中長期的対策で効果・検証を行っており、また、その結果、対策案についても各生産部会等への農業生産者の方々へ周知をしているところであります。

まずは温暖化対策を実行し、温暖化の中でも安定した生産性、また品質の確保に重点を置き、まずは農業所得の安定につなげていきたいと考えております。

提案がありました温暖化対策の資材の補助、また空調服への補助等につきましては、国県の補助事業も調査をしながら今後、研究してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 非常に毎日、暑いので、もう米も作られないなという声も出てきてるんですね。そういう中で自分の体を守ることと併せて、作物を生産するということに支援す

るということと、さっき寒冷紗のことを言いました。本当に農作物はもう動きませんから、そこにただ定植してあるだけなのでそれに耐えるしかないんですけど、今テレビとかでもこういう野菜の被害があったとか、かなり出てきます。

だからそういうものに対して、ある意味ハウスでは寒冷紗をかけねば暑さを防げる部分をありますので、ぜひ玉名地方の関係でやるものもいいでしょうけれども、町独自でそういうものを支援するということが大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、3つ目の町民の暮らし支援について伺います。

物価高騰が続く中、町民の暮らしは厳しくなっています。今後の町民への支援策について、お聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の3、町民の暮らし支援について。

質問の要旨（1）「物価高騰が続く中、町民の暮らしは厳しくなっている。今後の町民への支援策について問う」について、お答えします。

物価高騰が長期化する中で、町民の皆様の暮らしを守るために具体的な支援策について、国の動向を踏まえつつ、本町の取組を申し上げます。

まず、物価高騰に対する支援策としましては、これまで国県の交付金等を活用し、全ての町民の皆様を対象に、もしくは非課税世帯を対象とした給付金の給付、そしてLPガス使用世帯や施設園芸農家、畜産農家への飼料価格高騰に対する支援など、町民の皆様や事業者の皆様の暮らしに寄り添った支援策を実施してまいりました。

今年度におきましては、今回の補正予算でも計上いたしておりますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金の追加配分がありましたことから、商工会が実施するプレミアム商品券事業への補助金に充てているところです。使用できる店舗は町内事業者に限られますが、業種に偏ることなく幅広い利用が見込まれますので、有効に御活用いただきたいと思っております。

最後に、暮らしを守る施策は住民の皆様一人一人の生活実感につながるものであると認識しています。今後も国の動向を注視しつつ、必要に応じて追加の支援策を迅速に検討・実施してまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 今、町長の答弁のようにプレミアム券ですね、これについては3日の全協で説明がありましたので分かりました。

現在、物価高騰が続いているわけですから、その中で町民の暮らしの大変厳しくなってきているということで、特に低所得者層、それから年金暮らしの高齢者、この人たちへの支援が必要

ではないかというふうに思っています。

内閣府が2025年版の高齢者社会白書というのを発表しております。これは毎年発表しておりますが、高齢者の経済生活に関する調査で、6割を超える人が収入より支出が多くなっているということで、預貯金を取り崩して賄うことがあると。それから、収入も貯蓄も足りないためにどのような方法を立てているかという問い合わせに対して、節約が54.3%を占めていると。節約をしているのは水道・光熱費ということで、これが60.5%でトップだったということです。やはり高齢の方方が生活の中で水道・光熱費を我慢して減らしていると。

提案ですけれども、毎日、暑い日が続くということで、マスコミでもクーラーをつけて病気にならないように熱中症にかかるないようにということで呼びかけています。

ところが、高齢の方は収入が少ない人、年金も少ない人というのは、クーラー代がかさむということで、電気代節約のためには室内のクーラーを使わずに亡くなっていたと、あるいは熱中症で救急搬送されたというニュースがいつも飛び交っておりますけれども、こういうときに高齢の方方が安心して暮らせるよう、クーラーの設置、あるいは電気代の補助が私は必要だというふうに思います。

働いている人はある程度、生活費がありますのでいいですけれども、低所得者層とか高齢者というのは年金に頼らざるを得ないという人がおりますので、やはりそういった方への補助をぜひ検討していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後0時16分

再開 午後0時17分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

今のは低所得者や高齢者に向けた電気代の補助というふうに認識しております。

そういうことについては現在まだ検討をしてない状況でございますので、今回の御質問をいただいた中で今後、調査・研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間が少なくなりました。最後の発言を許します。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） それとよく分からないんですが、ぜひ調査してほしいと思うのは、クーラーが設置されていない家庭ももしかしたらあるかもしれない。そういうことはあまり言わない人もいるかと思います。ぜひそういう調査も行って、独り暮らし、2人暮らしの高齢者の方が暑い中で我慢して生活をしているという部分も見えてきますので、ぜひその辺の調査もしていた

だいて、もしクーラーが買えないという人がいらっしゃったら、クーラーの設置も助成するということもぜひ検討していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの笹渕議員の御質問についてお答えいたします。

県内におきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、玉名市などがエアコンですか冷蔵庫、そういった省エネ家電購入に対して補助金が出されているというふうに認識しております。

物価高騰の影響は全ての町民の皆様が影響を受けておりますので、本町におきましては交付金の趣旨に鑑みまして、より多くの皆様を支援するために商品券あたりを発行しておりますが、他の自治体の例を参考にしながら、今後、調査研究したいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、福祉課のほうで民生委員様の御協力の下、把握しているデータですけれども、65歳以上の単身が731世帯、令和7年7月末時点のございます。2人以上の高齢者で構成される世帯が664世帯となっております。

ですので、今回こういった世帯の調査を実施しておりますので、その中で、今、笹渕議員がおっしゃいましたような住環境についての確認をするということは可能かと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） ぜひ町民の暮らし支援ということで安心して暮らせるような和水町ということで、いろいろな施策を講じていただければというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、笹渕議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時21分

再開 午後1時30分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木議員の発言を許します。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 皆様、こんにちは。

(こんにちは。)

4番議員の荒木宏太です。傍聴者の皆様、モニターを御覧の皆様、議会傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。これから町民の皆様が知りたいこと、聞きたいことをしっかりと聞いていけたらというふうに思います。そして和水のため、将来のため、また、消滅可能性自治体脱却や人口減少、産業の低迷など改善策の一役になればというふうに思います。

初めに、8月の上旬の豪雨により、日本全国で土砂崩れや地盤の崩壊、河川の氾濫による家屋の浸水など多くの被害をもたらしました。熊本県内でも人的被害が発生し、尊い命が失われました。まずもってこのたびの豪雨により、お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りいたします。そして被災された皆様の一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

玉名管内では、玉名市、玉東町、長洲町は災害救助法が適用され、内閣府は8月の大雨による災害について激甚災害の指定見込みである旨の通知を発出しました。町は今定例会でも委託についての補正を組むことになりますが、今後、予算においても迅速な支援がされることを強く望みます。

私自身もできることとして、県内の自治体ボランティアの支援に行き、被災された家屋の土砂をかき出す作業をしました。私が行った日は、一自治体の社会福祉協議会が運営されていて、現場の作業においては六、七名ほどだったんじゃないかなというふうに思いますがすごく少ないと印象でした。

8月23日の新聞紙面によると、「ボランティア不足が深刻」との見出しで記事があり、1日のボランティア数が10名にも満たない自治体もあり、被害の認識のされ方によって支援の偏りが出ているのではという内容の記事でございました。

現在、県内のボランティアを実施するにはそれぞれ自治体の社会福祉協議会でボランティア登録をネットを通じて行い、ボランティア保険に入る必要があります。この辺りもボランティア実施に至るまでの障壁になっているのではと思ったところです。また、ボランティアのための高速道路利用については料金が無料になるということも知りました。非常にいい制度であると勉強になりました。

さて、去る7月25日に和水町子ども議会が開会され、傍聴に行かせていただきました。中学生たちが非常に新鮮でフレッシュな質問をしていて将来の和水町が楽しみになりました。子供たちが純粋に思い思いの質問をし、これからの和水町をどうするか考えて意見を言う、こんなすばらしいことはありません。交通機関についてや公共施設、空き家の問題、農業について、土地の有効活用について、制服についてなど、日頃の生活で気になったこと、問題点、もっとこうしてほしいなどの意見はまさに一町民の意見であり、政治には地域の課題解決も重要ではありますが、時代の流れが早い時代において、次世代、世代間の問題の解決もより重要になってきていると、そのように感じます。ぜひともこの子ども議会を今後とも続けていただきたいと感じております。

それから、熊本県和水町オープンウォータースイミング（OWS）が8月23日に初開催されました。皆さん、OWSを御存じでしょうか。オープンウォータースイムといって海や川など自然環境を泳ぐ競技です。

今回、開催された大会は菊池川の白石堰河川公園一帯で、500メートル、1,000メートル、3,000メートルのコースを設定し40名ほどの選手が思い思いのペースで泳ぎました。私自身も1,000メートルに出場しチャレンジしてみましたが、川の流れに逆らうと非常に苦しい思いをしました。感じるところで言うと、やはりプールと違い川の流れに逆らうことで息継ぎが難しくなる。また、全く川底に足がつくこともないので、水深が深く非常に下半身の力をよく使うということを感じました。

これから先、熊本和水オープントゥオータースイミングがさらに街のアピールポイントとなるよう、大会のさらなる発展を期待しております。

それでは、通告しておりました一般質問について、通告に従って順に質問いたします。

質問事項1、国際交流について。

質問要旨（1）ここ数年で台湾への国際交流を進めてきているが、これまでの国際交流による成果と今後の国際交流による和水町の政策や考えを問う。

後の再質問は質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、荒木議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、国際交流について。

質問の要旨（1）「ここ数年で台湾への国際交流を進めてきているが、これまでの国際交流による成果と今後の国際交流による和水町の政策や考えを問う」について、お答えします。

熊本県内への半導体関連企業の進出により、台湾との経済的・人的つながりが強まり、県内では台湾との交流が活発化している状況が続いています。

和水町においては、昨年5月に、農業が主産業である台湾の九如郷という町と観光やスポーツによる振興を図り、子供たちの国際的な感覚や見聞を深めるとともに、国際社会でも活躍できる児童生徒を育成するための交流を促進し、両都市の繁栄・発展に協力して取り組むため、国際交流覚書（通称MOU）を締結し、交流を開始しました。

昨年11月には、九如郷から訪問団24名が和水町を訪問され、意見交換の場を設けさせていただきました。また、今年の1月と3月には三加和中学校と菊水中学校の生徒、各20名、台湾の九如国民中学校の1年生、各20名がそれぞれオンラインでの交流を行いました。

交流では、通訳を介さず英語を用いてお互いの町や学校の紹介、意見交換を行いました。オンライン交流に参加した生徒は「英語をもっと話せるようになりたい。もっと台湾や他の地域との交流をしてみたい」など、もっと伝えたい。もっと知りたいがあふれた交流だったと聞いております。

さらに、先月8月には子供たちの国際理解力やコミュニケーション能力向上を図ることを目的に、中学生海外短期派遣事業を創設し、和水町内の中学生10名が九如郷の中学生と交流を行うため台湾を訪問しました。子供たちにとって4日間の訪問ではありましたが、異国之地に降り立ち、異文化に触れ、また現地の中学生や観光地では英語や身ぶり手ぶりでのコミュニケーションを取

るなど、様々な刺激を受けたことと思います。

さらに、今回は中学生の短期派遣事業と一部同じ日程で、行政の訪問団も九如郷を訪問しました。今回は商工業の民間事業者の方にも御参加をいただき、九如郷と礁渓郷公所の表敬訪問や企業視察を行いました。九如郷では特産品であるレモンや果物を栽培されている農園や加工食品の企業を訪問し、今後の物流や販売についての意見交換を行っていただきました。11月に開催される山太郎祭には九如郷から郷長、町長をはじめとする訪問団が来町され祭りへの参加、そして江田船山古墳などの観光施設を見学される予定となっています。

また、台湾の礁渓郷へは令和4年12月に和水町から5名で訪問し、温泉施設の見学やマラソン大会の視察を行い、翌年、令和5年12月には郷長をはじめとする23名の訪問団が和水町を訪れ、金栗四三生家の視察、そし町内の商工会のメンバーとの意見交換を行いました。また、今回の九如郷への訪問に合わせ、礁渓郷も訪問し意見交換を行いました。覚書書等の締結には至ってはおりませんが、温泉とマラソンが御縁で始まった交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

このように、九如郷や礁渓郷の郷長、行政機関をはじめ教育機関や企業、台湾在福岡総領事、熊本県などたくさんの皆様の御理解と御協力をいただきながら、両都市と継続して交流を行ってまいります。

九如郷とはMOUの締結を契機に両都市の人材育成という目的に沿って、海外短期派遣事業を創設し、子供たちの短期派遣が実現できました。子供たちの受入れには郷長をはじめ九如郷公所の関係者や九如国民中学校、そして九如郷の皆様にも大変な御協力、そして御支援をいただきました。

派遣した生徒から寄せられた感想には、「挑戦することの大切さを学んだ」や「リスニング力を高め留学をしてみたいと思えた」など、多くの学びが得られたと書かれており、4日間の訪問ではありますが、子供たちの心に大きな変化をもたらしました。このことは大きな成果であると考えています。

今後は、これまで培ってきた友好関係や国際交流活動をさらに発展させ、次世代を担う子供たちの国際感覚の育成のため、ホームステイや短期留学などの教育交流をさらに発展させてまいりたいと考えています。

また、経済的な進行はまだ形にはなっておりませんが、行政と民間が連携し、今後も継続した交流を行い、農業そして経済の振興につながる取組についても進めてまいりたいと考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） まず初めに、この国際交流の今、町長が説明なされました子供たちへの国際交流のチャンスといいますか、機会というのは非常に子供たちにとって大きな成果だったんじゃないかなというふうに思います。

まず初めに、これは私自身反対するものではありません。この台湾への交流がこれまで4回ほど、近年非常に加速しているということで、これまで菊水時代から韓国の公州市と姉妹提携をし

ています。ここ数年ほどで非常に親密な関係を台湾と築いているように感じています。

和水町となじみとすると、例えばですけど、金栗四三先生がオリンピックに出場されたストックホルム、スウェーデンですけれども、などと友好関係を築いてもおかしくないと感じます。

今のところ、韓国の公州市が姉妹提携を結んでいる状態で、台湾のほうはまだ今のところ姉妹提携は結んでいないんですけども、これから先、姉妹提携を結ぶことを考えていらっしゃるのか、台湾も含め、ほかのところも含め少しその辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

近年においては姉妹都市の締結というのがあまりどこの自治体も進んでないというのが実情でございまして、先ほど申し上げました国際交流覚書書の締結というのが主流となっております。

今回、台湾の九如郷についても国際交流覚書書の締結に至ったところです。

御提案のありましたストックホルム等についても、私のほうから担当の方には一度、指示を出しているところです。玉名市のほうでは積極的な活動を行われておりますので、金栗先生ゆかりの地ということで、そういうことも検討の一つとはなっているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今、答弁いただきましたけれども、やはりスウェーデンのストックホルム等、金栗先生自体が和水町の名誉町民でもありますので、今、お答えを聞いて非常にすばらしいと思います。今後もそういった友好関係を築いていって、というのも、やはりアジア圏とヨーロッパ圏とか全く文化が、私も行ったことがあるので分かるんですけども、全然、違うんですね。言語ももちろん違うんですけど。通貨もユーロであったり、通貨も全然、違いますのでね。中国、台湾、ドルだしですね。そういう意味でも非常に友好都市をある程度いろいろな地域に持っていくのはいいのかなと思います。

それと、玉名市がまだストックホルムとはたしか姉妹提携を結んでいない状況でありますので、ぜひとも先にと言いますか、和水町がそういった金栗先生の気持ちというか、名誉町民であるということをしっかりと訴えられればというふうに思います。

次の質間に移りたいと思います。

台湾といえば、先ほど町長も答弁されたようにTSMCですね、半導体企業がよく話題になります。そういう企業の進出を実際、交渉されているのか、または台湾に同行された議員からも御報告を受けて、いろいろなレモンとかグアバとかの農産品の生産が特産品とお聞きしましたが、レモンとグアバを通じた農産品の輸入の具体的な戦略があるのか、和水町の町民にとってというか和水町にとって有益な構想があれば、町長、答弁をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、今回のMOUの締結に至った経緯としましては、やはり子供たちの国際感覚、そしてコミュニケーション能力を磨くことを目的に、英語教育が盛んに行われております台湾との交流を深めていきたいというのが一つございます。

そんな中で、半導体関連企業の熊本県の進出によりまして、台湾からのお客様やお住まいになられていらっしゃる方もたくさん今、熊本県に増えております。そういった方たちを、和水町の観光施設、例えば、温泉であったり歴史文化史跡等に御案内できるような仕組みをつくりたいというふうに考えているところです。

具体的に、企業誘致等の話にはまだ至っていない状況です。何分、交流を始めたばかりでございまして、これからお互いの信頼関係を構築する中でもそういった話につながれば幸いかと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 経済交流について、続けてどうぞ。

○町長（石原佳幸君） 補足します。

今回の台湾の訪問に際しましては、商工関係団体からお2人の方に同行をいただきました。

そんな中で、九如郷の特産品であるレモンやグアバなどの果物の農園や加工場を視察する中で、そちらの製品、レモン等で作られた製品を町内の小売業の方が輸入して販売できないかということで経済交流というか、その話が少しずつ動き出したというところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 九如郷の図面というか地図というか、あの場所を見ると、やはりTSMCの本社があるような場所とは少し離れているようなところでもあるので、なかなかその進展までに至るまでには非常に時間といろいろな人を介しての交流は時間はかかると思いますけども、しっかりと頑張っていただいて、和水町のために企業の発展、経済の発展、それからまた農業に関しても農産品の輸入等、考えていただきたいなと、しっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

それと政策について、要旨の中の和水町の政策についてなんですかけれども、千葉市、平成23年に制定されています。千葉市が海外展開支援事業という事業をされていて、私もぱっと見ただけなんですけれども、友好関係を通じて海外への販路拡大を狙う町内だったり市内の企業、それに支援をしているというようなところもあるみたいですね。

ですので、そういった支援方法、町内の企業に対する有効的な方法、方策、支援、政策等もしっかり考えていくっていただけたらというふうに思います。せっかくのこういった交流を結ぶわけですので、それを経済効果にしっかりと結びつけていただきたいなというふうに思います。

それから次に、中学生の海外短期派遣事業についてなんです。反響はよくて海外での経験として非常にすばらしいというふうに思います。いい経験をされたと思います。これからもこういつ

た経験を子供たちにしてほしいと思いますし、これからは異文化交流がより必要だと私自身も認識しています。

そこで再質問ですけれども、今回のこの海外派遣がどんな手順で参加者が決まったのか、選考や出発までの過程について教えていただけたらというふうに思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えします。

まず、申込みといいますか、応募の状況についてお話ししたいと思います。

申込書の提出期限を5月30日までといたしまして、募集を行っております。申込者数、結果的には合計20名でございました。内訳を申しますと菊水中、三加和中それぞれ10名ずつの申込みをいただいております。

それから選考方法についてということですが、選考につきましては、規定上、教育委員会が選考によって派遣者を決定するというふうになっておりまして、申込書に記載する応募理由ですとか保護者の意見などを基に選考するというふうにしておりました。

その提出された申込書の内容を見てみると、応募者全員が立派な応募理由ですとか保護者の意見が書かれておりまして、非常に甲乙つけ難いような状況もございました。

そこで選考方法につきましては、教育委員会で協議を行いました結果、応募者全員を対象に抽せんにより決定することとなりまして、保護者の同意の下、抽せんで10名を決定したところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今、説明をいただきました。厳選に抽せんしていただいて公平公正に、非常に、当初20名で申込みをされたということで、人気があったんじゃないかなというふうに思っています。

再質問なんですけれども、今回の国際交流事業、また、先ほど町長のほうから説明がありました一般の方々のほうの商工会関係とか、そちらのほうはどういった人員構成でどのような選考があったのか、そしてまた費用負担というのはどうなったのか、教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、選考につきましては、民間の方2名、御同行願いたいということで、商工会の代表、あと企業等懇話会でお1人ずつということでお願いをしていただいて、選考していただいたというところでございます。

経費につきましては、業務と職員、町長以下議員、職員もですが、あと民間の方も業務と立場という形で和水町の旅費規定に基づいたところの計算で、旅費をお支払いしております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 選考については、もう選考は特になかったということですかね。今、3つ言いました、人員構成と選考と費用負担についてなので、選考は特にもう。よろしいですか。

○議長（高木洋一郎君）

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） すみません、答弁漏れがありました。

選考につきましては、こちらのほうから商工会のほうにお願いしたと。誰か代表を出してくださいと。企業等懇話会のほうもお願いしたと。

だからこちらで選考したというところではございません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 和水町もいろいろな職業があっていろいろな業種があって、いろいろな関係があります。しかも最初の当初予算の資料等も見ると、やはりいろいろな要件で行くというふうにも書いてあるんですよね。スポーツも入ってるし、いろいろな商業、今回、町長がおっしゃったように商業ベースで行くということでおっしゃってはいたので、人選については構わないと思うんです。やはりそちらのほうも、先ほどお話があったように子供たちがやはりいろいろな抽せんをされて、抽せんで公平公正にいろいろな人たちが行きたいという形で選ばれてますので、町としてもやはりいろいろなところのいろいろな分野において、そういった行きたいという人たちがいれば案内をするだとか、そういうふうなことも考えていただきたいなというふうに思います。

次に、受益者負担についての考え方についてお伺いをいたします。

海外派遣に行った中学生には3万円の負担をしていただいているということで、要綱を見ましたらそうなっております。国際交流事業のほうですね、一般の方は先ほど、説明がありましたように費用負担はなしということで、受益者の負担はなしですね。町の事業で費用弁償が発生するということでした。

保護者の中からちょっと話の中で、やはり、まさか議員さんたちは費用負担しているよねというような声がありました。また受益者負担についての考え方なんですかけれども、その見解を、町当局からお願いをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

中学生には御負担していただいて、大人たちは負担がないというところの差が何でなんだろう、というところの御質問だと思います。

まず、子供たちにつきましては、教育交流ということで、希望者を募り参加をしていただいております。自己負担があるというところも保護者説明のほうで説明をさせていただいて、御納得の上の応募というところでございました。

一方、大人たちは行政訪問という形で、業務立場の中で訪問団として参加させていただいているので、町の旅費規定に基づいてやったというところでございます。

全くゼロだったと言えば少しあれなんですかけれども、昼食代、夕食代とかWi-Fiの使用料とか、そこら辺の負担は各自負担という形になっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） この事業、中学生の海外短期派遣事業において行かれた方の保護者の方からちょっとお聞きをしたんですけども、朝、集合される場所が本庁ですかね、集合されて、子供たちの保護者からすると、子供たちだけで行くのかと思っていたというような感じだったみたいなんですね。

そうするとやはりその人たちが10人程度いたということで、それを見て、あれ、何か1つの事業じゃなかったんだというような印象だったそうです。

そういう意味で、その時に、この費用負担はどうなってるんだろうというような御意見を少し私はいただいたということ、経緯はそういう経緯です。

今後、受益者負担の考え方は非常に難しいというか、非常に大事なところではありますので、考えていただきたいなというふうに思います。

それと、昨日もちょっとお話をありました。中学生で要綱の内容についてなんですが、ほかの中学生には権利がないというような内容なんですね。要項を見ると、補助金の対象となる方ですけれども、和水町の中学校に在籍している生徒だけということになっておりました。今、結構、三加和中も菊水中もしかしたらほかの中学校に行っている方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが。

ちょっと厳しい言い方をしますけど、これはやはり差別だと思うんですよね。小学校までは一緒だった人たちもいるでしょうし、中学校に進学したが故にこういう行政サービスを受けられなくなったりということは、昨日もお話の中で、オンライン講義、オンライン授業を受けたからという理由をされてました。その権利すらそもそもほかの中学校に行った場合、ないわけですから、町がする事業ですので、皆さんにやはり権利は中学生である以上、義務教育ですし、やはり与えたほうがいいと思うんですが、教育長どうお考えでしょうか、見解をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

米田教育長

○教育長（米田加奈美君） 荒木議員の質問にお答えします。

昨日、坂本議員のところでもお話ししましたように、初めは和水町中学生海外短期派遣事業の補助金交付要綱に派遣生徒の資格等を規定しております、そこで補助金の対象者を和水町立の

中学校に在籍する生徒としておりました。

しかし今回、いろいろな御意見を聞いて、今後、検討するというふうに考えているところです。
以上です。

○議長（高木洋一郎君）ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君）和水町の町民の方にもなるので、本当に公平公正に、当然だと思います
ので、検討といいますか、よろしくお願ひします。

それとこの質問事項、国際交流については最後になりますけれども、今回、総務費国際交流費
という形で議員の方も台湾へ派遣されました。私は、議員としての立場で行くのであれば、やはり
議会費でいくべきとする考え方です。

議会は二元代表制の一翼として、議会としての考え方を持つべきであり、全国の議会における海
外派遣を調べてみましたが、政務活動費で海外視察をされているようです。和水町のためになる
のであれば、国際交流や海外視察は必要だと思いますし、勉強になることも非常に大きいと思
います。

そこで再質問です。

今回のように、総務費で議員の方が公務による外国旅行に行くことは前例があるのかどうか、
それだけお聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君）過去のことですか、それとも本町のことですか。

○4番（荒木宏太君）これまでにですね。

○議長（高木洋一郎君）本町でという意味ですか。

○4番（荒木宏太君）本町です。

○議長（高木洋一郎君）質問の趣旨、分かりましたか。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時06分

○議長（高木洋一郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君）荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

過去においての総務費と議会費の区別につきましては、手持ち資料がございませんので申し上
げられませんけれども、基本的な考え方といたしまして、行政の訪問団は町長をリーダーとした訪
問団というところで、やはり総務費の国際交流費で予算を組むべきだと認識しております。

議会費で組むパターンになると、議会の訪問団という形で捉えられていただいて議会費で組ん
でいただくると。議長以下の訪問団という形で予算組みをしていただければと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 先ほども申しましたけど、私自身はやはり二元代表制の一翼として調査研究等も含めですね、やはり検討材料は議会は議会であるべきところがあるんじゃないかなと思いましたので、その発言をさせていただきました。

あともう一つだけちょっと忘れていたのがありますと、再質問です。

昨年、開催された箱根駅伝の観戦ツアーには受益者負担がなしだったとお聞きしています。今回の中学生短期派遣事業においては3万円の受益者負担があつたんですけれども、その違いというのをお聞きし忘れていましたので、どういった理由なんでしょうか、教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時09分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

樋口社会教育課長

○社会教育課長（樋口恭子君） 荒木議員の御質問にお答えします。

箱根駅伝観戦ツアーは、令和6年の箱根駅伝が100回記念の大会を機に、町内在住の中高生を対象に参加料無料で事業を開始し、今年度で3回目となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 追加答弁、町長、お願ひします。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

箱根駅伝の中学生については今、発言のとおりでございます。

当初は100回記念大会を町内の中学生に見ていただきたいということで無料で開催し、2回開催しまして、今度3回目の募集をこれから始めるところでございます。

東京の1泊2日と台湾の3泊4日、費用のほうもかなり違うということもありますと、今回、海外ということもあって費用負担を求めたということだと思います。

今後の箱根駅伝の訪問についても、やはり費用負担を検討する時期に来ているのではないかということで、今年度の申込みの状況を考えて、来年度以降、また検討課題だということで今考えているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今回みたいにこれだけ事業が増えてくるとそれだけ今度は負担も大きくなつていって、それに伴い受益者負担の考え方もやはり全て無料というわけにはいかない実態にもなつてくるというのも見えてきます。

ただし、参加者からするとやはりできれば無料のほうがありがたいというのは事実ですね。ですからその辺をしっかりといろいろなパターンだったり、先ほど説明がありましたように、海外である距離、経費であるとかそういったことをしっかりと議論していただいて、できる限り多くの人にチャンスが与えられるような形でお願いをしたいというふうに思います。

続いて、質問事項2に移りたいと思います。

観光振興について。

質問要旨（1）三加和温泉や江田船山古墳、田中城の観光資源磨上げによる観光客の動向を問う。

お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、観光推進について。

質問要旨（1）「三加和温泉や江田船山古墳、田中城の観光資源、磨上げによる観光客の動向を問う」について、お答えします。

観光客の動向につきましては、一部の施設において観光庁が所管する観光入込客統計により、観光入込客数の把握を行っています。

直近の人数を御紹介しますと、三加和温泉ふるさと交流センターが令和6年度入館者数約7万2,000人、前年度比1,700人の減、そして緑彩館が令和6年度入館者数9万2,000人で、前年度比921人の減となっております。なお、江田船山古墳そして田中城につきましては、人数の把握はできておりません。

また、観光資源の磨上げの一環として、インパクトの強い情報発信による誘客のため、複合的な情報発信媒体である旅色の制作を行っております。アフターコロナにおける各自治体の観光客の呼込みの激化に対応するため、独自性の高い手法によるPRが必要であることから、電子雑誌、プロモーション動画、そしてパンフレットの複合的な発信を行うとともに、訴求効果・相乗効果の高いふるさと納税及び移住定住促進を一体的にPRするために作成したものが旅色となります。

ターゲットを30代から50代の大人の女性とし、旅のナビゲーターに真矢ミキ様を起用し、江田船山古墳、肥後民家村、和水江田川カヌーキャンプ場、田中城跡、八つの神様、そして三加和温泉郷を紹介しています。

ふるさと納税の返礼品にこちらの旅色を同封することで日本全国に発信、効果が期待できるほか、東京銀座の熊本館や福岡県内の商業施設、そして西日本高速道路のサービスエリアなどの都心部はもとより、町内の物産館やコンビニエンスストアなど立寄客が多いスポットをメインに、

累計6万部以上の配布を行っているところです。

そのほかにも観光協会が主体となって行われております謎解き宝探しゲームでは、令和4年から昨年まで、好評につき毎年実施されており、延べ1,000人以上の方が参加されたと御報告をいただきており、参加者の声としましては、「楽しく観光地を回ることができて楽しかった」、「古墳や温泉がとても気に入りました」などという御意見が多く寄せられているようです。

住民でも知らないようなマニアックな場所選定もなされていたようで、観光資源の掘り起こしにもつながったことは大変うれしく感じています。

また今年から観光協会に地域おこし協力隊が1名在籍しており、観光振興に向けた推進体制の強化を行っております。

引き続き、観光協会や関係事業者と連携・情報共有をしながら、さらなる観光資源の磨き上げを図ってまいりたいと考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 観光というと非常に経済の活性化とか雇用の創出、文化の交流の促進や関連産業とかの成長を促すとかといろいろな要素がありますけれども、本当に観光の占める経済効果というのは非常に大きいと思うんです。

町長が公約で訴えていらっしゃる観光資源の磨上げということで今回、質問をさせていただいたんですけども、ここ最近、いろいろな観光施設というか公共施設、三加和温泉含めロマン館とかをちょっと見てみると、やはり昨日もほかの議員の方が質問されましたけど、品数が少ないだとかいろいろな、全体的に見るとちょっとまだ元気がないようなイメージが町民の方もあるんじゃないかなと思うんですね。そういう意味で、今まで公約で町長がおっしゃる観光資源の磨上げとは、実際、具体的に何だったのか、私がちょっと気づいてないところがありますので、そこを教えていただきたいなというところです。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

選挙時の公約、まちづくり7つの政策の中で観光資源の磨上げというものを確かに記載しております。

公約の実現というのは本当に大事なものだと私も認識しております。そんな中で、町は行政運営の指針としてまちづくり推進計画というものがございます。その推進計画を基に、現在観光資源の磨上げというのを進めている段階ではございます。

昨日の答弁と重複いたしますが、三加和区域、三加和温泉周辺につきましては昨年度、基本構想を策定したところです。今年度について菊水ロマン館一体の基本構想に着手する予定としております。そういう意味で、その構想に基づいてこれから動き出していくことになると考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 具体的に少しお聞きしたいんですけど、三加和温泉だとするならば、特に現在老朽化して、浴場も時代のニーズに時代が少し遅れているというような話もあります。そういうことだったり、今後、町長として三加和温泉にスポット当てるはどういうふうにお考えなのか、お聞きをいたします。どう今後やっていこうと思っているのか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

三加和温泉郷については、先ほど申し上げましたように、昨年度、基本構想を策定しております。その中で、温泉施設の改修等についても触れてございます。建設後30年以上、経過しておりますので、やはり老朽化が目立つ施設となっておりますので、ある程度の手入れといいますか改修のほうは必要になると考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 三加和町史というのがあるんですけれども、三加和町史のふるさと交流センターができた年が平成4年なんですね。平成4年のところを見ると、その当時、ふるさと交流センターの客員数はどのぐらいだったと皆さん感じてらっしゃいますでしょうか。

実はその当時、年間33万人の方が来客されていたということです。その当時6,000万円の黒字だったそうですね。やはりこういう情報を見ると、以前それだけいたということですね。今の実際どうなのかというと7万人、7万2,000人、先ほど町長に説明ありましたけど、今、7万2,000人が年間、三加和温泉に来られているということでした。

ということで、町長、やはりそういう実績もあります。これは恐らく今の形になってからの、そのリニューアルした後ですので、やはりそれに伴いはやりの部分であって、当時PRも物すごく予算をかけていたという話も聞いていますので、やはりそのダブルで効果が出て上がっていったんじゃないかなと思います。

目標値を、今、全体の観光産業の振興というところで、ひと・まち・しごの計画では全体で目標値を57万人を考えられているということなんですけども、実際、平成4年には33万人、温泉だけで観光客がいらっしゃったということなので、その辺の意気込みを、町長からお聞きしたいと思います、これから観光について。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、平成4年に33万人という数字かと思います。当時とは人口も違いますし高齢化率等も違

いますので、多分、分母も違ったと思います。観光に出られるお客様の数も違ったと思います。大変すばらしい数字だとは思います。

同じ数字に近づけるのは厳しいと思いますけれども、昨年、策定しております基本構想、これに基づいて、改めて施設のリニューアルを含めた考え方を整理して、さらにお客様にいらっしゃっていただけるような施設づくりに向けて頑張ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 前向きに33万人を、気持ちといいますか、目標はある程度、高いほうが結果が出るということもありますので、やはりしっかりと目標を持ってやっていただきたいというふうに思います。

それと緑彩館とかロマン館もそうなんですけれども、昨日もお話をありましたとおり、だんだん出していただける農産物、農產品等も少なくなっていますので少し売上げも減少傾向であるということをお聞きしております。一般の方からもそういう話を今、お聞きしています。

農產品の直売所は第一次産業の根幹となると思いますし、出される方の所得につながるんですね、直接ですね。ですので、所得向上のために、やはりこれから町長、どうお考えかお聞きしたいんです。しっかりとその所得を上げる施策としてどうお感じになっているのか、そしてどうやつていこうと思ってるか、売上げについて、お願ひいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

昨日の答弁と重複しますけど、やはり生産者協議会の高齢化というのがかなり大きな問題となっております。そのために作られる量というのも減っているというのが現実でございまして、昨日の答弁にありましたように、現在、若手の農家の方に生産者協議会に加入していただいて、生産品の出店をお願いしているところでございます。

お客様を増やすなければやはり売れる事もないし、生産者の皆様がしっかりと出されても全て売れないと売上げ、所得の向上等にはつながらないと思います。そういうたさんのお客様にお越しいただく施設づくりにするためには、やはり今回の基本構想等で上がっております内容を一つ一つ精査して、それについて取り組んでいく必要があると考えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今の現状、大変な状況ではあると思いますけれども、町長自身がロマン館の今、責任者ですかね、代表取締役というのもありますので、町民の皆さんにしっかりとサービスを提供できるような形になればというふうに思います。

これ最後の質問にいたします。

ちょっとこれは観光推進という枠で、要旨のところには入ってないんですけどよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 質問の内容によります。

○4番（荒木宏太君） 和水町の歴史文化を伝えるために重要な施設として江田船山古墳に歴史民俗資料館がありますけれども、現在のやはり老朽化して、今後その老朽化した施設をどうお考えなのか、そこをお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

歴史民俗資料館については、いつだったですかね、昭和54年だったですか、かなりの建築年数がたっており、かなり老朽化しているというのが現状でございます。

町が策定しております公共施設の個別施設計画においては、施設の統合・集約化を図って、現在の施設は廃止するというのが現在の町の施設の計画でございます。

そんな中で、一昨年、江田船山古墳発掘150年という式典がございまして、改めて私も含め町民の皆様にも江田船山古墳のすばらしさというのを感じていただいたと思っております。

そして、これからやはり若い世代にこの江田船山古墳の出土品を含めてこの施設を継承していく必要があるというふうに考えております。

しかし、建物の建て替え等を考えたときにはやはり多額の経費が発生することが考えられますので、施設の今後の在り方については、教育委員会をはじめこれから検討していく課題になるかと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） もう質問ではありませんけれど、やはり先ほども言ったように三加和温泉や観光資源ですね、ロマン館、江田船山古墳、田中城、私はやはりそういった核をしっかりととがらせて、そして観光客をしっかりと呼び込んで、そしてさらには観光ですのでやはり1日旅行とか1日の観光ではなく宿泊、とにかく滞在時間ですね、滞在時間による観光の効果を発揮してもらわないと、やはり経済効果として波及効果も生まれないと思いますので、ぜひともそこに注視していただいて、宿泊の誘致等もしっかりと進めていただきたいなというふうに思っております。

以上で、早いですけれども私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、荒木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時40分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、秋丸議員の発言を許します。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 皆様こんにちは。

（こんにちは。）

9番議員の秋丸要一です。令和7年9月定例議会一般質問2日目、最後の質問者として登壇しております。本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきありがとうございます。また、モニターにて御視聴の皆様にも、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

現在、議会一般質問の様子が録画配信されています。多くの皆様にアクセスをしていただきました。心より感謝申し上げます。今回もしっかり質問してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、本題に入る前に、GHQが恐れた修身教育について紹介します。

修身、聞いたことがありますか。これは戦前の日本の全ての人が学んでいた魂の教科書です。道徳とは違い、中身は全く別物です。みんなと仲よくしましょう。いじめはいけません。当たり前のルールを教えるのが今の道徳。修身はもっと深く、そして本格的。人は何のために生きるのか、親への感謝、礼節の心、努力や誠の大切さ、国や先祖を敬うことまで生き方そのものを教えていた時代がありました。

修身は、成長には苦しみが伴うこと、まさに自分の心と行動を磨いて生きるために土台を教えていくものだったのです。

例えば、父母に孝行し、兄弟姉妹は仲よく信義を守り、学問を修め、社会のお役に立つ。めちゃくちゃ美しい日本の精神ではありませんか。

戦後、GHQは思想統制だとして修身教育を封印てしまいました。修身は国民を縛るような教科だとは思いません。人として美しく、正しく生きるための英知だったのです。

今の道徳はルールを守る教育、禁止や注意がメインです。修身は努力、親孝行、生きるために土台を教育しています。封印された日本の教育、皆さんはどう思われますか。

本題に入ります。

今回は、きくすい荘並びに町立病院の運営について質問をいたします。

質問要旨（1）先般、実施されたきくすい荘プロポーザルの結果と内容について問う。

質問要旨（2）今後、民営化を前提に、赤字経営脱却のため、供用開始までの1年でどのようにして経営の体質の改善を行うのか。また、供用開始後の運営実行計画の具体的な取組内容について問う。

質問要旨（3）令和8年12月の供用開始後は経営主体が指定管理者による民営化となり、5年後、資産を売却する計画になっているが、売却計画の内容について問う。

質問要旨（4）町立病院の過去5年間の収支状況及び運営上の課題と将来を見据えた経営の方向性について問う。

以上であります。

執行部におかれましては、より簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時54分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、秋丸議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、町行財政運営について。

質問要旨（1）「先般、実施されたきくすい荘プロポーザルの結果と内容について問う」について、お答えします。

9月3日の全員協議会において報告したものと内容が重複いたしますが、去る7月17日、和水町中央公民館において、和水町公の施設の指定管理候補者選定審議会を開催しました。2つの事業者から公募申請があり、選定の結果については審議会の意見を踏まえ、7月25日に指定管理者の候補者として社会福祉法人 ゆうき会を選定いたしました。

社会福祉法人 ゆうき会は、平成28年3月に設立され、同年12月、菊陽町にて地域密着型特別養護老人ホームケアタウン光の森を開設されています。当該施設の定員は29人、全室個室で介護テクノロジーを積極的に活用した質の高いユニットケアのサービスを提供されています。

また、玉名市において、平成3年から病院、介護医療院、介護老人保健施設、グループホーム、通所リハビリテーションなどを経営されている医療法人ゆうき会グループの一法人でもあります。

グループの従業員数は、社会福祉法人が29人、医療法人が327人で、医療法人の純利益は令和5年度が4,700万円、令和6年度が6,800万円、純資産も10億円ということで、健全な経営をなされています。

今回、応募申請をいただいた2つの事業者はいずれもこれまでの適切な運営実績が認められ、町の公募要項に沿って地域福祉向上のための貴重な御提案をいただきました。応募御提案いただきましたことに対しまして、改めまして深く感謝を申し上げます。

なお、選定いたしました社会福祉法人ゆうき会の提案につきましては、介護業界の厳しい人手不足の状況下における介護職員等の処遇改善や、ICT介護ロボット導入等の生産性向上の取組による入居者サービスの向上、そして働きやすい職場環境の改善について、特に高く評価をしているところです。

今後につきましては、指定管理者候補の社会福祉法人ゆうき会と、管理運営内容について協議を重ね、令和7年12月議会において、指定管理者の指定の議決を得た上で、指定管理者の指定の告示や指定管理者との協定締結を行ってまいりたいと考えています。

次に、質問要旨（2）「今後、民営化を前提に赤字経営脱却のため、供用開始までの1年間で

どのようにして経営の体質改善を行うのか。また、供用開始後の運営実行計画の具体的な取組内容について問う」について、お答えをします。

現時点において、町は令和8年12月から新しい施設での供用開始と同時に、指定管理者による経営を開始していただくことを目指しています。供用開始までの1年3か月は指定管理候補者と共に、町から指定管理者への円滑な経営移行を行うために、かつ指定管理者によるきくすい荘の持続可能な健全経営ができるようにしっかりとその準備を進めてまいります。

御質問の赤字経営を脱却するためには、これまでの議会答弁の繰り返しとなりますが、指定管理者へ経営移行することが最良の手段であると考えています。

現在の町による運営では、長年の課題である人件費もさらなる上昇が見込まれることから、新たな加算取得による収入増や生産性向上の取組などに努力するものの、経営赤字が続くことは否めません。

しかしながら、指定管理者への経営移行後は、指定管理者との今後の協議次第にはなりますが、一般的に介護保険事業で考えられている収入の65%から70%程度に人件費を抑制することで、経営体質を改善することができると考えています。

指定管理候補者には指定管理者による独立採算での経営をお願いしているところですので、指定管理料、納付金、施設の売却計画を含めた新施設でのきくすい荘の管理運営について、現在、具体的に協議を進めています。

また、指定管理者への経営移行後の運営実行計画については、指定管理者が定めるものであり、令和7年12月議会を目指としている指定管理者の指定の議決後に締結する協定書に基づき定められることになります。

したがいまして、現段階において具体的な内容について答弁することは差し控えさせていただきます。

次に、質問要旨（3）「令和8年12月の供用開始後は、経営主体が指定管理者による民営化となり、5年後、資産を売却する計画になっているが、売却計画の内容について問う」について、お答えをします。

これまでも議会で説明しておりますとおり、町は当初計画として5年後の令和13年度末を目標に、施設譲渡によるきくすい荘の完全民営化を目指しています。

将来的な民営化は議会の意向でもございますが、町はきくすい荘を公設公営から公設民営、そして施設譲渡による民営化へと段階的に完全民営化を実現できるように、指定管理者とともにその取組を進めてまいります。

また、売却を計画している資産であるきくすい荘の建物については、現在、改築工事中であり、竣工後の売却検討時に不動産鑑定額等を明らかにした上で具体的な売却計画を立てることを考えています。

なお、きくすい荘の土地については、基本的に譲渡ではなく使用貸借契約または賃貸借契約の締結により指定管理者に利用していただくことを考えています。

いずれにしましても、この売却計画を含む具体的な管理運営等の内容につきましては、現在、

指定管理候補者である社会福祉法人ゆうき会と協定締結に向けて協議を開始したところであり、具体的な内容について答弁することは差し控えますが、応募申請時におけるゆうき会からの提案によると、町のパートナーとしての施設譲渡の実現には全面的に協力していくということです。

一方で、施設譲渡という極めて重要な計画策定に当たっては、先行き不透明な社会経済情勢の中、的確に将来を見通すことが極めて困難な状況であるということです。

したがいまして、現時点において不確かな根拠に基づく計画を早急に町に提示するのではなく、今後、指定管理業務を通じて得られる運営実績やデータを基に、観察・分析・検討をした上で実現可能な計画を策定、町や地域社会に対する法人の経営責任を果たし、双方にとって最善の譲渡条件を協議、合意形成していくことを目指したいということです。

また、そのために指定管理期間を10年間、3つのフェーズに分けた段階的かつ現実的なアプローチとスケジュールを提案いただくとともに、町の福祉の向上のために、町と共に歩んでいくという強い意思を表明いただいているところです。

次に、質問要旨（4）「町立病院の過去5年間の収支状況及び運営上の課題と将来を見据えた経営の方向性について問う」について、お答えします。

町立病院の過去5年間の収支状況ですが、今回、上程しております認定第9号 令和6年度病院事業会計決算書の16ページで報告をしているとおり、令和2年度が8,441万5,000円の黒字となり、それ以降、令和5年度までは黒字決算となっております。

この期間は新型コロナ感染症が蔓延しており、外来では個人の感染症対策による外来受診の減少や感染症による診療待ち時間の増加、入院では感染症病床を確保することで患者の受け入れ体制が抑制されたことや入院患者への面会制限など、医療提供体制が大きく変化しました。

その結果、令和2年度、令和3年度は、入院・外来の診療報酬が減少し、令和4年度、令和5年度については、感染症対策が充実し始めたことにより少しづつ増加している状況です。

このような診療報酬が見込めない状況の中、公的病院としての役割を大きく担っている町立病院は、感染症病床確保のための空床補償等の補助金の活用により、病院経営への影響を最小限に抑えることができ黒字決算となりました。

令和6年度は、令和5年度からの新型コロナの5類感染症移行に伴い、新型コロナ以前の通常の医療提供体制となり、有明地域医療構想を踏まえた地域を支える医療提供の充実を目指し、リハビリや訪問診療に力を入れてきましたが、収益の増加より物価高騰等による費用の増加が上回り、また、感染症病床確保のための空床補償等の補助金の廃止も影響し、1億6,257万7,000円の赤字決算となりました。

ただし、入院・外来の診療収入は令和2年度は4億9,589万1,000円でしたが、令和6年度は6億1,536万5,000円となり、1億1,947万4,000円増加しております。

次に、運営上の課題と将来を見据えた経営の方向性について、お答えします。

まず、運営上の課題としては、医師等の医療従事者不足が挙げられます。町立病院を運営していくためには、医師をはじめとする医療スタッフの確保が必須となります。特に、令和6年度からの医師の働き方改革により、宿直と日直の回数制限が発生し、医師の確保は重要事項と捉えて

います。

さらに、人口減少に伴い、今後も厳しい経営状況が続くと思われることから、病床利用率の向上や使用する診療材料や薬剤の見直し等による経費削減による経営強化の取組、公立病院が地域の医療体制の中で適切に役割・機能を果たし、良質な医療を提供していくために、経営黒字となる水準を早期に達成し維持することによる持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要があります。

次に、今後の経営の方向性につきましては、令和5年度に策定した経営強化プランに基づき、地域医療構想を踏まえ町立病院が地域での役割を果たすためには、高度な急性期医療ではなく、地域を支える医療として軽症及び中等症の救急搬送患者の受入れ、急性期治療を終えた患者の受入れなど、近隣の医療機関との役割分担を図るとともに、広域的な医療資源を活用し在宅復帰のための支援を担います。

町立病院は回復期病床49床と慢性期病床42床を有しております。回復期病床では、地域包括ケア病床を活用しリハビリや在宅復帰の支援だけでなく、在宅患者の急な体調の悪化時や軽度の急性期疾患の直接受入れ、レスパイト入院など積極的に行っていきます。

また、その機能を十分発揮できるよう、医療施設、介護施設とのますます密な連携を推進することとしています。

慢性期機能では、町立病院の入院患者90%以上が高齢者であり、75%以上が町内の患者様です。高齢化率40%を超える和水町では住民ニーズに対応するため、住民に寄り添った医療機関として質の高い慢性期医療を推進することを目指していきます。

また、経営強化プランでは、経営の効率化を図るために、経常収支比率等収支改善に係るもの、1日当たりの入院患者数など収入確保に係るもの、職員給与費率等経費削減に係るもの、常勤医師等経営の安定性に係るもの4つの指標に対してそれぞれに数値目標を定め、目標達成に向けた具体的な取組を実践していくこととしています。

今後も引き続き、病院事業管理者を中心に職員が一丸となって住民のニーズに対応するため、住民に寄り添った医療機関として質の高い医療を推進することを目指しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） それでは、質問要旨（1）について再質問いたします。

先般、実施されたきくすい荘プロポーザルの結果と内容について、再質問です。

きくすい荘については、前回の一般質問で全体的なことは伺っていますので、時間不足で聞けなかったところを、今回は確認の意味でも質問したいと思っております。

まず、先ほど答弁がありました、社会福祉法人ゆうき会さんを選定されたこと、それと、経営の状況等を評価したことがありましたので、これは質問はいたしません。

現在、きくすい荘の利用者さんは町立病院の外来を利用していると聞いていますが、病院の利用について、ゆうき会様とはどのような連携体制を取り決めておられるのか、質問いたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） 秋丸議員の御質問にお答えいたします。

町は、指定管理候補者公募における仕様書の中で、まず町立病院をはじめとする近隣の病院、介護老人福祉施設、デイサービスセンター、居宅支援事業所、包括支援センター等と連携した安心安全な医療介護体制について求めております。

また、指定管理候補者と協議し、この点について協定書に明記する予定でございます。

また、指定管理候補者である社会福祉法人ゆうき会からも、町立病院を中心とした地域の医療機関との強固な連携体制を構築することについて提案がなされております。

さらに、熊本県が定めている第8次保健医療計画においても、急性期、回復期、慢性期等の病床機能の分化と連携の推進や、医療福祉連携の充実が目指すべき方向性として示されているところです。

したがいまして、今や町立病院やゆうき会病院等の病院間で競合するという時代ではなく、役割分担と連携強化がますます重要であり、その体制が今回の指定管理者制度導入を機に、さらにしっかりと図られていくものと認識をしております。

あわせて、住民サービスの質の向上や経費削減を図っていくことが指定管理者制度導入のメリットであり、今後、社会福祉法人ゆうき会や医療法人ゆうき会の様々なノウハウを生かして、町の医療福祉の向上にさらにプラスになるものと期待をしております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 御答弁、ありがとうございました。

質問要旨（2）について再質問いたします。

きくすい荘の令和6年度の決算資料から見ると、介護サービス収入は3億5,200万円、人件費2億9,300万円で人件費率83%、労働生産性は49名で計算すると、1人当たり718万円、平均年収は598万円、比べて、令和5年度のゆうき会さんの人件費率は71%、労働生産性は29名で計算すると1人当たり541万円、平均年収は389万円計上されています。利益は令和5年度が350万円、令和6年度は500万円、計上されております。

確かにきくすい荘は労働生産についてはよく頑張っておられると思っております。ただし、労働分配率、つまり給料が高過ぎること、ゆうき会さんの1.5倍ですね。1億円ぐらいがオーバーしています。これが収益悪化の原因です。そのために、令和6年度は8,093万円の繰入れが必要となっています。

そこで質問です。供用開始までに赤字経営脱却のため人件費の見直しが必要不可欠となります。新体制に向けて、正職員30名の随時入替えが急務となります。公務員従事者のスムーズな配置転換をどのように進めていくのかをお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求める。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） 秋丸議員の御質問にお答えいたします。

公務員の配置転換をどのようにスムーズに行っていかれるのかというところがメインの御質問だったと思います。

まず、令和8年12月を目指としている指定管理者への経営以降、それまでの期間というの町営で経営をしていきますので、町の職員が経営を担っていくということになります。公務員の配置転換については、その指定管理者へ経営を移行した後に配置転換等を行っていくことになると認識をしているところです。

厳しい経営状況ということで、人件費が1.5倍、ゆうき会の1.5倍になるんじやないかという御指摘でございますけれども、まさに人件費率の高さが経営を圧迫しているということでございまして、町長の答弁にもありましたように、指定管理者に経営を移行することが最良の経営改善に当たるというふうに認識をしております。

さらに補足しますと、収入面を今後1年3か月どうするかということでございますが、現在80人程度の入居者様にお暮らしいただいてますけれども、新施設での長期入所定員が70人となります。これから10人ほど定員を少なくしていく必要がありまして、それに伴いまして介護報酬や利用者負担金が減少し、これまで以上に大きく収入は減少すると見込んでおります。

また支出面においても、労務費や物件費のさらなる上昇に加え、指定管理者への円滑な経営移行のためには特定技能1号外国人など新たな人員体制の整備も行っておりまして、人材育成確保のための先行投資であるというふうに認識をしております。

よって、支出増になることも見込んでいるところです。

さらに、介護保険制度の構造的な課題として、3年に1回の介護報酬改定との時間的な、あるいは頻度的なギャップから、労務費や物件費上昇等の不透明な社会情勢に適応できていないという実態がございます。

以上のような状況でございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） スムーズな配置転換をどのように進めていくのかというのを今お聞きしたんですけど、現在、公務員従事者を最終的には役場や病院などで引き受けるとなれば、きくすい荘の過剰人件費の削減はできたとしても、町の一般会計においては人件費の削減にはなりません。

むしろ正職員30名分の給与約2億円以上が過剰増加となり、町の財政を圧迫するのではないかというふうに推測しています。

この点について、町はどのように対応していくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 秋丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和8年12月で指定管理者のほうに移行するというところで、今現在のきくすい荘の職員がどうなるかというところもあります。全員を身分保障をしたいというところでいろいろアンケート調査を今実施しているところでございます。

公務員としての立場で残るのか、それとも指定管理者の下で働くのか、それとも退職するのかというところの大きく言えば3パターンでアンケート調査を実施して、また詰めてはいきますけれども、そこで行政職に行くのか、あと病院のほうの受皿となって病院の職員となられるのか、そこら辺の判断はこれからでございますが、身分保障するということですので、そこの人件費は確かに増えることになります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 私が聞いたのはお金の問題もありますけども、配置転換したときは30人の正職の方が、結局、役場とか病院に行かれますよね、全部じゃなくても。その分の給料約2億円ぐらいありますよね。

それはそれとして過剰になりますけども、今度は人員はどういうふうになりますか。今現在、役場におられる人が誰かがやはり辞めていかねばならなくなるんでしょうか、それともそのままの状態でいくんでしょうか、そこをちょっと聞きたかったかったです。

○議長（高木洋一郎君） 定数のほうですね。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） お答えしたいと思います。

行政職、医療職に配置になると今以上の増員になるというところは承知の上でございますが、そこら辺は徐々に会計年度任用職員あたりの縮小も考えていく必要性があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） それでは、使用開始後の運営実行計画の具体的な取組内容について、再質問いたします。

先ほどの町長の答弁では、差し控えますということでありましたけれども、1つだけ、ゆうき会様の関係になりますけども、例えばですね、指定管理者が社会法人であり、仮に70名の利用者さんの全てのサービスを町外の業者に委託したとしたら、町内の医療や歯科をはじめ関連業者の収益が損失する可能性があります。

これに対する町の見解を聞かせていただきたいと思います。

例えばの話ですけど、すみません。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時22分

再開 午後 3 時24分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） 秋丸議員、御心配の仮の仮定のお話ではございますけれども、町としましては、町内振興というのも同時に図っていけるのではないかと思っております。

公募要項の仕様書においても、町立病院をはじめとする近隣の病院等と連携した安心安全な体制づくり、地域に開かれた施設づくり、町民の優先的雇用と現職員の継続雇用への配慮、それから、地域の協力と理解を得られるための事業運営等についても明記しておりますし、それに対応する形で指定管理者のほうからも提案があつておるものと思っております。で、期待をしております。

特に、町立病院とのどうなるのかという御心配なお話もされましたけれども、そこについても、町長の答弁でもありましたとおり、さらに連携して町立病院を中心として、利用者様の医療といったものが展開されていくものと思っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 町立病院に受診をするという、今までどおり受診をするということで理解していいんですね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） きくすい荘の隣に町立病院があるという最大のメリットを生かし、かかりつけ医、地域の医療の要である町立病院と連携は当然行われるものと期待しております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 質問要旨（3）は先ほど答弁がありましたので、これは省略いたします。

次に、質問要旨（4）について、再質問いたします。

先ほど答弁でもありましたが、私が調べた収支状況については、令和30年度までは1,500万円から3,000万円くらいで赤字が続いていましたが、翌年の令和元年から黒字に転換しています。

特に、令和2年から5年にかけてコロナ補助金約14億3,000万円の収入増が大きな要因と理解してます。

また、資本金額は令和2年度と比較すると約2倍の21億7,300万円となっています。令和6年

度のキャッシュフロー現預金は16億5,880万円で、令和2年度より10億円の増になっています。しかし、医療収入はこの七、八年ほぼ変わらず、令和6年度は令和5年度より落ち込み、1億6,250万円の赤字に転落しました。

そこで質問です。

令和6年度の決算では医師が1名減、正職の看護師2名減、准看護師3名増など人件費の抑制に努力されたようですが、前年比5,970万円増加しています。人件費率も80.3%と上昇しています。その要因は何か、お答え願いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいまの人件費の増額についての御質問にお答えしたいと思います。

まず医師のほうは4名から1名減りまして3名となりました。それと看護師等も減っておりますが、これは公務員のほうの人事院勧告に伴いまして給料ベースのアップというのが1つ大きな要因があります。それと医師の給料につきましても、常勤医師は下がっておりますが、勤務状態は変更がっておりませんので、そこにつきましては業務委託という形で臨時の医師等の派遣のほうをしております。

人件費の大きな要因としましては、人事院勧告等で給料のアップというのが大きな要因と考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） きくすい荘の外来依存率が約40%以上と聞いておりますが、これは間違いないですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいまのきくすい荘の入所者の方の外来数について、お答えしたいと思います。

昨年度、総数の中で委員会等で報告した数字のほうが集計等の方法に間違いがありまして、40%ということで一部、報告がいっておりました。

令和6年度集計方法等をもう一回、精査しました結果、きくすい荘の外来のほうが入院のほうが年間で250名、1.4%、外来は令和6年度はいろいろな関係で極端に少なくなっております、きくすい荘に限りると114名、0.5%という数字になっております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 医療診療費は幾らでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） きくすい荘の分ですか。

○9番（秋丸要一君） そうです。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいまのきくすい荘の入所者の方の診療報酬ということでお答えしたいと思います。

令和6年度入院収入のほうが、きくすい荘の入所者の方で2,361万8,000円、外来収入のほうで1,054万4,000円、合わせて3,416万2,000円の収入になっております。パーセントのほうはトータルで5.6%です。

以上で、終わります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 答弁、ありがとうございます。

それでは、病院の現在の財務は私は心配しておりません。現預金は潤沢にあるからです。

しかし、コロナ補助金の約14億3,000万円がなかったとしたらですね、令和6年度は2億3,000万円しか残っていない状況になっています。医療収益の強化が課題であると認識しています。

令和9年度までに強化プランが策定されていますが、将来10年間で、ハード事業に要する費用はどれくらい見積もっておられるか、金額のみでいいですので、お答えください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

強化プランのほうでは建物もしくは医療機器についての金額は出しておりません。昨年度のスプリンクラーの工事がトータルで1億円ほど上がっておりますが、そこまでで、その他の計画につきましては、先日の全協で説明しましたとおり3階の病床の改修等、今から計画して御報告していくたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 中長期の計画はないということで理解します。

それでは次に、2027年4月の新地域医療構想開始までに病院の一般療養精神病床を計約11万床を削減する方針で、自民、公明、日本維新の会の3党が2025年6月に合意しました。

今年度中の決定が見込まれています。この件について、正式な通達等はございましたか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えします。

新聞報道等で中身は知っておりますが、正式な通知等はまだあっておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 厚生労働省ホームページにも掲載されていますが、2020年の病床数を基に、有明圏内では高度急性期が47床不足、急性期が357床過剰、回復期は58床不足、慢性期は143床過剰とされています。

1年半後のことですから今は質問いたしませんが、将来的には病床数が削減され、病院経営はますます厳しくなると予想されています。危機感を持って対応されることをお願いしたいと思います。この点については答弁は要りません。

続けます。先日の全協での説明で、回復期の病床数を49床から41床に削減申請をしていると説明されました。

先ほど申し上げましたが、有明圏内では、将来的にはむしろ慢性期病床数が大幅に削減される可能性が高いと思うのですが、回復期の病床数は不足している中で、削減する理由をお尋ねいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに3階病棟が8床削減するということで計画をしております。

病院の場合は一般病床と地域包括病床ということで、3階の病床をしておりますが、一般病床の急性期というのも限りなく回復病床に近い病床ということで理解しております。3階病床に入っていたぐためには、先ほど言いましたように築40年を超えて入院の環境整備をしないと、今後やはりこの回復期のどんなにベッド数が多くても入院患者を増やすためには環境を整えるのが大事ということで3階病床の改修を計画しております。

また慢性期の4階につきましては、今現在、昨日現在で22人ということで、42床中、半分ぐらいしか埋まっておりません。病院の計画としましては、慢性期病棟を満床にしながら3階病床8床は減らしますが、同じように病床率をアップして、経営の安定化を図っていきたいということで計画を立てております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） この病床数の8床ですかね、8床削減というのは、これは別に地域医療構想を先取りしたその戦略ということではないんですね、どうですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） 御質問にお答えいたします。

これは先取りではなく、病院の黒字経営化・安定化を図るための病院独自の削減となっており

ます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 慢性期の病床ですね、ここは42床ですかね。42床は今20床ぐらいですかね。22。約半分ですよね、50%ぐらいですよね。

そうしますと、慢性期の病床数をこの1年半ぐらい後にスタートする削減ですね、それに引っかかるんじゃないかなと僕はちょっと心配してるんですけど、どんなですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、医療構想有明地域の構想会議というのが年に2回ほどいつも開催されます。7月、年明けて2月頃です。

この中では各病院のほうからいろいろな計画案が出されておりまして、先ほど全体計画でありましたが、今でいきますと、本年度までの必要病床数とかで、やはり先ほど、きくすい荘からの答弁がありましたように、地域全体で病床数は今、検討しておりますので、その中できちっとした有明地域の病床数の検討はなされていくと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） では、今後、有明圏内でも病床数の削減ということになりますと、病院経営は物すごく難しくなるというふうに思っております。

将来を見据えた病院経営の方向性について、令和3年3月15日の議会において、この答申は民営化を求めております。それから4年半、経過しましたが、その間、病院経営の方向性についての議論や検討はなされましたでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

確かに令和3年3月で、特別委員会の答申ということで民営化という方針で報告があつております。

その後、新型コロナが蔓延いたしまして、特別委員会のほうは中止といいますか1回閉会しまして、その後は経済厚生常任委員会のほうでその内容を引き継ぐということで理解しております。

その間、では民営化の経過がなされたかというと、先ほど言いましたように、コロナの蔓延化ということでコロナ対策に従事しておりますので、その経済厚生常任委員会等の中でも民営化の検討についてはあつておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 私もかつて2年間、この病院、特老ですかね、病院、特老の審議会というのが今もあってると思いますが、審議会を経験しております。

審議会の委員の構成や運営体制等の抜本的な見直しを図るのは必要不可欠だと、今思っております。病院の将来あるべき姿について、本格的な議論を加速するべきだと考えます。

町長にお聞きします。

新たな運営審議検討会などを新設し、抜本的な運営体制の見直しを図る考えはございますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

病院と特養の運営については現在、運営審議会のほうでいろいろと御審議をいただいているというのが現状でございます。確かに平成31年に病院、特養の検討特別委員会が立ち上げられて3年に答申がなされているところでございます。

まず第一に、町民の皆様の地域医療を支えていくというかですね、それが町として取り組むべき課題の一つでございます。

新たな審議会を設けるかどうかについては、今後、検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） この審議会ですね、これは年に何回あってるんですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） 御質問にお答えいたします。

現在の運営審議会につきましては年2回開催しております。決算月の8月、それと当初予算を組んだ2月から3月にかけて開催をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 構成メンバーを教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） 全てが学識経験者としておりますが、議会議員、区長会長様、それと民生委員、婦人会長様、それとあと教育委員様、それとあと今年度から保健所のほうからアドバイス的な感覚で1名入っていただいております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） これはもうずっと前からこのメンバーということでやってこられたと思います。私も何年前かな、議員になってすぐ建設厚生に入りまして2年間、審議会を経験しています。

やはりですね、こう言っちゃあ何ですけど、メンバーの構成というのは非常に重要なと思います。議員もそうですが、専門的知見を持った、もうこの方にお願いしたほうがいいんじゃないかなと思います。

そのために、先ほども町長にお聞きしましたが、新たな運営審議会を新設して、もっと将来のあるべき姿というのを推進していただきたいなということです。

もう一度、町長にお尋ねします。その件についてはどうですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） まず、現在の運営審議会のメンバーについてお話をございましたけれども、参考とさせていただきたいと思います。

議員から先ほどございました病院の中長期計画というのが、現在、策定はされておりません。これについて策定の必要があるというふうに私も考えておりまして、これについては病院の事務長ともお話をしているところです。

そういう中長期計画検討委員会なるものに医療の知識とか会計の知識とかを持たれた方を入れて、そういう検討会というか審議会というのを立ち上げるのは検討していくといふうに今、考えているところです。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） ぜひ、あるべき姿についての検討委員会をつくっていただいて、よりよい経営がなされますようにお願いしたいと思います。

最後になりますが、病院の将来のあるべき姿について、町長自身の具体的な構想やお考えはありますか。あれば、お聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず町立病院につきましては、病棟のほうがかなり建築年数が経過し老朽化が進んでいるという状況です。今回、3階の病床の改修を行いますけれども、今後の施設全体の耐用年数等を考えると、やはり10年、20年後先、どういった形にするのかというのを考える必要があると思います。

そんな中で、先ほど申し上げましたように、中長期的な計画を立てた上で、それに向かって進んでいくべきだというふうに考えておりますので、中長期計画の策定というのを病院のほうに、

策定するように話をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） ちょっとしつこいようですが、私は、町長自身の具体的な構想はありますかと、そのお考えを聞きたいと思ってるんですよ。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 私個人の考えというのは申し上げませんけれども、有明圏域の状況だったり和水町立病院の建物の状況、そういうものを総合的に判断して考えていくべきものだというふうに考えております。

そういうふうに進めていくためには、やはり中長期的な計画というのを立てる必要があると考えます。

以上です。

○9番（秋丸要一君） 以上で、9番議員、秋丸要一の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、秋丸議員の質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の会議は全部終了しました。

最終日12日、金曜日は午前10時から会議を開きます。

なお、8日、9日は午前9時から各常任委員会にて、令和6年度の決算審査となっております。

本日は、これで散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後3時24分

9 月 12 日 (金曜日)

第 4 日

1. 令和7年9月12日午前10時00分招集

2. 令和7年9月12日午前10時00分開会

3. 令和7年9月12日午後2時48分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。 (11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。 (0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	有働和明	書記	倉掛裕美
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	副町長	藤本麻衣
教育長	米田加奈美	総務課長	坂口圭介
まちづくり課長	野田敏治	地域振興課長	鍋島忠隆
建設課長	牧野秀彦	税務課長	中嶋啓晴
住民環境課長	上原克彦	デジタル行政推進課長	大山和説
保健子ども課長	永田雅裕	福祉課長	新木隆
農林振興課長	益永浩仁	農業委員会局長	中山寛久
学校教育課長	中原寿郎	社会教育課長	樋口恭子
特養施設長	前渕康彦	病院事務部長	石原康司
会計管理者	松尾修	監査委員	有働徳行

12. 議事日程

日程第1 承認第3号 専決処分の承認について

(和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

日程第2 承認第4号 専決処分の承認について

(令和7年度和水町一般会計補正予算(第2号))

日程第3 議案第54号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業

		職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第55号	和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第56号	和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の 廃止について
日程第6	議案第57号	令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第58号	令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第59号	令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第60号	令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第61号	令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第62号	令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12		常任委員長決算審査報告
日程第13	認定第1号	令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算
日程第14	認定第2号	令和6年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第15	認定第3号	令和6年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第16	認定第4号	令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第17	認定第5号	令和6年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第18	認定第6号	令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第19	認定第7号	令和6年度和水町簡易水道事業会計決算
日程第20	認定第8号	令和6年度和水町下水道事業会計決算
日程第21	認定第9号	令和6年度和水町病院事業会計決算
日程第22	報告第4号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に について
日程第23		閉会中の継続調査について
日程第24		議員派遣について
追加日程第1	議案第63号	令和7年度和水町一般会計補正予算（第4号）
追加日程第2	発議第1号	地域公共交通検討特別委員会の設置について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

上程された議案に対する審議、採決となっております。

日程第1 承認第3号 専決処分の承認について

(和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

○議長（高木洋一郎君） 日程第1 承認第3号「専決処分の承認について（和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第3号「専決処分の承認について（和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第2 承認第4号 専決処分の承認について

(令和7年度和水町一般会計補正予算（第2号）)

○議長（高木洋一郎君） 日程第2 承認第4号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第2号））」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第4号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第2号））」は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第54号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の

給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君）　日程第3　議案第54号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号「和水町一般職員の育児休業等に関する条例及び和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。
したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第4　議案第55号　和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君）　日程第4　議案第55号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。
したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第5　議案第56号　和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（高木洋一郎君）　日程第5　議案第56号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第6　議案第57号　令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君）　日程第6　議案第57号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第7　議案第58号　令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君）　日程第7　議案第58号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第8 議案第59号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第9 議案第60号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号 令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第10 議案第61号「令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号「令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第62号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第12 常任委員長決算審査報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第12「常任委員長決算審査報告」を議題とします。

各常任委員会において慎重に審査がなされておりますので、常任委員長に報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 秋丸議員

○総務文教常任委員長（秋丸要一君） 皆様、こんにちは。

（こんにちは。）

委員長の秋丸要一です。総務文教常任委員会、令和6年度決算審査報告を行います。少々長くなりますが御容赦ください。

令和7年9月8日から9日までの2日間の日程で、総務文教常任委員6名で、総務文教常任委員会所管の担当課である地域振興課、議会事務局、住民環境課、社会教育課、学校教育課、会計室、まちづくり課、税務課、総務課の順に関係資料等を基に、関係課長等の説明を求め審査を行いました。

審査の結果でありますが、認定第1号 一般会計、認定第2号 国民健康保険事業会計、認定第5号 春富財産区特別会計、認定第6号 後期高齢医療事業会計の4件いずれも、賛成多数により認定することにいたしました。

各課の審査内容について御報告をいたします。

まず、地域振興課です。

歳出が2,209万1,000円。主なもの、専用水道事業費266万円、これは緊急通報装置導入につき169.5万円の増額となっております。子育てひろば事業費729.9万円、利用者は減少しています。

意見としては、「三加和支所で子育てに関する届出ができない、不便の解消を」という要望です。

次に、春富財産区特別会計、認定6号です。

歳出総額は、委員会費10万180円、財産管理費2万2,572円。今後の運営方針は、10月末に意見の集約を行い1月に方向性を決定することになっております。

次に、議会事務局です。

歳出総額7,710万4,000円。主なものは、文字起こしシステム、ペーパーレス会議システム使用料178.2万円です。

意見として、「研修費の増額、監査委員の報酬の見直し、議場システムの不具合の解消」がありました。

次に、住民環境課です。

歳出総額7億1,945万円、前年対比6%、4,122万円の増です。増加の主な原因是、戸籍に振り仮名記載のためシステム改修費1,356万円、後期高齢者保険事業の一般会計の移管に1,363万円、

清掃施設の建設費負担金2,184万円です。一般会計の部の主なものは、マイナンバーカード取得推進711万円、交付率が79%、清掃に係る一部事業組合の負担金が2億2,038万円、ごみ収集運搬業務委託が3,663万円、国民健康保険事業会計への繰出金が1億1,115万円、後期高齢者医療事業会計繰出金が6,277万円、国民年金事務費が583万円、後期高齢者医療費が2億6,249万円です。

意見としては、「外国人の生活相談やトラブルの対応について」、「グリーンパーク負担金2,184万円の内容について」です。これについては建て替えるまでの焼却炉の改修費用の負担となっています。

次に、国民健康保険事業会計、認定第2号です。

歳入総額は13億3,891万6,000円、歳出総額は13億3,832万円、差引き3,616万円です。歳出としましては、療養給付費が7億9,610万円及び高額医療費1億2,417万円、これは歳出の68.7%になっています。特定健診や人間ドックの受診助成は1,816万円、疾病予防費が1,623万円、国民健康保険財政調整基金に3,000万円を積み立てています。

次に、後期高齢者医療事業会計、認定6号です。

歳入総額は1億8,878万円、歳出1億8,861万円です。主なものは後期高齢者保険料が1億2,140万円、一般会計から繰入れが6,277万円です。歳出の主なものは、広域連合への負担金1億8,133万円、これは歳出の96.1%です。令和6年度より後期高齢者保健事業は一般会計へ移管しています。

また委員からは、「人間ドックはできないか」という要望があります。アンケートの結果83%が要望しており、今年度中に要綱を作成して実施予定に向けて推進していくとのことでした。

次に、社会教育課です。

歳入合計は2,117万円、歳出合計が5億186万4,000円、昨年対比が6,797万円の15.6%増になっております。主な事業として、金栗四三顕彰事業として銅像ほか製作費に1,171万円、箱根駅伝見学ツアーナど合計1,344.8万円です。和水体育館の空調調整備ほか管理経費が2億7,142万円、スカイドームトレーニングルームの空調調整備、調整池の防御策取り替えなどで2,326.3万円です。

委員会の意見としましては、「田中城ミュージアムの運営は効率的に行われているか」、これはシルバー人材に委託して、管理料は187.5万円です。「グラウンドの整備体制の強化に増額予算を要望しています」、「観光案内看板の設置箇所の見直しや老朽化した看板の更新は進んでいるか」という質問もありました。「ペーロンの管理維持費の今後の更新方針について」も聞かれました。

次に、学校教育課です。

歳入1,088万円、昨年対比3,133万円で大幅に減少しております。歳出は5億5,832万円、前年度比5,559万円の11%増になっております。主なもので菊水小学校体育館に空調設備4,911万円、三加和小学校体育館空調設備に5,916万円、学校給食補助金3,520.3万円、昨年対比320万円、10%の増です。共同調理場の事務運営の経費9,250万円、1,856万円、25%増になっております。

意見としては、「過年度分奨学金未納額と人数について」、137.7万円の4名です。英検の補助と人数140名の51万1,600円。もう一つは、「障害を持つ児童生徒の送迎体系を民間委託できないか」という意見もありました。

次に会計室です。

歳入の合計は814万4,000円、利子及び配当金です。歳出の合計は659万円、主立ったものは、役務費が257万9,000円、送金手数料や各収納代理金融機関の収納手数料です。また、負担金及び交付金は326万5,000円、肥後銀行への発出経費負担金です。

委員からは「データ伝送サービス月間手数料が高い金融機関に料金を見直せないか」ということでしたが、粘り強く交渉しているが、解決までは至っていないということです。

次に税務課です。

収入、町税収納額は9億3,994万円、前年度より3,704万円、3.8%の減収です。一般会計歳入総額の9%を占めています。歳出は1億7,810万円。主なものは定額減税に係る調整給付金7,974万円です。これは3,282名に対する措置です。「個人住民税の滞納について」の質問、これは分納や猶予など法的制度で対応しているということです。

次に、まちづくり課です。

決算規模は全体の26.5%、予算総額は28億4,563万円、決算総額27億1,312万円、前年対比1.76倍、約12億円の増加になっております。繰越金は1億3,251万円です。歳出の主な事業は、1、地方バス路線維持補助2,796万円、340万円の増です。2、新築住宅未来支援補助1,970万円、22件73人の増加傾向です。わくわく子育て応援金3,715万円、出生46人、1,680万円、入学199人、2,035万円になっています。町外から移住した人は22世帯の46名、お出かけ交通費は2,620万円、学校給食無償化補助3,730万円、536万円の増になっております。三加和温泉施設等管理運営事務費用経費が2,641万6,000円、ブランディング推進事業に2,442万円、観光PR事業に3,588万円、なごみアプリ導入委託料が3,536万円。なお、この事業に対して、ふるさと応援寄附金基金から1億7,213万円を繰入れしております。令和6年度ふるさと納税寄付金19億1,486万円、経費を差し引き残額8億7,613万円を基金に積立てました。基金残高は合わせて19億2,174万円になっています。

委員からの意見としては、「ふるさと納税寄付者から使途の要望はあるか」、令和7年度より5項目を設定している。「DX推進事業の経費は高額だが適正なのか」という意見、また、「なごみアプリ導入委託料3,536万円、効果と利用数は」、8月末で527名、路線バスの必要性とバス利用の利便性向上について検討を要望しています。

次に、総務課です。

令和6年度の一般会計歳入決算額は104億6,119万円、歳出決算額は102億143万円、実質収支金額は2億2,091万7,000円です。歳入の対前年比は15%の増、歳出の対前年比は18.4%の増、歳入の構成比は地方交付税が全体の33%を占め、町税は8.9%であります。自主財源の割合は39.9%、自主財源となる町税やふるさと納税のさらなる増加を目指す努力をお願いしたいと思います。

総務費の決算額は34億9,736万円で全体の34.2%、総務課が所管する19の事業の決算額は27億1,387円になります。主なものとして、国際交流事務経費として357万円、防犯カメラ設置で290.9万円、埋込み型の耐震性貯水槽の設置等で合計2,627万3,000円、これは2期分です。公債費が9億5,155万円、利子分2,914万円を含みます。基金積立てに2億4,731万円を積み立ててお

ります。

委員からは、「時間外勤務が目立っているが、その要因は何か」、処理能力の問題、行政のスリム化などが上げられるとのことです。「犯罪の抑止を兼ねて防犯カメラ等の予算の増額を要望」、地域の公民館を中心に設置する予定。「職員採用は何人か」ということで、第1次で1名、第2次で4名、計5名、ほかに3名の計8名になっています。

今回の決算審査を通じて感じたことですが、令和6年度のふるさと納税寄附金は19億1,486万円で、前年比2.5倍、約12億円の増加となり、一般会計の歳入総額は15%増、歳出総額は18%増となっています。

特に、まちづくり課の歳出は1.76倍、約12億円の増加で突出し、全体の26.5%を占めています。町は定住促進を図る上で、子育て支援、企業優遇政策、商工観光分野の取組など力を入れています。これは大変重要なことです。

町には、本年3月末時点ですべてで105億円の基金があります。昨今の物価高騰で暮らしづらくなっています。住民あっての町です。住民の安心安全な暮らしを守るために、住民全体への暮らしに直結した予算増額の必要性を感じたところです。

長くなりましたが、以上で、令和6年度総務文教常任委員会所管の決算審査報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長に報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 木原議員

○厚生建設経済常任委員長（木原泰代君） 改めまして、おはようございます。

（おはようございます。）

厚生建設経済常任委員長の木原泰代でございます。厚生建設経済常任委員会に付託されました決算審査につきまして、代表して御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、令和6年度各会計歳入歳出決算で、認定第1号 一般会計、認定第3号 介護保険事業会計、認定第4号 特別養護老人ホーム事業会計、認定第7号 簡易水道事業会計、認定第8号 下水道事業会計、認定第9号 病院事業会計です。

9月8日、9日の2日間にわたり本庁会議室において、福祉課、保健こども課、神尾保育園、農業委員会、農林振興課、建設課、町立病院、特別養護老人ホームの関係職員同席の下、常任委員5名により慎重に審査を行いました。

審査終了後、委員の意見の集約を行った結果、本委員会に付託されました全ての案件につきまして、全会一致で認定することといたしました。

主な審査内容につきまして、御報告申し上げます。

初めに、福祉課です。

物価高騰対応重点支援給付金として4種類、6,980万1,000円の支出がありました。また、福祉センターエレベーターの耐震改修工事1,744万3,000円を行い、利用が可能となりました。「単位老人クラブの減少が続いている。会の活性化と同時に、会員以外の高齢者施策の検討もお願いしたい」との意見が出ました。

通院のためのタクシーチケット補助については、要項を改正し、該当者への通知で利用が大幅に増えています。「今後の事業充実を望む」意見がありました。

介護保険事業会計は、令和6年度黒字で基金の積み増しができております。「今後さらに介護予防に努め、介護保険事業の安定運営を望む」声がありました。

次に、保健子ども課です。

保育行政経費3億760万6,000円、18歳までの子供に対する医療費助成事業3,368万3,000円、放課後児童健全育成事業費、子育て支援事業費4,389万2,000円に支出がありました。「保育士の確保が課題の園も多く、今後も保育士確保の支援を積極的に行ってほしい」との意見が出ました。

また、放課後児童健全育成事業については、「事業の内容も含めて充実を図ってほしい」との意見が出ました。神尾保育園は9,009万7,000円で、令和6年度の入所児童数は42名でした。職員や保護者の除草作業に加え、年に2回、シルバー人材センターを利用して園の除草をされていますが、「高温多湿で雑草の伸びも著しいことから、回数増を検討してはどうか」という意見がありました。

衛生費の決算額は、予防接種事業等に4,521万1,000円、健康増進事業等に2,838万6,000円の支出がありました。「健康寿命の延伸のため、さらなる検診・保健事業の充実、きめ細やかな予防活動の充実に努めてほしい」との意見が出ました。

次に、町立病院事業についての報告をいたします。

令和6年度純収益9億3,651万5,000円、総費用10億9,909万2,000円で、1億6,257万7,000円の赤字決算でした。これは3階病棟のスプリンクラーの工事に伴い6か月間の入院制限を行った影響があるとのことでした。「今後、中長期的な経営計画を立てながら、病床利用率の向上、併設の健康管理センター居宅介護支援事業所、訪問ステーションの事業の充実を行いながら、自治体病院としての役割を果たしていただきたい」との意見が出ました。「医師の確保を早急に行ってほしい」との意見が出ました。

次に、特別養護老人ホーム きくすい荘です。

令和6年度の介護報酬改定や新規の加算取得により収入増につながってはいましたが、デイサービスの利用が減ったこと等もあり、一般会計から8,093万5,000円の繰入れがありました。きくすい荘の建て替えについては令和6年度、実施設計と敷地造成工事が行われております。「今後、さらに経営努力を重ねていただくと同時に、選定された指定管理候補者と協議を重ね、利用者様の安心安全な生活の場となるよう頑張ってほしい」との意見が出ました。

次に、農業委員会です。

歳出総額は3,251万1,000円です。令和6年度農地と非農地の区分を明確にする調査を実施したとの報告があり、「農地を適正に保全・活用するために重要な取組である」との意見が出ました。

続きまして、農林振興課です。

中山間地域直接支払事業、多面的機能支払交付金事業と有利な補助事業がありますが、「活用しやすいよう指導・支援をさらにお願いしたい」という意見がありました。

森林・竹林の整備については、和水町の重要な課題でもあります。令和6年度、ドローンも導

入しておりますので、「森林・竹林調査に有効に活用していただき、予算としては森林環境譲与税を積極的に活用しながら、森林・竹林の事業を行っていただきたい」との意見がありました。

「タケノコの生産ができるよう、竹林を守る地道な取組も必要ではないか」との意見が出ました。

有害鳥獣による被害防止対策として、捕獲対策、防護対策等2,048万2,000円の支出がありました。「有害鳥獣についての対策は本当に充実を望む声」が多くありました。

最後に、建設課所管の報告をいたします。

令和6年度も道路・河川・橋と町のインフラを守るために有利な地方債等を活用して多くの土木事業が行われました。「適正な価格で工事ができるよう、今後さらに精査をしてほしい」との意見が出ました。

各行政区に対しましては、土木費補助金が2,314万6,000円と小災害復旧補助金として520万9,000円が支出されています。

簡易水道事業会計、下水道会計については、ともに良好な経営状態であることを確認しました。

以上をもちまして、令和6年度厚生建設常任委員会決算審査報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） これで、厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

日程第13 認定第1号 令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第13 認定第1号「令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 1番議員、亀崎でございます。

何点かちょっと質問のほうさせていただければと思います。

ページ番号でいきますと53ページになります。3款、1項、2目高齢者福祉費です。

先ほど、厚生建設委員長のお話にも、老人クラブ連合会のクラブ数が減少しているというふうなお話もありました。令和7年度と比較しますと、令和7年度の老人クラブ補助金が8クラブで20万7,000円、それから老人クラブ連合会補助金が67万円、老人クラブ連合会各種事業補助金43万円、多分、各種事業補助金というものが令和6年度でいくとこの健康づくり事業補助金に当たるのかなと思うんですが、全体を通していくと、令和6年度と令和7年度で約40万円ほど減額になっております。前年度と今年度でどのように変化をしているのか、その辺、詳しく教えていただければと思います。まずそれが1点です。

それから、決算書でいきますと70ページになります。6款、1項、2目農業総務費です。

決算書には負担金補助交付金の経営開始資金のところに、本来なら多分、下のところに新規就農者対策という項目が予算等にはあったと思うんですが、こちらの成果報告書にはゼロで上がつてました。ですので、ゼロだったので決算書には記載がないのかなというふうに思うんですが、令和5年度は40万円支出をされておられます。新規就農者がいなかつたのか、いなかつたとすればどのようなPR等をされたのか、お答えください。

次に、72ページになります。ここは、6款、1項、3目農業振興費になります。

その中の農業者団体補助金、令和6年度でいきますと88万円決算額上がってますけど、昨年度、令和5年度は143万4,530円支出しています。令和5年度と令和6年度を比較すると約55万円程度少ない形になります。内容を見ますと、JAの各部会への支出が抑えられているというふうに思うんですが、その経緯等について分かれば、お知らせください。

次に71ページの報償費のところです。

こちら有害鳥獣捕獲報奨金だと思うんですけども、令和5年度が498万円、倍ほどに今年度、令和6年度決算になってます。捕獲頭数が近年、イノシシ等、大分、増えていると思うんですが、その辺が分かればお知らせください。令和7年度も、今9月議会で補正を組まれてますけども、その辺も分かればお知らせください。

○議長（高木洋一郎君）　ただいま亀崎議員から4項目の御質疑がございました。

まず53ページの老人クラブ連合会への補助金等について、答弁をお願いいたします。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君）　ただいまの御質疑にお答えいたします。

令和5年度と令和6年度の差についての御質疑だったかと思いますが、まず令和5年度12クラブで303人でございました。令和6年度につきましては8クラブというところで、すみません、人数のほうが令和6年度に関しては135名です。1クラブずつ脱退をされていく傾向もございまして、1クラブにやはり一定数いらっしゃいますので、数としては減っていっている傾向でございます。

今後の対応として老人会長様とも話をしていますけれども、連合会に参加することの御負担と、あと老人会に参加される方々のライフサイクルも変わってきているというところもございまして、役割の変容というところで検討が必要かなと。

今回、担当の福祉係におきまして、各区長様に連合会には加入していないけれども各行政区では活動しているというところの調査をしております。今、全行政区から回答が集まりつつありますので、それを集計しまして対応していきたいと思っています。

すみません、御質疑の減少の具体的なところで回答させていただきましたが、以上となります。

○議長（高木洋一郎君）　次に、70ページの農業振興の新規就農者の件、執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君）　ただいまの御質疑についてお答えをいたします。

まず、当初計画としまして新規就農者につきましては、町の単独事業としまして3名分の20万円掛ける60万円を計上しておりました。

もう一つ、セカンドライフ応援事業ということで、これにつきましても予算を計上しておりましたけども、PR等々、あと周知等々を実施しましたけども、新規就農者がいなかつたということで減額をしております。

また、国のほうの経営開始資金という事業につきましては、当初1名、新規で申請が上がって

おりましたけども、令和7年度で新規に申し込むということで、その分についても落としております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） PR方法はどうしたかについて。

○農林振興課長（益永浩仁君） PR方法につきましては、まず広報紙のほうに掲載をしております。

また、各農業団体の協議会等々でもチラシを配布し、周知のほうを徹底しておるところであります。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、71ページの有害鳥獣の捕獲頭数等についての質疑がございました。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） 有害鳥獣対策の報奨金の御質疑についてお答えします。

令和6年度の頭数について報告します。

まず、イノシシの捕獲が1,138頭、その他小動物、タヌキ・アナグマ・アライグマなどについてが95頭、合計1,233頭が捕獲されております。令和5年度で申し上げますと、イノシシの頭数が591頭、その他小動物も含めまして634頭、令和6年度につきましては倍の数が捕獲されておるという状況であります。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、72ページの団体補助について経緯の質疑がございました。

執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの農業者団体の補助についての御質疑にお答えをいたします。

まず、令和5年度におきましては、JAたまなの各生産部会のほうに補助金として交付しておりました。令和5年度中に南関町さんとJAたまなさんと協議をする中で、負担金として支払っておりました南関郷地域農業振興協議会のほうで、一括して負担金として町から負担金を支払った後に、その後、各JAの生産部会のほうには配分して事業推進費として交付するというふうな取決めがありましたので、令和6年度につきましてはJAたまの各生産部への補助金はゼロ円とし、南関郷地域農業振興協議会のほうに令和5年度は36万円でしたけども、令和6年度においては、その分も含めて100万円の支出をしておるところであります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 各課長、答弁いただきました。

まず、老人クラブの減少についてですけれども、近年、お年寄りの方々の集まる老人クラブ連

合会の加入者数が非常に減少していると。それに伴って、そのクラブに対する補助金等が減少しているというふうな御説明でございました。また併せて実態調査ということで、調査のほうを現在進めておられるということでございます。

こういった老人クラブ連合会ないし行政区辺りのそういった高齢者の方々が集まって寄り添える会が活性化して、高齢者の方々が生き生きと仲間づくりや地域活動を通していかれることが非常に望ましいのかなと思っております。いろいろな、どのような形が一番いいのかはまた各課で調査等をされた後に検討されるかと思いますけども、よろしくお願ひいたします。

また、70ページの新規就農者の対策については、広報紙また団体への周知等を図っておられましたけども、令和6年度実績でいくと結果として見られなかつたという御説明をいただきました。

今まで親であったりとか祖父母であったりとか、農業に従事していない御家庭のお子さんが新たに新規就農しようというのはなかなか難しいのが現状なのかなというふうにも理解をするところでございます。広報紙もそうですけど、例えば、県立農業大学校とか県立農業高校、そういったところへの働きかけとかPR、そういったのは行かれてるんでしょうか、お答えください。

それから、次の72ページの団体補助金については、これまでJAの各部会宛てに令和5年度までは出資していたものを、南関町さんとJAさんと協議をされた上、南関郷地域農業振興協議会、こちらのほうに振り分けて一括して支払うような形を持っていかれたということで理解させていただきました。

それから有害鳥獣については、補正も今年度、9月に組んでいただいてますけど、令和5年度と令和6年度で591頭から1,138頭と倍近い頭数が上がっていると。恐らく多分、令和7年度になってくるとまだその頭数というのは増えてくるのかなということが考えられるんですけども、こういうのって何か国とか県からの補助とか、そういったものはあるんでしょうか、お知らせください。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） まず、70ページの新規就農者を図るためのPR活動として、県立農大等への働きかけは考えているかという質疑です。

執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。

県立大学、また高校等についてのPRはどうしてるかということでございますけども、今、町のほうでは菊地農業高校の講演会、それと玉名の北稜高校につきましては、玉名地域農業教育振興懇話会というのがあります、そこの会のほうにも参加し、現状の農業をされている生徒たちの状況を把握し、それについてはできるだけ地域の農業に携わるような教育もされておりますので、そのようなところで推進を図っているところであります。

また県立大学については、まだそういったPR等は行っておりません。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、同じく71ページの有害鳥獣対策に対して、国県の補助の有無に

について質疑がありました。

執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君）　ただいまの御質疑にお答えします。

まず、今回うちのほうで有害鳥獣の捕獲に対する報奨金を支払っておりますけども、それとは別に国の方からも捕獲に対しての報奨金は支払われておる状況であります。

町の報奨金につきましては、過疎債のほうで利用しているというような状況でございます。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君）　ほか質疑はありませんか。

1番　亀崎議員

○1番（亀崎清貴君）　答弁いただきました。ぜひ県立農業大学校辺りにもPRに行っていただいて、どれだけの方が本町の農業に興味を持っていただけるか分かりませんけども、いろいろな場面、場面を使ってPR等に努めていただければと思います。

また併せて、国からの報奨等もあると。それから過疎債あたりも使っておられるということでございますけども、本当に多分、これって本町に限らず近隣、イノシシ辺りは山鹿も玉名もさるきますので、近隣市町とも連携しながら対策に講じていただければと思いまして、質問を終わらせていただきたいと思いますけども、1点いいですか。

今朝、私、議会に来る前に非常にうれしいことが1つあります、本町の職員がハザードをたいて路上におられました。何してるのでかなど見たら、教育委員会の職員が倒木といいますか、竹が倒れていたのを1人でお片づけをされておられました。若手の職員でしたけども、本町の職員いろいろな方がいらっしゃいますけども、一生懸命頑張っているなど。見えないところで、町民の見えないところでもそうやって竹とかが倒れていたら頑張っている姿を見てですね、本当に本町の職員、すばらしいというふうに思って今日、ここに来させていただいたところでございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（高木洋一郎君）　以上で、1番、亀崎議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。

4番　荒木議員

○4番（荒木宏太君）　4番、荒木です。

決算書は24ページ、主要政策成果報告書は55ページのところになります。款項目は寄附金、寄附金、寄附金の、節が企業版ふるさと納税の質疑をいたします。

この企業版ふるさと納税が令和6年度のこの決算において非常に多くの支援をいただいているという実績になっております。非常にそれは喜ばしいことであり、この本町のために多くの企業の方々が支援をしていただいて、それを町のために非常に有効的に活用していくということで満額、決算で上げていただいています。

そこで、この中の質問をさせていただきたいと思うんですけども、この主要成果報告書の中

に、寄附の件数16件、そして寄附の金額が780万円というふうになっております。この16件のうちプロポーザルや競争入札に入っている企業があるのか、それとまた、落札した企業があるのか、お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

企業版ふるさと納税16件のうち和水町が実施をするプロポーザルや工事等の入札あるいは落札した事業者がいるかどうかという質疑です。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの荒木議員の質疑についてお答えいたします。資料の確認に時間がかかり大変申し訳ありませんでした。

まず、企業版ふるさと納税、こちらの16件のうち競争入札で落札されているところが7社ございます。そしてプロポーザルでの落札はゼロ社というふうになっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今お答えいただきましたが、競争入札7社ということで、プロポーザルはゼロというようなお答えがありました。

この企業版ふるさと納税という町外から寄附をいただいている内容であります。他の自治体では、コンプライアンスのいろいろなことも含めコンプライアンスの観点から調査しているところもあるんですけれども、こういった寄附をいただいて、それに対する質問になりますが、見返りとかはないと思いますけど、忖度とかそういったものは町にとってないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの荒木議員の御質疑についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税については制度上、地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みというふうになっております。

当然、国の制度でもございますので、県のほうからそういった該当がないかという調査が毎年行われております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 明確な答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 答弁漏れがございました。失礼いたしました。

そのような該当はございません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 3回目の質問になります。

昨年度に比べて令和6年度にかけて非常に、急に増えてきている寄附金でございます。有効に本当に活用していただきたいと思います。

公平公正の面から、これもないとは思うんですけど、町から企業側へ事業の持ちかけとか事業のお願いとかしてることはないでしょうか。これは町内の企業のチャンスを奪うことになってしまう懸念もありますので、御質問いたします。お願いいいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

この寄附の場合も、まち・ひと・しごと創生推進計画に基づきます用途に基づいて、寄附者の方々が寄附をされます。当然、関係する事業に当たるものについては寄附は行われてないということになります。

該当いたしません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、荒木議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 6番、齊木幸男です。

決算書では100ページで、10款、4項、12節委託料の1,769万7,000円のうちで、田中城ミニミュージアム管理委託料187万5,420円と文化財説明看板標柱製作設置業務委託料93万1,700円の使途についてお伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 100ページ、12項の委託料について。

執行部の答弁を求めます。

樋口社会教育課長

○社会教育課長（樋口恭子君） ただいまの齊木議員の質疑にお答えいたします。

田中城ミニミュージアム管理委託料はシルバー人材センターの委託料となっております。管理人の委託料です。

それと、文化財説明看板標柱作製設置業務委託料につきましては、芋生田六地蔵とイチイガシと田中城本丸に設置しております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 2回目の質問です。

田中城ミュージアム管理委託料ということですから、入場者というか入園、見ていただく方にたくさん来ていただくような工夫もされてると思うんですが、来場者数の人数の推移、そして文化財看板のほうの看板と標柱ですね、何件設置されたかということの前年度比較を教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 田中城ミニミュージアムへの来館者数及び標柱、看板等の令和5年度、令和6年度の数についての質疑です。

執行部の答弁を求めます。

樋口社会教育課長

○社会教育課長（樋口恭子君） 齊木議員の御質疑にお答えいたします。

まず田中城ミニミュージアムの来場者でよろしかったでしょうか。こちらのほうが令和6年が797人となっております。

文化財の説明看板標柱製作設置業務ですけれども、令和5年度は3か所設置しております。令和6年度も3か所設置しております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 齊木議員、最後の質疑を認めます。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 田中城ミュージアムの入園者数のお答えがありましたら、年々減って797名になってます。減少してますですよね。工夫はされてますでしょうか。

もう一つは、標柱看板3件ということですが、これも続けて聞いておりますが、なかなか件数は増やすことができないということですので、材質を工夫して長期間、持つとか、またその看板にはQRコード等を印刷してインターネットとか、そういう今のこのDXですか、それに有効に活用できるような看板も作ったらどうですかという意見をずっと言い続けておりますが、今回、設置された分もそのような工夫がされてるかどうか、それを聞きます。

○議長（高木洋一郎君） ミュージアムへの来訪者の増を図るための工夫はされているか。それから、標柱看板等について、一般質問でもあったことについて工夫はされているかという質疑です。

執行部の答弁を求めます。

樋口社会教育課長

○社会教育課長（樋口恭子君） 齊木議員の御質疑にお答えいたします。

田中城ミニミュージアムの来場者の増加などへのPRに関しましては、戦国まつり等でPRをしておりますけれども、今年度はまだ前年度と比較しまして来場者のほうが多くありませんので、引き続きPRに努めたいと思います。

文化財の説明看板ですけれども、文化財の江田船山古墳関係の看板につきましてはQRコードをつけております。ただ、文化財説明看板、今、説明しました3か所につきましてはQRコードはつけていない状態です。

以上となります。

(不規則発言あり)

○社会教育課長（樋口恭子君） そちらのほうは素材のほうも長期もつようアルミ製の素材を使用したりとか、工夫しております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、齊木議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 岁入歳出決算は71ページ、それから主要成果報告書は125ページ、③の事業N o. 60です。

農業用廃プラスチックの関係ですが、菊水地区と三加和地区ですね、令和4年、令和5年、令和6年ということで10万円、10万円、10万円、それから三加和地区が30万円、30万円、30万円ということで、ビニールハウスで使ったビニールを処分するということだと思いますけれども、補助金として支出したというふうにあります、これはJAのほうに補助金として出すということを考えていいくんですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。

農業用廃プラスチック類の処理につきましては、菊水地区、三加和地区という形で計上をしておりますけれども、これは両方とも協議会がつくられており、その協議会のほうに経費として補助金を出しておるということあります。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 負担金だろ。

○農林振興課長（益永浩仁君） 失礼しました、負担金です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 協議会には農協も入っているということですね。確認ですけど。

それで、廃プラを処理するための、JAのほうで一貫して、例えば、三加和でいう春富集荷センター、あそここのところでやってるんですが、これに対してはJAの負担というのはあるんですか。

というのが、結構、人数が多いんですよね、受け入れるときの働いている人が。最低でも三、四人いると。多いときには六、七人いるぐらいの状況です。こういったところというのは人件費もありますので、JAが負担をしているのか、それとも農家のほうも実はビニールを廃棄するの

に、持っていくと金額はやはり物価高騰の中で上がってるんですよね、毎年のように。だからそういう面では、農家の負担でされているのか、それともJAの負担も幾らかあるのかなとも思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 今の質疑は、廃プラのを作業員の賃金に対してJAが払っているのかということですか。

全体的にですね。

執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質疑にお答えします。

まず、協議会の事務局は各JAが持つておるところであります。

また、町からの負担金と合わせまして、廃棄される方々への個人負担もございます。

J A職員がその収集のときに対応されますけども、そこの人件費につきましては、この協議会のほうからの支出はありません。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

最後の質疑です。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） ということは、JAのほうで負担して廃プラ関係で処理を担っているということだと思います。

もう一点だけお聞きしますが、毎年、その廃プラ関係で数量がどれだけ出たという、そういうのは協議会あたりでも報告がされていますか。町として掴んでおられるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質疑にお答えします。

毎年、協議会のほうで総会、役員会等が開催されております。その中で数量等についての報告もあっております。

また、ここ数年の傾向ですけども、やはり物価高騰の影響か廃プラの廃棄される数量は増えていないというふうな状況であります。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 認定第1号 令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算に対する反対討論

を行います。

反対の1つ目の理由は、職員採用の問題です。

令和6年度の一般職員数は、令和5年度の168人から7人減少し161人で全体の約70%、会計年度任用職員数は、令和5年度の66.6人から2.2人増加し68.8人で約30%です。約3割が会計年度任用職員となっております。

正職員と会計年度任用職員は、仕事や責任そして給与の違いがあり、正職員の減少は仕事の内容や量が増え責任の重さが増加しています。そのため、残業が夜の10時から11時頃まで長く続いているところもあります。委員会の決算審査の中で職員のストレスチェックの結果、職員の中で6人に1人がストレス等を抱えていて休職を余儀なくされている人もいます。

日本の経済社会では、会社の利益中心、仕事中心となり、長時間労働は健康や命にも影響し人間の自由時間が奪われています。労働時間の基本は8時間労働制です。仕事を定時に終われば、家族との時間や趣味、人との交流など自由に時間を使うことができます。人間にとて仕事だけが人生ではありません。生まれてきて仕事とともに自由に生きる時間は人生にとってとても大切です。町民のサービスの向上、町民の暮らしを守るためにも、正職員の健康を守るためにも正職員を増やすべきです。

2つ目として、デジタル関連を推し進める国の方針の下、交付金、補助金などは増加している一方で、町民の福祉・医療・農業といった暮らしや一次産業に力を入れることがおろそかになっているのではないかでしょうか。もっと町民の命や暮らしの実態、さらに一次産業に応じた町政が求められています。

3つ目は、マイナンバーカード、マイナ保険証の問題です。

マイナンバーカードの取得は任意とされてきましたが、健康保険証との一体化によってマイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながります。マイナ保険証は、不具合など個人情報に関わる問題が明らかになりトラブルも発生しています。これまでの紙の保険証を続けるよう求めて、反対討論といたします。

○議長（高木洋一郎君） 次に、賛成討論を行います。

賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号「令和6年度和水町一般会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

○議長（高木洋一郎君）　日程第14 認定第2号「令和6年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号「令和6年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第15 認定第3号 令和6年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君）　日程第15 認定第3号「令和6年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号「令和6年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君）　起立多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第16 認定第4号 令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君）　日程第16 認定第4号「令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号「令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

日程第17 認定第5号 令和6年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 認定第5号「令和6年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号「令和6年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第18 認定第6号 令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第18 認定第6号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第19 認定第7号 令和和水町簡易水道事業会計決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第19 認定第7号「令和6年度和水町簡易水道事業会計決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号「令和6年度和水町簡易水道事業会計決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第20 認定第8号 令和6年度和水町下水道事業会計決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第20 認定第8号「令和6年度和水町下水道事業会計決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第8号「令和6年度和水町下水道事業会計決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

日程第21 認定第9号 令和6年度和水町病院事業会計決算

○議長（高木洋一郎君） 日程第21 認定第9号「令和6年度和水町病院事業会計決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第9号「令和6年度和水町病院事業会計決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

日程第22 報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（高木洋一郎君） 日程第22 報告第4号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました報告第4号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、次のとおり令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

令和7年9月3日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

この報告は、財政健全化法の第3条に基づき、町の財政健全化を判断する4つの指標と、第22条に基づく病院事業会計等の3つの公営企業会計の資金不足比率の算定の基礎となる書類の作成並びに町監査委員の監査を経て、その意見書をつけて議会に報告しなければならないと定められておりますので、その規定に基づき今回、報告するものでございます。

健全化指標を計算する際の分母となります本町の令和6年度の標準財政規模は45億1,557万円でございます。

それでは、1の健全化判断比率の4つの項目について御説明申し上げます。

まず、実質赤字比率につきましては、一般会計を対象としたしまして収支が赤字である場合の

標準財政規模に占める割合を示したものとなります。本町の場合は、一般会計は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の数値の記載はございません。

続きまして、2番目の連結実質赤字比率です。これは先ほどの一般会計に特別会計、企業会計等を加えた全部の会計が対象となります。こちらも今回、資金不足が生じておりませんので、連結実質赤字比率の数値の記載はございません。

3番目が、実質公債費比率です。こちらは普通会計、特別会計また企業会計及び本町が加入しております有明広域行政事務組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を含めた全ての公債費の標準財政規模に占める借入金の返済の割合となり、記載されている数値は過去3年間の平均値でございます。この比率が18%を超えると、起債のために必要な手続が協議から許可に変わってまいります。本町の実質公債費比率につきましては、ここに記載のとおり10.1%でございます。

次に、4番目が将来負担比率となります。これは一般会計地方債の現在高と一部事務組合負担金の額及び退職手当負担金の見込額が対象となり、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示したものとなります。本町の場合、将来負担比率に数値はございません。

4つの指標とも、括弧書きに書いてある部分が国が示す健全化判断比率をいずれも下回っており、指標を基準とした場合は健全な財政運営がなされている状況にあると言えます。

最後に、2の資金不足比率について報告いたします。

病院事業会計と3つの公営企業会計のみを対象といたしまして、資金不足額が事業規模に占める割合を示したものでございます。こちらも実質的な赤字がありませんので、資金不足比率の数値はございません。

次の2ページ以降につきましては、監査委員の意見書を全て添付しております。

以上で、報告第4号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 本案について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

日程第23 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第23、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から閉会中の継続調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24 議員派遣

○議長（高木洋一郎君） 日程第24「議員派遣」を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することとしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部より追加議案の申出があります。

お諮りします。

ただいま石原町長から、議案第63号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第4号）」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

議案第63号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決しました。

追加日程1 議案第63号 令和7年度和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 追加日程1 議案第63号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第63号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第4号）」の提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,289万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,088万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

令和7年9月12日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、今回の追加上程した理由でございますが、今年の8月10日から翌日の11日にかけて降りました大雨により、農地や農業用施設、河川、林道等に被害が生じております。本来ならば9月3日に上程した和水町一般会計補正予算（第3号）での予算計上が望ましいところでございましたが、災害復旧に必要な予算の計上が間に合いませんでしたので、迅速な災害復旧を目指すためにも、今回、和水町一般会計補正予算（第4号）として追加上程といたしたところでございます。

まず、歳出について御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費を土木費補助金小災害といたしまして1,436万円補正いたします。これは大雨により各地域で発生した事業費40万円以下の小災害に該当する43件についての災害復旧に伴う補助金となります。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目災害総務費を610万円追加いたします。これは大雨により被災した農地9か所、農業用施設8か所について、国庫補助事業を活用して復旧工事を行う予定であるため、その準備として査定測量設計業務委託料を計上いたしております。

同じく3目農林施設災害復旧費を643万8,000円追加いたします。これは大雨により蜻浦林道が3か所、全長59メートルにわたり被災しておりますので、その復旧工事に必要となる復旧計画概要書及び災害復旧工事の測量設計書作成のための委託料となります。

次に、同じく2項公共土木施設災害復旧費、1目災害総務費、12節の委託料を査定測量及び実施設計業務委託料として580万円追加いたします。これも大雨により河川が14か所、道路で2か所被災したため、災害査定を受けるために必要な測量設計業務委託料となります。

次に、歳入の御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、4目の災害復旧費国庫負担金を590万円追加いたします。これは国の公共土木災害復旧費負担金となります。

次に、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金を林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金として321万9,000円追加いたします。

次に、同じく9目の災害復旧費県補助金を農地等の災害復旧事業査定設計委託費補助金として455万円追加いたします。

次に、22款、1項町債、9目の災害復旧事業債を1,270万円追加いたします。内訳といたしましては、農林水産業施設災害復旧事業の農地災害分で400万円、林道災害分で280万円、合計で

680万円となります。

次の公共土木災害復旧事業といたしましては590万円を追加いたしております。

戻りまして5ページを御覧ください。

第2表地方債補正の追加となります。

起債の目的は農林水産業施設災害復旧事業債で限度額680万円といたします。

次に、6ページを御覧ください。

第2表地方債補正の変更となります。

起債における限度額の増額補正を行っております。起債の目的は、公共土木災害復旧事業債で限度額530万円から590万円増額し、限度額を1,120万円にいたしております。

以上で、議案第63号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第4号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 2時04分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま荒木議員から特別委員会の設置の動議の提出がされました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時08分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2 発議第1号 地域公共交通検討特別委員会の設置

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第2 発議第1号「地域公共交通検討特別委員会の設置」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） それでは、発議第1号の提案内容と提案理由の説明を行います。

地域公共交通検討特別委員会設置について

上記の議案を別紙のとおり和水町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

昨今の町内における地方バスの路線の減少により、通学・通院・買物など不便が強いられ、地域公共交通の改善が望まれている状況であり、和水町地域公共交通計画においてはアンケート結果で、町内を周遊できる新たな公共交通を望む声が全体のうち多くを占める結果であった。

また、子ども議会では、通学手段がないため高等学校進学の選択肢が狭まるとの声もあった。まさに地域公共交通網は喫緊の課題である。

このことから、町内の地域公共交通の状況、コストパフォーマンス、また将来にわたる地域公共交通の使いやすさ、サービス等の最適化を考慮し、検討する必要がある。

これが本特別委員会の設置理由であります。御審議の上、お認めいただけますようお願いをいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（不規則発言あり）

○議長（高木洋一郎君） その前に、反対はないですか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 賛成討論の方、どうぞ。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 9月12日、6番議員、齊木幸男です。

発議第1号「地域公共交通検討特別委員会の設置」について賛成でありますので、賛成の立場で討論いたします。

まず、背景と課題から申し述べます。

和水町は高齢化・過疎化が進んでおります。交通弱者の移動手段の確保が急務だと言われてお

りますし、まだ解決には至ってないと私は考えております。

既存の公共の交通手段、路線バス・タクシー・病院ケアバス・乗合タクシー「あいのりくん」・スクールバスなど、町民の声を聞けば利便性や運行頻度などまだ課題があると言われております。

そこで、この発議第1号にもありますとおり、地域公共交通網をさらに整備する必要があると私は考えております。コミュニティバスなど新たな公共交通手段の導入が必要ではないかと考えております。新たな交通手段を導入することにより、町民の方の買物・通勤・通学、いろいろな日常生活の質が向上するのではないかと考えておりますし、また、この和水町の経済活性化、そしてひいては移住の促進にもつながると考えております。町民の暮らしを支える地域公共交通、和水町の交通の未来を私たち自身の手で築いていきたいと考えております。

そこで、この議会において特別検討委員会を設置することは必要不可欠だと考えております。ぜひ、この議案に御賛同いただきたいと思います。町民の素直な声を私たち議員は残り少ないかもしませんが、最後まで全力で受け取って仕事をしていきたいと考えておりますので、ぜひ議案に御賛同いただきますようお願いいいたします。

以上で、6番議員の賛成の立場での討論を終わります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号「地域公共交通検討特別委員会の設置について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって発議第1号「地域公共交通検討特別委員会の設置」については可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時15分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました地域公共交通検討特別委員会の委員の選任がありますので、ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時42分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました地域公共交通検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって議長が会議に諮って指名することになっています。

お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、地域公共交通検討特別委員会は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時43分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

正・副委員長の互選があつておりますので、報告します。

委員長に亀崎議員、副委員長に荒木議員。

以上のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時45分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発議第1号「地域公共交通検討特別委員会の設置」について、委員長より報告をお願いします。

地域公共交通検討特別委員会委員長 亀崎議員

○地域公共交通検討特別委員会委員長（亀崎清貴君） 発議第1号「地域公共交通検討特別委員会の設置」について御報告させていただきます。

お手元の資料2枚目をお開きください。

地域公共交通検討特別委員会の設置について

下記のとおり地方自治法第109条第1項及び和水町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置する。

名 称 地域公共交通検討特別委員会

定 数 10名

目 的 町内の地域公共交通の状況、コストパフォーマンスを確認し、将来にわたり地域公共交通の使いやすさ、サービス等の最適化を考慮し、地域公共交通の在り方を検討する。

調査期間 本特別委員会は議会の閉会中も継続調査することとし、調査期間は議決の日から調査終了までといたします。

最後に、期間が非常に、この議会での期間といたしましては3月までということで短いところではございますけれども、10名の委員の皆様方と、そし町執行部の御協力を賜りながら協議を重ねて検討してまいりたいと思います。皆様方の御協力のほどどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、御報告のほうを終わらせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 発議第1号「地域公共交通検討特別委員会の設置」については、以上のとおりとなります。委員の皆様方、よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の会議を閉じます。

これで、本日の日程は全て終了しました。

去る9月3日以来、10日間にわたり議員各位におかれでは、諸議案に真摯に向き合い御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会において成立しました諸議案の執行については、執行部におかれでは適切なる運用をもって進められるとともに、住民目線での行政に努めていただくことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして、令和7年第3回和水町議会定例会を閉会します。御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後2時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員